

常磐短期大学研究紀要

第 30 号

目 次

原著論文

- ニーチェとキリスト教信仰 ……………三宅 光一… 1
- 「まつの子ぐみ」保育活動
— 大学の授業による子育て支援実践の試み — ……………江波 諄子… 25
- 公的オンブズマン制度に関する一考察
— 藤沢市オンブズマン制度の苦情処理手続を題材として — ……………森 長秀… 45
- 公益法人, 中間法人の情報公開 ……………金子 雄次… 57
- インターネット社会と情報倫理
— 情報リテラシーと情報倫理教育 — ……………室伏 武… 68
- 梅酒摂取が血中脂質に及ぼす影響 ……………富田 教代… 76

総説

- 株式新市場をめぐる諸問題 ……………中川 淳… 82

報告

- 学生のVDT作業と疲労について ……………藤江善一郎… 89

研究ノート

- アクアミネラルの利用に関する研究 ……………荒田 玲子・田中 景子… 98

資料

- 日常生活における化学物質の安全評価 ……………古賀ノブ子…110

- 助成研究報告 ……………121

- 業績一覧 ……………125

常磐短期大学

平成13年(2001)12月

常磐短期大学研究紀要寄稿規程

制定 昭和51.11.24 教授会
改正 昭和60.3.19, 平成2.4.18
平成10.7.14

(目的)

第1条 専門委員会の設置および運営に関する規程第4章に基づいて発刊する研究紀要の寄稿については、この規程の定めるところによる。

(寄稿資格者)

第2条 本紀要の寄稿資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 本学の専任職員であって、教員資格審査規程第2条に定める教員
2. 学内講師および本務校のない非常勤講師であって、委員会が寄稿資格を認めた者
3. 本学の事務員であって、1～2号との共同研究者
4. その他、学問的価値などを考慮して、特に委員会が認めた論文の寄稿者 (昭和60.3.19改正)

(未発表の原則)

第3条 寄稿論文は未発表のものに限る。

(論文の種類)

第4条 寄稿論文は原著論文のほか、研究ノート、報告、翻訳、書評、文献紹介などとする。(昭和60.3.19, 平成10.7.14改正)

(基準原稿枚数)

第5条 論文1篇の長さは、図・表・写真などを含め、400字詰用紙40枚を基準とする。(昭和60.3.19改正)

(1人1篇の原則)

第6条 寄稿論文は1人1篇とする。但し、共同研究の場合、もしくは2つ以上の原稿論文の合計が40枚を越えない場合には、複数の論文を認めることがある。

(原稿の訂正等)

第7条 委員会は、寄稿論文に対して必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは、掲載見送りを要求することがある。

(著者校正)

第8条 校正は著者校正とし、校正段階での原稿の変更は原則として認めない。

(抜刷)

第9条 抜刷は1篇につき40部を無料とし、それ以上については希望者の実費負担とする。(平成10.7.14改正)

(論文概要)

第10条 原著論文には、論文概要(例、英文で200語程度)をつける。(平成10.7.14追加)

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 昭和60年3月19日の改正により、第2条を削除し、第3条および第4条をまとめて第2条とし、以下2ヶ条ずつ繰り上げる。
3. この規程の改正条項は、昭和60年4月1日より施行する。
4. 校名変更に伴い、平成2年4月1日より規定名称を改める。
5. この規定の改正条項は、改正の日より施行する。

常磐短期大学研究紀要 第30号(2001年)

平成13年(2001)12月25日発行

発行者 常磐短期大学

〒310-8585 水戸市見和1丁目430番地の1

電話 029-232-2511(代)

印刷所 株式会社 あけぼの印刷社

〒310-0804 水戸市白梅1-2-11

編集委員会

委員長 市村 國夫

委員 濱崎 武子 日高 秀昌

古賀ノブ子 三宅 光一

坂本 徹朗 瀧口 泰行

(アルファベット順)

常磐短期大学研究紀要

第30号

常磐短期大学

平成13年(2001)12月

ニーチェとキリスト教信仰

三宅光一*

Nietzsche und der christliche Glaube

MIYAKE Mitsukazu*

Ziel dieses Aufsatzes ist, Nietzsche's Einstellung gegenüber dem Christentum zu skizzieren. Nietzsche weist darauf hin, daß das Ereignis vom Nihilismus, Ende des 19. Jahrhunderts, als das der europäischen Geschichte erscheint. Am Anfang dieses Aufsatzes unter dem Titel „Nietzsche und der christliche Glaube“ muß diese Frage nach dem Nihilismus gestellt werden, weil seine Frage nach dem Wesen des Christentums nur aus der engen Beziehung mit der europäischen Geschichte zu begreifen ist. Seiner Ansicht nach heißt Nihilismus, daß die höchsten Werte entwertet worden sind. Er schreibt dieses Ereignis der „Platonische Zwei-Welt-Lehre“ zu, wie etwa den Begriff 《Jenseits-Diesseits》 und 《Idee-Erscheinung》. Christentum ist nichts anderes als „Platonismus für das Volk“. Auf seinem Weg zur Überwindung des Nihilismus wird folglich die Kritik des Christentums und die Ablehnung der Herrschaft der christlichen Werte unentbehrlich. Dadurch wollte er eine ganz neue Dimension, d.h. seine Umwertung aller Werte, an allem Menschlichen herausstellen.

Bei Betrachtung des Christentums wird verständlicherweise der Nachdruck auf die Interpretierung der christlichen Bibel gelegt. Mit dem rationalen Prinzip, die Sachen der Bibel theoretisch darzustellen, unternahm David Strauss eine wissenschaftliche, nicht gläubige Analyse der Bibel. Nachdem der frühe Nietzsche unter dem Einfluß der Strausschen Schrift zur Überzeugung gekommen war, daß die erzählte Welt der Bibel fiktiv und somit falsch sei, stand er in kritischer Distanzierung. Später wurden die Heiligen Schriften jedoch rein psychologisch und physiologisch behandelt. Im Zug seiner kritischen Auseinandersetzung mit der Bedeutung von Vernunft, Wahrheit und Erkenntnis kommt Nietzsche zu dem Schluß, daß jede Erkenntnis ihren Ursprung in einer analogen Übertragung der inneren

Erfahrung auf äußere Verhältnisse hat. Folglich betrachtete er von einer anderen größeren Tiefe her die Geschichten Jesu, als bloßen Glauben und Wissen. Gemäß seiner psychologischen und physiologischen Methode wird im Falle Nietzsches jenes bisherige Jesusbild preisgegeben.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

1. はじめに

ニーチェとキリスト教信仰との関係が、彼の哲学の中核を占める重要なテーマ領域の一部に帰属することは紛れもない事実である。従って、ニーチェがいかにキリスト教を考え、さらにそれとどう対決したのか、またキリスト教との格闘がどういう意味を持つのかについて、詳細な考察を加えることは、欠くべからざる検討課題である。それは広汎な問題意識を共有することになるが、本稿では与えられた紙面の制限ということもあって、そこに深入りする余裕はない。ただニヒリズムの惹起にキリスト教の支配が、直接的と間接的とを問わず甚大な影響力を及ぼしているので、ニヒリズムの出来事に関する論述は避けられない。その論述からは、ニヒリズムにも種々相があるということが明らかになるであろう。またニーチェの聖書への接近法がどのようなものなのかに関してだけ、当面は銘記しておこう。最低限許された論述の中でも、それは後続論文の大事な前提となるであろう。それに加えて、ニヒリズムとの関連でニーチェが、仏陀をいかに理解したかにも言及しておきたい。イエスのニーチェ的把握を解明する要点ともなるからである。その他、イエス像やパウロ以降のキリスト教などの論述は、後日を期したく思う。

2. ヨーロッパ史の出来事としてのニヒリズム

キリスト教は、イスラエルの歴史およびそれに続くキリスト教史が人類の歴史だと思いつけてきた。しかし、ニーチェの見るところ、そのようなやり方は、もしくはそこから出来上がった新しい聖書は、

「あらゆる点において一種のロココ趣味である。この新しい聖書を<聖書>として、<聖書そのもの>として旧約聖書と共に一冊の書物にするために、接着剤でくっつけたということ、そのことは恐らく、文学的なヨーロッパが良心の疼きを感じている最大の向こう見ずな行為であり、<精神に反する罪>である。」¹⁾

新旧聖書の接着具合いからその豊かな内容まで、聖書世界は装飾的芸術様式で築き上げられており、華麗繊細かつ優美さにあふれた文学の虚構的作為に彩られている。それ故、ニーチェは「人間において最もよく発達したもの、それは人間の力への意志である。——だからヨーロッパ人は、二、三千年来、でっちあげられ、己れ自身に嘘をついてきたキリスト教信仰などによって欺かれてはならない」と力説する。そう言われてみると、その証拠に、いまや世界中で利用される地球時間が、自明のようにキリスト教暦の標準だと思いつき、もっと言えばこの標準に従うようになったことに疑問を呈することすら知らない。「ミレニアム・カウントダウン」が世界中で流行したのは、ついこの間のことで

2001年11月17日受付

* MIYAKE Mitsukazu 現代教養講座・助教授 (文学の世界)

ある。欧米人にとっては、自分たちの文明あるいは宗教が人類最高の卓越した基準であるとの自負心を改めて裏づけたようなものである。もっとも、イスラム教暦、太陰暦、中華民国暦、日本の元号など、地域によってはキリスト教暦が必ずしも有効だとは言えないが、それでも対外的な交渉をもつ場合には、世界の標準としては決まってキリスト教暦が最大の効力を発し、「世紀末」という時代の切れ目の意義を重視する風潮は世界規模で広がっている。ヨーロッパによる大航海時代以来、地球時間がその意味での普遍性を持ってきたことは確かである。言うまでもなくヨーロッパ人はそのような価値基準に誇りをもち、絶大な信を寄せてきた。

ところが、ニーチェは無自覚的にそのヨーロッパの文明社会のうちにあり続けることから覚醒する。そして自覚的にニヒリズムに関わり、それを超克しようとする。そこに誠実な実存の問題としてのニヒリズムが立ち現われ、無に耐え無を梃子にして、真実の自己を確立しようとする。まさにこの地平でニーチェには、自己の個の自覚を回転軸にして、キリスト教の転覆を図る、という西欧歴史の必然性が、同時に浮かび上がってくる。ニーチェは世紀末の諸徴候を西欧歴史の必然性として捉えるのである。

『力への意志』の序言においてニーチェは、そうした信念についての未曾有な宣告を次のように示している。

「私の語るものは、次の二世紀の歴史である。私は来たるべきものを、もはや別様には来たり得ないものを、すなわちニヒリズムの到来を記述する。この歴史はいまではすでに語り得るものとなっている。なぜなら、必然性自身がここでは活動を始めているからである。この未来は、すでに百の合図のうちに語り出しており、この運命はいたる所で己れを告示している。未来のこの音楽には、すべての人がすでに耳をそば立てている。私たちの全ヨーロッパ文化は、すでにかなり以前から、十

年また十年と加わっていく緊張の拷問を味わいながら、一つの破局を目指すかのように動いている。休みなく、荒々しく、慌てふためいて。あたかもそれは、終末を欲し、もはや己れを顧みず、己れを顧みることを恐れる奔流に似ている。³⁾」

上の引用では、ヨーロッパ精神の総括としての「ニヒリズムの到来」が告げられている。この世紀末思想について、一時代を反映した特異な現象として意味づけるにはあまりにも、彼の洞察はその深さと広さにおいて測りがたいものを含んでいる。どの世紀の節目にも、世紀末は確実に存在したわけだが、ニーチェの指摘はヨーロッパ史上、最大の転換期の衝撃を捕捉するものであった。そしてニーチェ以後も、刻々とその究極的な破滅の淵を目指して、歩みが重ねられていく。表面的にはニーチェ以後も、第一次および第二次世界大戦を乗り越えて、相変わらずアメリカと共に政治的に経済的に、また軍事的に世界に覇を称えているだけに、なおさらニーチェの教説はヨーロッパ人の間で強烈な衝撃と亀裂が走っていった。「己れの内にニヒリズム自身を極限まで生き抜いてしまった」ニーチェ、すなわちこのヨーロッパの最初で完全なニヒリストの眼から眺めれば、当時世界を席卷して、栄華の頂点をきわめていたように思われるヨーロッパの文化や精神全体には、生理学的退化やデカダンスの病弊状態が覆いかぶさっていた。ヨーロッパ人が願望する価値はことごとく、デカダンスの価値である。帝国主義による全世界の植民地化の完了といった威勢のよい現象の底で、ヨーロッパ社会は生への意志が恐ろしく弱まり、無気力の惰性に押し流され、虚無への憧憬がこの表層の現象に打ち克つに至った。ギリシア神話に登場するシレノスの恐ろしい洞察が示すように「むしろ存在するよりも存在しないほうがよい」というデカダンスの状態が、ニヒリズムの病根としてはびこり出した。これがニーチェの根本認識であった。

「ニヒリズムは戸口に立っている。すべての訪問客のうちで最も不気味なこの者は、どこから私の所へ来るのであろうか？—出発点、すなわち社会的困窮>とかく心理学的退化>とか、あるいは腐敗をすら指差して、ニヒリズムの原因とするのは誤りだ。それは無類に義理堅く、思いやり深い時代なのだ。心的にせよ身体的にせよ知性的にせよ、困窮はそれ自体では、ニヒリズム（すなわち、価値、意味、願望の徹底的拒否）をうみだすことは断じてできない。これらもろもろの困窮は依然として全くちがった諸解釈を許すものである。そうではなくて、一つの全く特定の解釈のうちに、キリスト教的、道徳的解釈のうちに、ニヒリズムは潜んでいるのである。」⁵⁾

二千年来、巧みにキリスト教がヨーロッパ文化の内部で構造化され、それに基づく道徳を生み出した。そしてとりわけ現実の生を否定することによって、いかにヨーロッパ人の中に、生についての歪んだ認識をもたらしたのか。ニヒリズムとは「至高の諸価値がその価値を剥奪されること」⁶⁾を意味する。生の意味の喪失へと誘なうこと、至高の価値に自己の生存を託せなくなったこと、これが取りもなおさずニヒリズム的徴候を顕わにしている。

ヨーロッパ中世は、人々が救いの確実性に確信を持てた時代であったけれども、人間認識の確実性を求めて、人間理性が神の実在を弁護すべく立ち上がった時、既存の価値秩序が壊れ始める。例えば精巧な人体や、神の摂理と見紛うほどの素晴らしい宇宙の規律ある運行は、発見の当初は神の存在証明と捉えられても、だれも何ら文句をつけることはなかった。ところが、科学の進歩と共に、神観念ないしはその支配秩序から人間は離脱していくのである。理性の権能とか科学の権威とかが神観念を変質させ、終局ではそれへの拒否に導くのである。

「キリスト教の神に対する信仰の没落、科学

的無神論の勝利は、全ヨーロッパの出来事であり、当然ならがらそこにすべての民族が彼らの功績と名誉に関与してくる。」⁷⁾

「キリスト教の神への信仰が信ぜられなくなったこと」⁸⁾を「神は死んだ」というのであろう。この「神は死んだ」という言葉によって、ニーチェはニヒリズムの到来を象徴的に示唆していることも、ここで触れておく必要がある。

神の存在という重しなしいはその歴史的重圧が、長年ヨーロッパ人の頭上にのしかかってきた。人間の主体性が制約を受け、その状況が存在する限り、人間の真の意味の自由と自立は阻害される。「君たち友よ、もしも神々が存在するとすれば、どうして私は自分も神でないことに耐えられようか！だから、神々は存在しないのだ。」⁹⁾人間の主体性以外には絶対の前提を認めない、とする見地を抜きにしては、このような発想は生まれてこない。ドストエフスキーの『カラマゾフの兄弟』の中で語られる「神がいなければ、人間にはどのようなことでも許される」といったイワン・カラマゾフの発言は、それにふさわしいものである。あるいはナポレオンのような天才的英雄は神を乗り越えている。それ故、この人物なら、道徳規範を打破する資格を有している、という『罪と罰』のラスコーリニコフの推察も、同じ前提から出発している。しかしながら、彼らはイエスの否定によって、神の問題のことごとくを一身に背負うことになる。そして『悪霊』におけるスタヴローギンの意見、つまり「神人が死んだとするなら、人間自身が神とならなければならない。」という結論にまで深化する。ドフトエスキーの問題提起は、前提として神の有効支配の喪失についての深い絶望を含んでおり、従って逆説的に、人間はどのように神に係わるのか、という大きな問いの渦の前に佇んでいるのが、イワンを始めとする登場人物たちの姿である。それに対してツァラトゥストラは、己れの主体性に基づく発言を敢行する。神に相当する完全な主体性と創造性を

人類は所有しなければ、人間としての生き甲斐が感じられないだろう。いまやヨーロッパ文明の自明性が剥奪され、その文化の内側で生きる限りにおいて、人間の生に危機が生じている。神との断絶においてはじめて、人間の深化と生の昂揚の実践を試みるべきなのである。だが、ニーチェの眼に映ってくるものは、ヨーロッパ文明における生の弱体化およびその衰退である。生の衰退という観点から見る場合、キリスト教ばかりが、ニヒリズム招来の原因であるわけではない。その根底的原因を、ニーチェはむしろプラトン思想に求め、それを究極的な非難の対象に挙げるのである。

「私には、生それ自身は成長に対する、持続に対する、諸力の蓄積に対する、力に対する本能のことである。すなわち力の意志を欠く所には、衰退がある。私の主張は、人類のすべての至高の価値にはこの意志が欠けているということ―衰退の諸価値が、ニヒリズム的諸価値が、最も神聖な名称をかたって支配権を振るっている。¹⁰⁾」

哲学者はつねにデカダンス現象の連鎖の中に入り、彼らはニヒリズムの宗教に奉仕しているというのが、ニーチェの変わらぬ推察である。言うまでもなく、これはプラトンのみを名指した批判ではない。全ヨーロッパの哲学者を脳裏に思い浮べていようが、プラトン（厳密に言うと、プラトンの語るソクラテス）は、やはり一連の歩みの出発点に位置している。

プラトン主義は、超感覚的なイデア世界を想定し、そこに価値評価の基準を定め、生を持続的同一的な存在者に基づいて捉えようとする。そうすることでソクラテス以前のギリシア人の生活基盤を破壊したのだった。こうした強烈な思想が、以後のヨーロッパにおける歴史の根底を貫いて、支配的勢力を築いてきたことの実認は、ニーチェにとって不可避の現実であった。ここでは生の生成と歴史性を拒否するが故

に、プラトン主義は克服しなければならない対象となる。恒常的で普遍的である超感覚の世界から主導権を取り戻し、感覚世界や事実的な生の権威を回復することが、ニーチェの焦眉の急務となる。プラトン主義がヨーロッパの正統的な地位を占めているとすれば、ニーチェ自らの言葉¹¹⁾を借りると「〈民衆〉のためのプラトニズム」と表現されるキリスト教にも批判の考察が及んでいく。キリスト教の背後にプラトンが鎮座している。キリスト教にあっても、見せかけの感覚界と真実の超感覚界とを分離するプラトン主義に倣って、彼岸と此岸との区別を想定するからである。

かくも広大な影響を及ぼすプラトン主義ではあるものの、ニーチェはプラトン以降の哲学の流れを、ギリシアの典型的な精神とは思っていない。彼の哲学思想における処女出版作『悲劇の誕生』においてすでに明白である通り、ソクラテス・プラトンなどは、たそがれた衰退期のギリシア精神であって、却ってギリシア民族の創造的生のエネルギーを衰退へと導いた決定的な思想家であった。ヘーゲルは「ミネルバの梟」などと讃えて、彼らに敬意を表したが、ニーチェは反対にギリシア本来の思想を歪曲して、形而上学を誤った方向へ導いた欺瞞的な思想と見なしている。それだけではない。現在でもプラトニズムの思想動向が、文化的哲学的伝統に決定的な制約を加えていると見た。それ故、ニーチェの立場からは、何よりもプラトン主義の打破が、ニーチェの最初にして最終の根本的な課題となって浮上してくる。

上掲の引用文³⁾ではニーチェは、明確にヨーロッパの「来たるべき二世紀の歴史」に関して物語ると公言して憚らないが、実はニヒリズムの歴史はすでに古代において顕在化していたというのだ。デカダンスはソクラテスから始まった。¹²⁾「理論的人間」ソクラテスはデカダンスの最初の天才だった。観念を生と対立させ、知的概念や観念を通じて生についての判断を下した。そうすることによって生を押し潰した。

「ギリシア本来の哲学者たちとは、ソクラテス以前の人々である（—ソクラテスと共に何事が変わる。¹³⁾」本来のギリシア人は悲劇の創造によって、暗黒の闇と破壊を内包する生を肯定し、その限りで言えば生を克服しようとした。そこに創造的な民族としてのギリシア人の偉大さがあった。ところが、ソクラテスは悲劇的なものと相対する対蹠点に立ち、無法にもその偉大さを削いで、その流れを根絶させたのである。「ソクラテス以降のギリシア哲学者たちの出現は、デカダンスの徴候である。反ギリシアの本能が上位を占める。¹⁴⁾」ニーチェの判断に従えば、ソクラテスは生の否定と生の煩わしさによる疲労感を覚えていた。

「生についてどの時代でも最高の賢者たちは、同じ判断を下してきた。それは何の役にも立たないのだ……。いついかなる所でも、彼らの口から同じ響きを聞いてきた—疑惑に満ち、憂愁に満ち、生の疲労に満ち、生への反抗に満ちた響きを。ソクラテスすら、死の間際にこう言った。〈生きること—それは長煩いをする事だ。すなわち私は医術の神アスクレピオスに鶏一羽の借りがある〉と。ソクラテスさえ生きることに倦んでいた。¹⁵⁾」

高貴なギリシア社会が、最低級の平民ソクラテスの手で揺さ振られる。対話を好んだソクラテスは街頭に立ち、弁証法を駆使して、人々に論争を挑んだ。ソクラテスは、このような新種の競争 (Agon) を発明した。本来的に競争の好きなギリシア人の性向に火が点き、高貴なギリシア人たちが率先して、その議論の輪に加わった。「彼はギリシア人の競闘衝動を揺り動かすことによって魅了したのだ。—彼は青年や少年の間で交わされる格闘にひとつの変形物を持ち込んだ。¹⁶⁾」それだけでなく、すでにソクラテスは、高貴なアテナイ人が退化の状態に入り込んだことを察知して、「不条理なまでに合理的である¹⁷⁾」ように先導した。その結果として何が

起きたか。「平民ソクラテスが弁証法でもって、より高貴な趣味に、高貴な者の趣味に打ち克つに至った。—賤民が弁証法でもって勝利を収めたのである。¹⁸⁾」

「デカダンスと闘うことで、すでにデカダンスから抜け出ているというのは、哲学者や道徳家の側の自己欺瞞である。抜け出ることは、彼らの力の及ばないところである。すなわち彼らが、手段として、救済として選ぶものが、それ自身またもやデカダンスの一表現にすぎないからである。—彼らはデカダンスの表現を変えるのであって、デカダンス自身を取り除くのではない。ソクラテスは一つの誤解であった。改善道徳全般やキリスト教の道徳も誤解だった。とてもまばゆい日の光、あらゆる犠牲を払っての合理性、そして清澄な、冷静な、慎重な、意識的な、本能抜きの、本能に対抗する生は、それ自身一つの病気であって、もう一つの病気なのである。断じて<徳>への、<健康>への、幸福への帰路ではなかった……。本能と戦わざるを得ないということ—これこそデカダンスを表わす定式である。すなわち、生が上昇する限り、幸福は本能に等しい。——」¹⁹⁾

上の引用箇所中のものと同じ文脈で起草した文章が、『力への意志』(435)で述べられている。そこでは、次のような文章が続く。

「ギリシアの哲学者を取り上げてみよう。例えばプラトンはポリスから、競闘(Wettkampf)から、軍事的有能性から、芸術や美から、秘儀から、伝統や祖父たちに対する信仰から、本能を切り離した……。彼は貴族の誘惑者であったが、彼自身は平民ソクラテスによって誘惑されたのである……。彼は、正真正銘の<高貴なギリシア人>のあらゆる前提を否定し、弁証法を日常実践のうちに取り込み、僭主と共謀し、未来の政治を画策し、本能を

古きものから最も完全に切り離れた実例を与えた。彼は、すべての反ギリシア的なものにおいて、深く、激情的である。²⁰⁾

生を貶めても、本能や暗い欲望に対して理性の光をあてようとする事、その理性主義、主知主義によってデカダンスが招来した。本能を生と対置する限り、デカダンスの克服にはならない。古代ギリシア社会にあっては、生の頹廢の症候に陥っていたソクラテスとプラトンが、ギリシア解体の道具として後世に大いなる影響力を發揮した。例えば、エピキュロスとピュロンはギリシア的デカダンスの典型的な二形式であったという。快樂主義者エピキュロスは、苦悩と刺激に極度に反応する能力の故に、「実在性に対する本能的憎悪²¹⁾」を厭い、あらゆる敵対と反抗を不快と感じて、条件反射的にそれとの距離を排して、自らの抵抗を放棄する所に淨福とか快とかを認めた。その際、私たちは快樂が至高善だという言葉に惑わされてはならない。エピキュロスがそこで追求する快樂というのは、時間的に移ろいやすい肉体的快樂ではない。反対に、肉体的感覺からできるだけ遠ざかった心の満足なのである。またピュロンの場合は、徳の哲学者たちに対する失望を覚えている。つまり、彼らが高く評価する至高の意識は、生の行為実践のうちでは「俳優の実技」に終わり、はなはだ不完全なものであることを悟る。世の常として思考実践が、ただちに外的行為実践に結びつかないからである。そこが外界での実現の難しさなのである。思考内容の実践とその成就といった点から見れば、むしろ市井の人の善意や正直さといった徳目の方が、そうした俳優的な徳よりもはるかに優っている。こうした思考回路をたどり、ピュロンは「矛盾を克服し、競い争うことなく、際立とうとの意志もなく、すなわちギリシア的本能を否定する。²²⁾」彼の後半生は、俗世間のうちで全く無関心で冷静な平常心に身を沈めて、生存を全うした。こうした形で、ソクラテス以前にギリシア人たちが共有

していた自然世界を、言い換えると生の本能に従って自由自在に躍動していた自らの原故郷を、跡形もなく突き崩していくのである。プラトン以降の哲学者たちの主張する価値判断は、ニーチェから言わせれば、非本来的な意味でのギリシア的發展に資するものであった。

「エジプト的なもの（審判としての〈死後の生〉…）、セム的なもの（〈賢者の威信〉、〈族長〉）—ピュタゴラス学派、地底での礼拝、沈黙、彼岸という脅迫手段、数学。すなわち宗教的評価、森羅万象との一種の交わり、—僧侶的なもの、禁欲的なもの、超絶的なもの。²³⁾」

エジプトのミトラ信仰や思想、その他雑多なものが、いろいろな経路を経てギリシアに流れこむ。こうした発展段階における種々の概念はおしなべてプラトンの思想に凝集された、とニーチェは考える。デカダンス運動の一方の極は、華美や芸術を愛好する爛熟した芸術運動となって現われるが、もう一方の極は「宗教的・道徳的パトスの暗鬱」や「ストア的自己硬直」と「プラトンの官能誹謗」へと導き、その果てに西欧社会において「キリスト教に対する地盤の準備」過程へと接続していく。²⁴⁾ ニーチェのニヒリズムの系譜に関する検討が、ここでの小論のテーマに掲げているわけではないので、これ以上の論述を避けたいが、今まで述べてきたことから、次のようなニーチェの見解を提示したいだけである。すなわち、ニヒリズムの歴史がソクラテスまでに遡れるほどに根の深い現象であること、ただそれが顕在化せずに、長く隠れていたように見えていたことである。

ところが、知的領域ではプラトン主義の瓦解、世俗的にはキリスト教への懐疑ならびに権威失墜によって、いまや明瞭にニヒリズムの現象が際立ち始め、ここにニヒリズムの問題が大きく焦点化されることとなった。

ヨーロッパという地域は、最も典型的にニヒ

リズムが現われ出る場所であると同時に、歴史的必然性の点でもニヒリズムを惹起する運命を宿した場所である。欧州が古代ギリシア・ローマ、キリスト教精神を己れの文化開花の養分として受け入れ、そこを基点に生い立った。そこに身を寄せる限り、ニヒリズムの運命は免れ得ない。ニーチェはそれと正面切って対決する。彼の内面におけるニヒリズムの自覚化と徹底化が、我が身にヨーロッパの運命を引き受けることを可能ならしめたのである。

3. ニーチェの仏教理解および仏陀理解

「道徳に対する懐疑こそは決定的なものだ。裁可を彼岸(Jenseitigkeit)に逃亡させようと試みたあとで、もはや裁可を持てなくなった道徳的な世界解釈の滅亡は、くすべては無意味である」というニヒリズムに終わる。(膨大な力が世界解釈のために捧げられてきたが、その解釈が実行不可能であることがわかると一切の世界解釈が偽りではないのか、という不信感を引き起こすのである。) 仏教徒的傾向、無への憧れ²⁵⁾」

キリスト教に支えられた道徳的解釈も、キリスト教が白日の下に曝され、その実体が暴かれた以上は、「道徳的世界解釈の没落」も必然的な付随現象となって出現する。この立言では、「くすべては無意味である」というニヒリズム²⁶⁾が立ち現われることに言及して、「仏教徒的傾向、無への憧れ」という言葉で段落が締めくくられる。仏教は「受動的ニヒリズム、弱さの徴表」であり、「もはや攻撃をしない疲労したニヒリズム」である。意志の否定によって意志の疾病に陥っている。ニーチェ哲学のなかでは仏教もキリスト教も、デカダンスの宗教として等しく断罪を受ける。だが、ニーチェがこう断定したからと言って、彼の仏教に対する見方は、必ずしも仏教の内包する真の姿に迫ったものではない。この引用箇所からわかることは、仏教

に対して或る種制約の下で把握した意味しか持ち得ていないということだ。仏教本来のあり方は、このニヒリズムの心境を突破した所から開けてくる現世肯定の立場を含む。仏教的無の境地は、生それ以外の何か、すなわち現世的諸価値や思想によすがを求めて安住することを否定するといった点からは、確かにニーチェの考えるニヒリズムと気脈の相通じる要素がある。それもニヒリズムの初期段階に該当するであろう。しかし、さらに一歩進んで、生の空虚さ、無意味さのさなかに生それ自身から生を肯定しようとする態度(生肯定的なペシミズム)に転換しなければ、生き抜いたニーチェ的ニヒリズムとはなり得ない。それと同様に仏教思想の「無への憧れ」が単に生存への意欲減退と同義であると考えれば、それは必ずしも本来の仏教的立場を代弁するものとは言えない。その点、ニーチェの理解は不十分な理解と言わざるを得ない。先取りして追記すれば、彼の誤解の下で理解された仏教者の生き方が、イエスの生活実践と身近な類縁性を持っているのである。

ニーチェは仏教をデカダンスの宗教に含める。仏教へのこうした低い評価は、それにもかかわらず、キリスト教批判のようにニーチェの悪意を駆り立てるものとはならない。彼の見解からは、仏教において否定し去るべき何らかの要素を残すとしても、ヨーロッパ特有の歴史的必然の流れから免れている。ニーチェの仏教に関する学識は、主としてプフォルタ学院時代からの親友であったインド学者パウル・ドイセンやショーペンハウエルの著述を通じて若い頃から親しんだものである。仏教は、彼に言わせると「晩生の人間たちにとっての宗教であって、苦悩をあまりにもやすやすと感受する、善良な温和な、きわめて精神化されてしまった種族にとっての宗教である。」²⁷⁾キリスト教と違って、自己の苦ならびに自己の受苦能力に対して罪の解釈や悪魔の仕業を持ち出すことなく、仏教者は率直に「生存は苦しい」と告白する。そして生存の只中に過たず立つ、このことによって仏

教師は、平和と快活の境地に引き戻されるのである。彼は精神的なものにおいて摂生を心がけ、肉体の面では鍛練を施すことができる。

肝腎のヨーロッパにおける状況はどうか、いまだ仏教的な率直な受苦を引き受ける段階にまで成熟していない。仏教は文明の終結と倦怠に差しかかった時代に迎える宗教であるが、これに比べて、キリスト教はいまだその段階に到達していない。逆に彼岸思想、最後の審判による救済、さらにその信仰のために抑圧を受ける生の現実、こうしたありもしない幻影を提供することによって、生の苦痛を誤魔化した。キリスト教の発生は、ニーチェの理解では「实在性に逆らう敵意の形式、これまで凌駕されたことのない不倶戴天の敵意の形式²⁸⁾」とまで酷評せざるを得ない。

ここに仏教とキリスト教に対して評価の分かれる分岐点がある。その苦の処方箋から見て、キリスト教を容認した西欧は、文明がいまだ眼前にすら見えてこない。ローマ教会はローマ帝国の領土拡張と同時平行して、野蛮民族の跋扈するいわゆるガリア、アイルランド、ブリテン、ゲルマンの西欧地帯に踏み込んでいく。当初、彼ら蛮族たちは、原初的な生命感情のほとばしるままに振る舞い、なかなかローマに屈伏しない。キリスト教は、この猛獣のような民族をどのように支配しようとしたのか。ニーチェの認識によれば、彼らを病的で弱体化したものに改造することで、懐柔を成し遂げるのである。つまり、まず強力で恐るべき悪魔を生み出し、自己が苦しんでいる事実を、その奇妙な存在の仕業に原因転嫁する。往々にしてドルイドなどと呼ばれる土着の古い師や預言者が、その餌食にされ、悪魔や魔女として撲滅された。そして見事に変身を遂げた野蛮民族は、生の上昇を抑圧して、神にひれ伏すのである。その後、キリスト教徒の使命感と信仰心を大いに發揮して、例えばドイツ騎士団のバルト海沿岸ならびにポーランドの地での異教徒退治とか、あるいはスイスを故郷とするハプスブルグ家の先祖の、キリ

スト教化を目的とした東方制圧とかの教圏拡大に走るのである。根本的に見て、キリスト教は苦に対する直視に耐え切れない。しかしいまや、原罪や彼岸思想など、別の言い訳を使って誤魔化す方法も限界にきている。従って、ヨーロッパのニヒリズムは仏教のレベルまで深化されなくてはならない。ショーペンハウエルという存在は、一時期ニーチェが師と仰ぐほどに、生存の苦に真正面から挑んだ希有の思想家である。キリスト教からこぼれた虚無は、ショーペンハウエルの場合、人格的実在でその空位を補填する代わりに、盲目的意志に基づく哲学的説明において決着を試みた。ところが、意志への着目にもかかわらず、その盲目的な性格づけのために、彼の哲学が、ニーチェの目にはニヒリズムの前形式に映った。生に敵対したために、ショーペンハウエルにとって同情が徳となった。同情にあっては、「抑圧的な伝染性の本能」が「生の保存や価値向上を目指す本能²⁹⁾」を妨げる。従って同情というのは、デカダンスを上昇せしめる主要な道具を意味する。

「同情は無を説きすすめる！……人は<無>とは言わず、その代わりに<彼岸>と言う、ないしは<神>と、ないしは<真の生>と、ないしは涅槃、救い、浄福などと言う³⁰⁾」

そこでは同情は崇高な言葉の誤魔化しを発生させる。こうした考え方から、ニーチェが仏教の究極をショーペンハウエルの諦念的思想、すなわち意志を敵視するベシミズムの考えと同列に置いて、理解していることがわかってくる。「私は非難しようなどとは思わない。非難する者すら非難しようと思わない。目をそむけることが私の唯一の否定でありたい！……これは要するに、私はいつかそのうちに然りと言う人(Jasagender)になりたいだけだ！」³¹⁾「然り(Ja)」にこそ、力への意志の生命的昂揚が認められる。だが、ニーチェは単に否定から肯定に転じようと決意しているだけではない。ニヒリズムの克

服は、新しい価値創造において実現しなければならない事柄である。反キリスト教的立場に徹するのは、生を肯定する新しい道徳の告知者の到来を促すという意味からであり、その実現のためには、キリスト教が怨恨感情（ルサンチマン）からの解放の障害になるからである。従って、宗教や神は人間が自らの本質を客観的に投影したにすぎない、という点でニーチェは、無神論者であったにせよ、フォイエルバッハのごとき唯物論的な無神論者の中に分類して、理解すべきではなかろう。反キリスト教者ニーチェは、キリスト教と同次元で対置的に向かい合うということである。

4. ニヒリズムの三様態

かくしてニーチェがニヒリズムを意識し論じる場合に、三つの局面を想定することができる。

(Ⅰ) 人生の世の常であるが、物事がうまく運ばないために生に挫折し、幻滅に襲われる。そして生において禍いが不可避であることを自覚させられて、心理的に落ち込む。そこで受動的にそのまま受苦する段階がまず存在する。仏教僧の諦観的姿勢がその代表であり、後述するように実は、ナザレのイエスもこれに属するという判断に傾く。

(Ⅱ) この局面に我慢がならず行動を起こす場合が出てくる。ニーチェはこうした行動を「これまでの諸価値を価値転倒することなしにニヒリズムを回避しようとする試み³²⁾」と見て、「不完全なニヒリズム」と呼ぶ。すなわちここでは生成の世界への幻滅に直面して、回避的な手段をとるのを特徴とする。生成世界から離れた彼岸へと逃げ道をつくって、その彼岸に「真の世界」、「真理」、「永遠の存在」が存在すると思ひ込む。ないしは思ひ込もうとする。形而上学的世界の定立が、ニヒリズムの対抗手段として活発化する。プラトンのイデア論やカントの物自体、ショーペンハウエルの盲目的意志、さらには仏教の涅槃のスローガンも、この種の彼

岸思想と同質の価値を持ったものとして人類の遺産を担うことになる。形而上学者たちは、こうした世界は永遠と言い、不変の実在と言い、究極の実在だとの説明を加える。あるいはまた近代社会を変える形而上学的原理も同様である。唯一の実在を想定して、「目的」とか「存在」とかの理性のカテゴリーを編み出そうとしたが、それでは生成の世界を解釈できないのに、心を安んじるために、敢えて実行しようとする。この世界は生成の世界である。それ故、理性のカテゴリーは投網を打つように、生成の世界に自らを投げ込む。ただそれだけの事である。理性のカテゴリーが把握した分だけ、自己の手の内に世界を確保したように見える。だが、そうだとすると、その行く手には未知の把握できない部分が、相変わらず大きく広がるのである。理性のカテゴリーは、大海の一滴のようなものである。生成の世界は微動だにしない。この理性の執着のからくり気づいた時、一挙に理性のカテゴリーは崩壊の憂き目にあう。このように真実のごとく語られる世界は、苦し紛れの想像上の産物に他ならない。それ故、ニーチェの思想に関する限り、それは虚構として拒否されるべきものなのである。真実世界の虚構を築くニヒリストは、生を敵視する「受動的ニヒリズム」の動きに属している。こうした虚妄を真実だと思ひ込んでいた者が、真実に目覚めると、「一切は無だ！」という現代的性格を帯びたニヒリズムの顕現となる。ニーチェは、進歩向上を忘れた人間という意味で、しばしば過度に刺激的な言葉遣いを使用して、《die Schlechtweggekommenen》や《die Mißbratenen》（「出来損ない」）などと表現するが、「出来損ないが、もはやいかなる慰めも持たないことの徴候としてのニヒリズム³³⁾」の出現に立ち至るのである。

(Ⅲ) ニーチェがヨーロッパ最初のニヒリストとして自認し、なおかつそのことを宣言する場合は、変化する現世、生成する流動の世界にのみ価値があることを固持している。彼岸思想の裏返しとしての現実肯定が同時に存在する。

たとえ最高の価値が価値評価を剥奪されても、世界そのものは消滅しない。「ニーチェの解釈学」³⁴⁾についての拙論で問うたように、かえって無垢の生成の世界として世界自体は残るのである。つまり「能動的ニヒリズム」の立場は、変化しない真実の世界は単なる虚構と見なし、それに基づく最高価値や人間的意味づけを徹底して否定するということなのである。そこから生じるのは無より他はない。拠って立つ根拠の喪失から、それに眩暈と吐き気を催すのである。いかなる人間の力も努力も道徳的恭順も、事物の秩序の流れに対して、何らの変更も影響力も与えられない。しかし、その事態を身に引き受けていく決意を固める。何のために生きるのか、その「何のためか (warum)」ということがわからぬまま、世界に投げ出されているのが人間の状態であり、この状態に置かれつつも、自覚的に生存することが、ニーチェ精神を継承したハイデガーやヤスパーズなどの実存思潮の共有する出発点であった。この第三のニヒリズムの「極限形式」は、「無が永遠に！」ということである。「意味や目標はないが、あるがままの生存、しかし無のうちへの一つの終局をも持たずに、不可避的に回帰しつつある生存、すなわち<永劫回帰> (die ewige Wiederkehr)³⁵⁾」。あるがままの状態に耐えて生きる人間の姿が、「力への意志」に即応したところに積極的なニヒリズムを見出し、それを主体的人間像として象徴的に提示したものが「超人 (Übermensch)」なのである。

真理も善悪も一切が嘘であるということになれば、身動きのできない生き方に落ち込んでしまう。また主体性を放棄した自堕落な生き方のまま、そのつどの外的状態に流されてしまいがちである。だが、重要な視点は、ニーチェはこうした消極的ニヒリズムに立って、発言しているように見えても、その意図の背後には肯定的な意志への通路が開かれていることを示唆している。換言すれば、常に躍動的生に基づく生き方が見据えられている。そこから新たな価値定

立への可能性と方向づけが生ずる。だからニヒリズムの二義性—消極的ニヒリズムから積極的ニヒリズムに至るように私たちを促している。彼の見解はこうした視点との関連から読み解かねばならない。そうでなければ、ショーペンハウエルや仏教への強烈な批判的姿勢が、彼の思想に含まれることの意味が分からなくなるであろう。例えば、「<精神>も、理性も、思考も、意識も、靈魂も、意志も、真理も存在しない。これらすべては、役に立たない虚構である³⁶⁾」と述べた後で、

「問題なのは、<主観と客観>ではなくて、特定の動物種である。この動物種は、或る相対的な正しさのもとでのみ、とりわけその近くの規則正しさを成長させる。(そのために動物種はその経験を資本として貯えることができる。) ……」

認識は権力への道具として働く。だから、権力の増大につれて、認識が生長することは、明白である……。

<認識>の意味。ここでは<善>や<美>の場合と同じく、認識の概念は厳密に狭義に人間中心的に (anthropozentrisch)、また生物学的に解されなければならない。或る特定種は己れを保存し、その権力を増大させるためには、その実在性の構想のうちこれ程多くの算定し得て変わらないものを捉えなければならない。それでこれに基づいて、己れのとる態度の範型が構成され得るのである。自己保存の有用性—これは欺瞞されないための何らかの抽象的・理論的欲求ではない。—この自己保有の有用性が、認識機関の発達の後後に動機として成立している……。認識機関は、その観察が私たちの自己保存を満足せしめようと発達する。³⁷⁾

自己保存、成長に役立つもの、「自己保存の有用性」が、生を尊重する限りにおいて、こうまで積極的に真であり善であるとされるのであ

る。自己保存は、生の遠近法の立場から明らかなように、実体的な自己完結性を伴ったものではないことに留意すべきであろう。引用注10)で指摘したように、ニーチェにとって、持続的蓄積に対する本能、諸力の成長に対する本能、権力に対する本能—それが生なのである。認識作用の網の目を取り纏める自我は、専一的に自己欲を満足するものと理解しなくてはならないのである。それは、自己保存本能から解釈する動物進化論とは関係なく、その本質は生動して止まない機能的主体、どこどこまでも成長し増大していく欲求を意味する。自己没落と自己超克が一つになって、成立する。ニーチェはニヒリズム現象を、より積極的に解釈し直して、ニヒリズムを自由な自己形成の可能性を開くものへと転換させる。徹底化されたニヒリズムの立場はただ虚無主義に陥り、生の衰退に埋没することでは終わらない。「ニヒリズム自身を極限まで生き抜いてしまった」者は、さらなる段階に突入する。つまりニヒリズムの最後の形式は、形而上学の世界を信じないこと、世界をひとり生成としてのみ把握することである。禁欲的に神のために奉仕する生き方を必要とするのは、生存にとってはなほだ不健康である。ニーチェの積極的なニヒリズムの立場からは、ニヒリズム醸成の元凶であるキリスト教を単に批判するだけで済まされない理由が、ここに見出されていよう。その成立の根本に迫り、そこにおいて実情を解剖しなくてはいけないと思われる。

5. ニーチェの聖書への接近の仕方

前節でヨーロッパのニヒリズム顕現については、ニーチェの見方によればキリスト教が大きな元凶であることを示した。ほぼ二千年にわたるキリスト教会の歩みに関しては、もちろん看過できない問題であるが、その点は稿を改めて論じるとして、ここでは考察外に置くこととする。むしろ小論の関心事は、ニーチェがイエスをどのように捉えているかということにある。

彼特有の見方がそこでも明らかになるであろうし、広く彼のキリスト教批判を検証する上でも、その問いは避けて通れない、きわめて意義深いものである。言うまでもなくキリスト像は、新約聖書の中で綴られている。従ってまず、ニーチェは聖書をどのように考えているのかといった点から入っていくのが適切であろう。

「新約聖書を読むときは、手袋をはめたらよいということである。このようにおびたしい不潔さの近くではほとんどそうせざるを得ない。(略) 私は新約聖書のなかで共感できるたった一つの特徴でもと探したが、無駄だった。そのなかには、自由で善良で公明正大で、正直であるようなものは何ひとつとしてない。ここでは人間性はいまだその端緒にすらついていない。—清潔さの本能が欠けている……。新約聖書のうちには劣悪な本能だけがあるが、この劣悪な本能へ迫る気力自身もない。そのなかにあるものは、すべてみな臆病であり、すべては目を閉じることや自己欺瞞である。まさに新約聖書を読んだあとでは、あらゆる書物が清潔となる。³⁸⁾」

これが、聖書を読んだ後のニーチェの典型的な感慨である。生の自然な発露には「健全さ」、「清潔さ」の刻印が捺され、一方でその阻害要因は、反対語として「不健全さ」、「汚らしさ」などの否定的価値語で糾弾しようとする。「自由で善良で公明正大で、正直であるようなものは何ひとつとしてない。ここでは人間性はいまだその端緒にすらついていない。」³⁹⁾ここでもニーチェの聖書を見る目は厳しい。聖書の読後、彼は嘲笑家のペトロニウスの健全で快活な精神の躍動に狂喜しながら、その著書を読み耽ったというが、おそらく聖書とは好対照な著書に気分の高揚の落差を感じてしまったのであろう。『力への意志』(147)にこういう箇所が記述されている。

「異教的—キリスト教的。—異教的とは、自然的なものを肯定すること (Jasagen)、自然的なものにおける無垢の感情、＜自然性＞のことである。キリスト教的とは、自然的なものを否定すること (Neinsagen)、自然的なものにおける品位の破壊感情、反自然性のことである。

＜無垢＞とは例えばペトロニウスのことである。この幸福な者と比較すれば、キリスト教徒は断然無垢を失ってしまった。だが、キリスト教的な状態も最後には、ただ自然状態にならざるを得ないのに、そのように把握することを禁じられている。だから、＜キリスト教的＞とは、心理学的解釈の贗造が原理まで高められていることを意味する。⁴⁰⁾」

聖書を包み込んだ「劣悪な本能」は、彼には我慢のならないものだった。それが一体どういうことを意味しているかは聖書の成立過程の追求において自ずから判明してくるだろう。差違って、ここでの注目点は、彼の読書体験の印象を、「清潔さの本能」とか「不潔さの近く」とかの生理的な表現で埋めていることである。あるいは次の引用箇所では、聖書が心理学的分析に適した文献であることを明らかにして、

「これらの福音書はどれほど用心して読んでも、用心しすぎることはない。それは一語一語の背後にその難解さを持っている。福音書はこのことがあるので、心理学者にとっては第一級の楽しみであると私は告白するが、こう言ったからといっても、私のことを大目にもてらえるだろう。—すべての素朴な頹廢の反対物として、心理学的頹廢における選りすぐりの洗練されたものとして、名人芸的な出来栄として。福音書は独特なものである。⁴¹⁾」

とニーチェは述べる。また別の箇所でもこのようにも述べる。

「人類全体が、最良の時代の最良の頭脳さえも（おそらく非人間《Unmensch》とでも言うほかない一人を除いては—）欺かれてきた。福音書は無垢の書として読まれてきた。……これは、演技がここではどれほどの名人芸で演ぜられていたかを語る大いなる示唆である。—もちろん、私たちが彼らを眼にできれば、すべてこれらの奇異なる偽善者やえせ聖者を通りすぎりにでも眼にできれば、万事けりがついたことであろう—ところで、私には、どんな一語を読んでも必ずや身振りが見えるという、まさにその理由で、私は彼らと決着をつけている。……彼らにあって眼を開く或る種の流儀には、私は我慢がならない。—幸いにもこの書物は大部分の者にとっては単に読み物にすぎない。⁴²⁾」

聖書はでっちあげの単なる物語に他ならず、「奇異なる偽善者やえせ聖者」が演技を巧みに演じる舞台である。そうした事情に気づけば、福音書に絶対的至高の価値を与え、それが「無垢の書として読まれて」いくこともなかった筈である。上記引用箇所でもニーチェが訴えたいことは、自分が読めば、その舞台で演じている人物や語り手の心的状況がつぶさに読み取れるということであり、要は自分が読むと、その創作の意図が理解できるというほどの意味であろう。聖なる信仰を保証して余りある聖書の内容から身を離しておける態度は、言い換えれば、『ツァラトゥストラ』で示唆していたライオンのような自由精神、「我欲す (Ich will)」という果敢な境地は、自らのうちに一切の価値を取り込み、その上で価値転換を図る。もっと言えば、それは格闘の精神として「＜真＞と＜非真＞というすべての古い概念に対して身をもってする (leibhaft) 宣戦布告であり、勝利の布告であるのだ。」⁴³⁾ ニーチェはこうした精神の啓発が著しい困難を伴うことも心得ている。少なくとも現状では少数派であることの意識に達し

ている。まただからこそ、『ツァラトゥストラ』の書物は「万人のためであって、誰のためでもない書」と謎めいた扉の言葉を配さなければならなかったのだし、同じ動機から『反キリスト者』の読者に向かって「この危険な著書」がごく少数者のためのものであり、しかも「明後日」に帰属するものである、とわざわざ前言に付さなければならなかった。ニーチェは自己の思想の必然性を理解させるために、私たちに過酷な条件を強いる。すなわち

「人はせめて私の真剣さに、私の激情にだけでも耐えるために、精神的な事柄において冷酷なまでに正直でなければならない。人は山頂で生活することに、一政治や民族的エゴの憐れむべき現代のお喋りを、おのれの足下に眺めることに、熟達していなければならない。ひとは無関心となってしまうていなければならない。真理は有用であるのか、真理は誰かの悲運になるのかと、このように決して問うてはならない。……今日誰ひとりとして気力を振り絞って問おうとしない問題、そうした問題に対する強さからの偏愛、禁じられたものへの気力、迷路に向かうように予定されている運命。七つの孤独からの或る体験。新しい音楽を聞き分ける新しい耳。最も遠い所をも見うる新しい眼。これまで沈黙を守ってきた真理に対する一つの新しい良心。そして大がかりな経済への意志、すなわち、この意志の力を、この意志の感激を手元に保有しておくということ……自分に対する畏敬、自分への愛、自分への絶対的自由……」⁴⁴⁾

『反キリスト者』の前置きで彼はこのように述べる。ヨーロッパ社会の「良識派」からの無理解と非難、自己の内面において幼少の頃から擦り込まれた無条件の前提、またそれに対する激しい内面的な葛藤と対決、一それは険しい道程への出発点である。ピンダロスの詩句にある「極北の民」に啓発を受けて、彼は次のように

語る。

「北方の、氷の、死のかなたに一私たちの生が、私たちの幸福がある。……私たちは幸福を発見したのだ、私たちは道を知っている、私たちはたっぷり数千年もさ迷った迷路からの出口を見出した。私たち以外に、誰がこの出口を見つけただろうか。一例えば近代人だろうか？—<私は途方に暮れる。途方に暮れるもののすべて、それが私だ>—近代人はこう嘆息する。……このような近代性に私たちは病んでいた—姑息な平和に、臆病な妥協に、近代的な然りと否の有徳な不潔さの全部に。すべてを<理解する>が故にすべてを<許す>ところの、このような寛容や心の広さは、私たちにとって熱風である。近代的な諸々の徳やその他の南風のもとで生きるよりも、むしろ氷の上で生きるほうがよい！」⁴⁵⁾

確かにニーチェの意識の内側にあつては、近代からの超出、ニヒリズムの克服は「たっぷり数千年もさ迷った迷路からの出口」を発見し、やっとその端緒についたのである。他の既存の価値と同様に、聖書理解もこうした地平において吟味検討し、何らかの意味で価値評価づけを完了しなくてはならない。自由なる精神の獲得者がいかに正直であるかに関して、ニーチェは『反キリスト者』の(218)においてこうも言っている。

「—私たち、私たち自由となった精神にしてはじめて、19の世紀にわたって誤解されてきたものを理解するための前提を持っている。—他のどのような虚言にもまして、はるかに<聖なる虚言>に戦いを挑むあの正直さ、本能や激情となってしまったあの正直さをもっている。……人は、私たちの愛情深く慎重な中立性からは、またこれほど奇異で、これほど柔弱な事物を推量することができるようにさせてくれる精神のあの訓育からは、言葉

で言い尽くせないほど遠ざかっていた。人はいつでも、恥しらずの我欲でもって、己れの利益のみをそこに求めたのである。福音の反対物から教会を築き上げてしまった……。大いなる世界—演劇の背後で一つの皮肉な神性が指先で操っている徴候を捜し求める人は、キリスト教と呼ばれる途方も無い疑問符⁴⁶⁾の中に、ささやかな拠り所を見い出すであろう。」

「聖なる虚言」に挑む正直さや誠実さを欠く人々は、「愛情深く慎重な中立性」や「精神の訓育」から遠ざかって、「福音の反対物から教会を築き上げ」た。そこには我欲と己れの利益をひたすら追い求める姿、その非難さるべきあり方が見えてくる。「世界史的皮肉」は「福音の根源、意味、権利であったものの反対物⁴⁷⁾」を形成したことである。言葉を換えると、教会の前に人類が跪いて、教会組織を神聖視すること、聖書を不磨の大典として奉ったことである。自由なる精神は、ここでの問題、つまり聖書読解という点でも価値転倒することによって、生の地平に立ち得るのである。従って「＜原始キリスト教徒＞を敵にまわすことこそ、一つの名誉である。新約聖書を読めば、そこで虐待されているものを却って必ずや愛するようになる。」⁴⁸⁾ユダヤ社会の特権者であるパリサイ人、あるいはユダヤ人民衆の生活を隅々まで干渉し支配する律法学者たちは、新約聖書のなかでは敵視され、遠慮会釈なく憎悪の対象に祭り上げられている。ということは、ニーチェの価値転倒した視野から眺めると、パリサイ人や律法学者たちにも多少の価値があったことを裏書きしているという発言につながるのである。これはニーチェ独特の皮肉の効いた言い方であるが、価値転倒した所でこそ、こうした言い方が妥当する。同じくニーチェに言わせれば、キリスト教徒は自身が偽善であるのに、それを棚上げにして、厚かましくも反対者に向かって偽善呼ばわりする。それでニーチェは半ば呆れ返った調子で「原始キリスト教徒が＜偽善＞だと言って、非

難を浴びせかけるとは！」⁴⁹⁾と声高に叫ぶ。

こうしたニーチェの叙述から明白となるのは、聖書の内容およびそれに対するカトリック教会や新教派の教義解釈への不信感であるが、そのことは直ちに、ナザレのイエスに対して決定的批判を加えることを意味しない。ここが大切な論点である。むしろ、イエスとパウロとの間には明確な一線が引かれていることを、私たちは慎重に見極める必要がある。例えば、上記引用の「福音の反対物から教会を築き上げてしまった」云々の言葉からも示唆されているが、ニーチェは、イエスとイエス以後との間には埋めがたい断層が横たわっていることを鋭く洞察するのである。イエスの言行録の中には、神の国の到来についての予言が含まれている。「神の国が近づいた、悔い改めよ。」実証的研究の成果によれば、イエスの教えにまつわる発言のうちで確実なものを拾い挙げていくと、この神の国の到来予言と「汝の隣人を愛せよ」の勧めぐらいのものであった。それ以外は、イエス自身の言行とは無縁であったとする。「隣人」ということで信仰仲間の非ユダヤ人をも含むだろうが、それはパウロ以降の解釈である。「隣人」は当初、ユダヤ人仲間のことを指すだけであった。特に異邦人であるルカの伝承する福音書では、そうした意味で民族間の壁を越えた国際性が顕著に表わされている。イエス自身はその生活圏から当然のこと、世界市民ではなくて、ユダヤ人仲間のことを念頭においていた。悔い改めて、心の平穏を取り戻しなさい、さらにはユダヤの人々に向かって、日常生活の友人仲間との友愛を保ちなさい、こうした示唆がその基本であった。そのことに関連してニーチェは、イエスが神の国の到来を告げ知らせたが、実際にやって来たのは教会であった、と皮肉まじりに述べている。明白な事実は、イエスの宣教が受難によって終止符を打ったことと、原始教団の教会が福音の形態を、ユダヤ人を越えて拡大させたことである。周知のごとくこのふたつの事柄が、教会において組み合わさっていた。しか

し、ここには、イエスとイエス以後との間に大きな齟齬と断絶があった。比較的早い時期にニーチェは、この事実に気づいたと推察される。その時期はおそらくダーヴィッド・フリートリッヒ・シュトラウスの『イエス伝』などの書物に触れて、キリスト教からの離反が内面に芽生えてきた頃に相当するだろう。母親との軋轢を感じたために、彼は露骨にそのことを表明したり、信心深い母親に対して異を唱えたりすることをはばかったけれども、彼の内面ではっきりとキリスト教のいかがわしさを感じていた。

聖書は実際、謎の多い書物である。4世紀までに旧約・新約聖書66巻が正典化され、それ以外の文書は外典や偽書と見なされた。新約聖書のあいだで特に有名なトマス福音書やヤコブ福音書は、外典扱いを受けて、正式の聖書から除外された。だが、正典にせよ、外典にせよ、元来それらが誰によって書かれたのか、その記述は歴史的事実なのか、肝心のところがいま一つ不明である。しかしキリスト教徒にとってはそれは解決済みである。すなわち信仰の立場からは、そのような愚問に関心を払わずともよい。信と知は並び立たない。11世紀半ばすぎに現われたアンセルムス（カンタベリー）は、周知のごとくアウグスティヌスの著書の精読を通じてその感化を受けて、信仰は知に先立つと主張した。不信者は信じないから、理解しようとするのであって、信者は信じるが故に、理解しようと努めると論じる。「信は知解を求める」(fides quaerens intellectum)。かくて信ぜんがために知るのではなくて、アウグスティヌスの言明に従い、「知らんがために我信ず」(Credo ut intelligam) という結論を導き出す。知りえない者はただ信ぜよという限りは、信仰は単に出発点であるばかりか、思考推論の全般的規定であり、目標であった。宗教は知の彼方に存立する。テルトゥリアヌスは「不合理なるが故に、我信ず」(Credo quia absurdum) の名言を後世に残しているが、聖書理解は、読み手の態度こそが中世以来の問題の核心なのであり、信仰

者としていかに自らの信仰を確立するかが、最大の腐心事であった。聖書のファンダメンタリスト（原理主義者）は、聖書そのものがそれ自体で客観的な神の言葉と受け取った。だから例えば、世界中でこれほどまでに読まれているという事実の重みが特筆されるべきであって、それで十分すぎる説明だなどといった主張がなされる。だが、ニーチェは信仰実践の背後で信仰者を操る本能の存在を洞察する。

「実際のところ、一人のキリスト者さえもいなかった。＜キリスト者＞なる者は、二千年来キリスト者と呼ばれている者は、単に心理学的な自己誤解にすぎない。もっと詳しく眺めれば、そのうちで支配していたのは、あらゆる＜信仰＞にもかかわらず、単に本能であるにすぎない—しかも何たる本能であることか！—＜信仰＞とはいつの時代でも、例えばルターにあっては、その背後で本能がその演技を演じているマント、口実、垂れ幕のことにすぎなかった。—或る種の本能の支配に関しては、賢明にも盲目であることだった…。＜信仰＞—私はすでにそれを本来のキリスト教的賢明さと名づけた一人はつねに＜信仰＞について語りながら、つねに本能⁵⁰⁾によってのみ行為していたのである……」

この場合の偽善的信仰が、換言すれば特定の本能が指図する信仰が、なぜ非難を浴びせられるかと言えば、

「キリスト者の想念の世界のうちには、現実にいささかなりとも触れたものは、何ひとつ出現せず、却って私たちは、あらゆる現実に反抗する本能的憎悪のうちに、キリスト教の根となってそこで駆り立てている要素、唯一の⁵¹⁾駆り立てている要素を見て取った」

からである。現実の地盤に、生の大地に根ざすことなく、心理学的な憎悪の本能に即してキ

リスト教信仰を捏造したという確信的眞実が存在するだけで、それ以上のことは何もない。それ故、この心理的に異常な情熱による誤謬を、別の代用物で置換しようと思えば、可能である。そうした場合には、たちまちのうちに「全キリスト教は空無に帰す！」⁵²⁾ ことになる。

キリスト教の側から信仰の絶対性の根拠として提示するものはその他にもある、とニーチェは考えている。現実問題として信仰への殉教が、たびたび称賛的となる。僧侶の側から、永いキリスト教史に現われた殉教の出来事が、聖書の眞理証明になるのだとの抗弁を受けることがある。それに対しては、ニーチェは殉教者がどれほど信仰心の固まりと化し、どれほどの信仰心を一身に表現していようと、キリスト教の教義内容に関する客観的な眞理とは何の関係もない。ましてや、殉教者の強烈な思い込みは、聖書の眞理証明に使用することはできないのである。あるいはまた強いて言うなら、聖霊によって書かれた、だからこそ、それは聖なる書なのである。信仰の立場からは聖霊説の答えが返ってきそうである。いまだ篤信家だったほんの初期のニーチェが書いたものにも、信者の基本的態度とも言うべきものの大切さが表明されていた。その具体例を挙げると、プフォルタ学院を卒業して、神学と古典文献学の領域に進もうと、本来の希望に燃えていた青年ニーチェが作詩した「知られざる神に寄せて」(1864年)などは、まずもってその最たる例であろう。ひたすら「聖なる書き物」として、故意にも無意図的にも疑問を差し挟まずに、全面的に受け入れる。また1861年の復活祭に友人ドイセンと一緒に堅信礼を受けて、信仰に生きようと決意を固めた。かつて神にひれ伏して、聖書の内容を信仰するニーチェの姿が、そこにあった。

アメリカ大陸発見後に中南米にしか存在しなかったジャガ芋やトマトが、ヨーロッパに持ち込まれた。アメリカ原産の多くの食物や植物が世界に広められ、そのおかげで世界の人口が上昇したことは、あまねく知られていることであ

る。とりわけジャガ芋やトマトの食材は、いまでも世界中で多大な恩恵をこうむっている。けれども、最初は「聖書」に記載されていないという理由で、悪魔の食物という烙印を捺されて、永らく普及しなかった。また現実の出来事を聖書の内容に照らして理解する神学者は、「解釈する⁵³⁾ときの慎重さ、Ephexisとしての文献学」を軽視する傾向にある。普仏戦争における祖国の軍隊の勝利を、恣意的にダビデの詩編に照応させて理解する、といった手前勝手な解釈が罷り通っている。何事も神の威光や聖書の出来事に託して眺め、解釈する。この現象も宗教的魔術の一つである。

「シュヴァーベン出身の敬神家やその他の愚かな者どもが、惨めな日常や薄汚れた生活を、<神のご指示>で<恩寵>とかく摂理>とかく救いの体系>とかの奇蹟にでっちあげるなら、いったい文献学者はどうしたらよいのか。」⁵⁴⁾

中近東のイスラム教とユダヤ教、キリスト教は、いずれも旧約聖書に立脚し、エルサレムに聖地を共有する兄弟宗教である。だが、そのために相互の紛争は血みどろの抗争に発展して、「ハルマゲドンの丘」でどちらかが殲滅されるまでは永久に和解は成りがたいようである。この紛争は異教徒同士の戦いなので、挙示するには適切な事例でないかもしれない。従って、これ以上、この事例を持ち出さないとしても、唯一神教の排他性は、同一の神を信奉する人々の間でもよく見られる。現にその現象は第二次世界大戦中に起きた事実である。ヒトラー総統とチャーチル首相、ルーズベルト大統領が一樣に、キリスト教の同じ一なる神に対して、局部的勝利は神のおかげであることを感謝し、併せて今後のご加護を祈念するようなものである。これは、過去にも今でも所々で続けられている信仰を持つ者の姿である。

このような歴史的事実が証明する通り、一切

の扱い方が聖書に基づき、判断の唯一の基準は、聖書に合致するかどうかにあった。あるいは信仰的気分として、とにかく合致していると思ひ込み、自分自身や同胞にそれを言い聞かせることであった。とは言え、それよりも先ず信頼を寄せるべき聖書内容それ自体が、大きな問題を孕んでいた。原始キリスト教団は「神話化」による権威づけを意図して、さまざまな装置や仕組みを考案した。例えば、イエスの甦りもその一つである。「パウロは、この見解を、見解のこの淫乱を、あらゆる点で彼を際立たせているあのラビ的な破廉恥さで、以下のような地点まで理論化してしまった、くもしもキリストが死人のあいだから甦らなかつたならば、我々の信仰もまた虚しいであろう⁵⁵⁾」。ニーチェが見抜いたように、イエスの復活が聖書の内容もしくは聖書信仰の根拠づけへと高められている。そして同時に信徒の宗教感情を一段と強めている⁵⁶⁾。かくして信仰心で聖書に近づくことが、唯一の合法的態度であった。中世以来の精緻な神学体系とか、信仰体験に基づく優れた宗教哲學家の聖書解釈とかを持ち出しても、解釈の根元の所では、同じ態度を踏襲していた。そして一たびカトリックの繁栄によって教会組織の教義が、聖書から著しく離反したと感じられた時、ルターの宗教改革が開始された。だが科学的認識の発達とともに、そのようなある意味で素朴な解答では、つまり聖書の唯一絶対性の引証では、人々の了解をとりつけられず、疑問を抑え切れなくなった。それが疑いもなく今日的課題と化したのである⁵⁷⁾。

「鯛の頭も信心から」という俗な言葉もあるように、空疎な内容でも鵜呑みにするように納得する場合がある。それでも、聖書を「聖なる書き物」として全面的な信を置かないという瞬間が時として訪れる。その場合、つまり少しでも信仰の立場から身を退ける場合に、はじめて聖書に対して一定の距離を置く態度ができ、身を引き放したという意味で客観的な把握が可能となる。19世紀の実証主義の時代を迎えて、聖

書研究も信仰の立場からの議論や教義擁護の神学論争以外に、その内容をより深く詮索し、純客観的に究めようとする動きが起こった。こうした動きは、ニーチェも同時代人として知っていて、キリスト教に対する疑惑の念を深めた。ここに後の「価値転倒」といったニーチェ思想の方向づけも極まった観がある。

ニーチェに言わせれば、キリスト教は二重基準において成り立っていた。すなわちキリスト教は、ギリシア・ローマ神話、エジプト神話その他の地域の神話を虚偽の作り話だとして強烈に批判していった。その一方で、大いなる矛盾であるが、自らは奇蹟に満ちた出来事を並べ立てて、一つの神話的性格を持たせそれで絶対的真理だと称した。つまり自らの持つ固有の神話だけは、例外的に権威づけに利用した。自然崇拜やアニミズム的発想は、自然の神々が宿るための前提であるが、神の多様な存在を認知するが故に、それも可視的な自然現象のうちに認めるが故に、いい加減な発想として、それらの一切を排斥することに精力を費やした。この結果、ヨーロッパでは、自然世界から神々の聖なる部分を追放し、神々の廃止の後は、自然科学という自然の神性を剥奪した自然観が誕生する。自然を科学の研究対象に供して、その奥の精巧な自然法則を突き止め、自然の物質性についての観念を大いに広めることとなった。それこそ、キリスト教的唯一神にとって好都合な世界観であった。何故なら彼らの神は、超越的な唯一神としてつねに自然の外に控えているからである。しかし18世紀このかたの自然科学における飛躍的な発達は神学を「裏切る」。自然科学的時間空間が聖俗を横断して、純然たる中立性を帯びて普及すると、聖の俗化傾向や聖俗の区別に無関心な風潮が、社会のさまざまな所で勢いを増してきた。そのような情勢が、広く時代背景に浸透してくると、聖書にも実証的研究を可能にする余地が生まれてくるのである。19世紀の西欧は、聖書の内容を何一つ疑わしい所のないものとして扱うことから離脱し、一部の者は

信仰の態度から考察することを中止する。

聖書物語は文学的虚言に他ならない。それにまた伝承とされる聖徒伝は、明確な意図をもった捏造である。あるいはそこまで断言できなくとも、ある何らかの意図をもって真偽取り混ぜて作られた可能性もあり得る。また現存する聖書内容を対照させて、真偽を判定する原根拠が、私たちの手元になく、今後とも永遠に獲得できないだろう。共観福音書の共通部分への注目から、Q文書の存在を仮想する聖書学者もいるが、万一そうであっても、文献のレベルとは別種の事実自体を証明する遺物なりその痕跡なりが、その確実な証拠として必要となる。

その適切な例の一つ引けば、19世紀後半にトロイアを発掘調査したシュリーマンの成功譚が想起こされてよいであろう。西洋叙事詩の最高峰ホメロス作の『イリアス』、『オデュッセイア』の物語を父親から聞かされて、この8歳の少年は本当の話だと思い込んだ。なかでも一番感激したのは、アイネイアスが父を背中に背負いながら、子どもの手を引いて、焼け落ちるトロイアの都市から脱出する場面の銅版画だった⁵⁸⁾。少年は、あれは神話や伝説の類いで作り話なのだ、と嘲るように論す父親の言葉も頑として受け付けず、実在の世界であると固く信じた。やがて少年は一介の文無しから身を興し、富豪となった49歳から3年間粘り強く発掘に従事して、見事に豪壮な財宝、2個の黄金の額飾りや心臓形の延金4066個、24個の黄金の耳飾り、首飾りなど物証となる遺物を焼け跡から掘り当て、小さい頃の自分の夢を実証した。架空の神話の内に埋もれていたトロイアの都市がいきなりヴェールを脱いで、事実の世界に浮上してきた。文献的証明と遺物による証明、この両輪が相俟って立証に至る。シュリーマンはこの他にも、オデュッセウスの故郷イタケ、オルコメノス、さらに英雄ヘラクレスの生地とされるティリュンスの城塞を発掘して、遺跡の存在を実証した。またミュケナイの発掘では、ミュケナイ王の墳墓からは、黄金で輝くアガメムノン（トロイア戦

争で10万におよぶギリシア軍の統帥を務めたミュケナイ王のこと)のデスマスクが発見された。このように神話や伝説と思われたホメロスの叙述が、シュリーマンの手で実証されていった。彼の大業は、神話というものが無闇に否定できない真実を含んでいることの補強材料になるであろう。それは、どの程度かは別にして、何らかの真実が反映されているとまずは見るべきである。今日、神話伝説だからと言って荒唐無稽な作り事だと頭から否定できないというのが、日本を除いた全世界に通用する見解である。

こういうわけだから、共観福音書の場合も、Q文書の想定を含めて、事実を掘り起こそうとする欲求に駆られるのは、もっともなことである。ただし、決定的に重要なことに、この事例では事実関係を検証するための基準が、直に言えば遺物における傍証が、全く欠落していることである。こうした煩わしさは、「神話」と名のつく文献記載に絶えずまわりつく。それも物的証拠ならまだしも、精神的世界の出来事の傍証といった点では、全く悩ましい限りである。どこの部分とどこの部分が事実根差しており、それを土台に物語を作り上げていると言うが、果たしてそれがどこか、どの程度までそうなのか、暗中模索のように皆目見当がつかない。それ故、諸説紛々となる。結論が一つの真実に収斂できない、という意味で、以後も不毛な議論が続いていく。そう見切ったからは、この類いのものに科学的方法を適用して解剖してみたり、あれこれと事実関連をめぐって詮索したりすることは「学者の暇つぶし⁵⁹⁾」なのだ、とニーチェは考える。

「私もまた、あらゆる若き学徒と同じように、洗練された文献学者の賢明な緩慢さで、比類のないシュトラウスの著作を満喫したが、それは、過ぎた昔のことである。当時私は二十歳であった。いまでは私はそうしたことをするには余りにも真面目すぎる。〈伝承〉(Überlieferung)の矛盾など、私に何の関わ

りがあるか？ どうして聖者伝説を総じて、〈伝承〉と名づけようか！⁶⁰⁾」

ニーチェが若い頃に没頭したシュトラウスは、1835年に『イエス伝』を世に問うや、大きな反響を巻き起こし、当時の教養人に歓迎された。彼は、福音書を超自然的な要素の結集物とか神の言葉などではなくて、合理的に学問的な研究の対象として、いわば神話批判の対象として扱ったのだった。過去にはイエスに関する行状はどれもこれも、歴史的事実であることが大前提であったが、研究の成果は、福音書におけるイエスの神秘的超自然的奇蹟が、イエスの死後から2世紀までの間に作り出された虚構的神話だとの判断に傾いた。「どうして聖者伝説を総じて、〈伝承〉と名づけようか！」というニーチェの発言は、こうした新たな聖書理解の動向を踏まえた所から出てくる。事実と思われるものは数も少なく、また単純なものである。イエス物語の疑わしい部分を省いていくと、その大部分が削除される。そうした表明が、当時の神学界に物議を醸したことは言うまでもないが、この著書のせいで教会の反対に遭い、シュトラウスは招聘されたチューリッヒ大学の職に就任できなくなった。このセンセーショナルな著書は災厄となって、彼の生涯に付き纏った。後の1873年に『反時代的考察』第一論文の執筆の折りにニーチェは、このシュトラウスのことを主題的に取り上げた。この論文では彼を「教養ある俗物」と名指しして、彼の合理主義が全く生の根源から遊離しているために、真の教養文化とは何の関係もないことを論じたのだった。ニーチェは『反キリスト者』で、「いまでは私はそうしたことをするにはあまりにも真面目すぎる。〈伝承〉の矛盾など、私に何の関わりがあるか？」と言い切って、19世紀の合理主義や実証的な歴史主義から背を向けている。ニーチェの歴史観に従えば、総じて歴史の意義は生に奉仕するところに見出されるのに、近代の歴史主義は歴史の過剰に陥って生の創造性を

枯渇させ、生を蝕んでいる。ニーチェは、このように安易な歴史主義の傾倒に対して警告を発している。こういうことになれば、彼の思想にあつては、もはや実証的な聖書理解と文献学的分析は問題にならない。とすれば、では彼は一体どのような立場で聖書に接近しようとするのか。

すべての哲学体系や道徳規範、諸々の文化現象に対する認識は軽視されるわけではない。だがニーチェの場合、それらの根底に潜む価値観や動機を発見する手がかりが、学問の理解に何よりも必須である、と主張する。従って、それは心理学的な考察と密接に関連してくる。あるいは系譜学的 (genealogisch) 方法もニーチェにとって大事な方法論である。『道徳の系譜』で明瞭な意識をもって、道徳発生のメカニズムやその現象の原因と価値を歴史的に遡及して、説明した。そのことで彼は道徳の真相を暴いた。このことからでも察知できるように、倫理学の根本理解でさえ歴史的、文化的文脈のうちで生成してくることを意識して、その系譜学的解剖の役割に注目した。ユダヤ民族の精神、キリスト教の発生、西欧の道徳観の確立などの諸問題、聖書の論争点は、こうした方法論を採りながら、考察を進める。とりわけ小論の関心事である福音書内のイエスの姿は、心理的生理的な人間類型という輪郭を縁取って語られていく。

「一体全体、彼 (イエス) がそうした対立を意識していたかどうか、一彼は単にこの対立として受けとられたにすぎないのではなからうか、このことは、全く別個の問題である。そしてここではじめて私は救世主の心理学の問題に触れることになる。⁶¹⁾」

この立言は注目し値する。「そうした対立」とは、この引用文に先立つ前節の論述内容に係る。すなわちイエスは、ユダヤ社会における既成の支配者層に反感を覚えて、ユダヤ人のチャンダラに味方した。そしてついにはロバに

乗ってのエルサレム入城（メシア来訪は、このような形で実現すると長く信じられ、言い伝えられていた。）を果たすが、ガリラヤ地方からしだいに南下して、エルサレムに入ったのは、政治的な革命を企図していたとも解される。少なくともイエスに民衆が手を振り、歓呼の声で彼を迎え入れたのは、そのような期待感が極度に高まっていたことを物語るかもしれない。だが、事実問題として「ユダヤ教会に反抗した蜂起⁶²⁾」は、民衆が誤解したように外的現実における不当な支配構造や教会制度、政治組織の転覆などではなかった。イエスの宣布は内面的な精神に帰する事柄であった。例えば神の国到来への自覚化を説いたイエスの真意は、あくまでも心の内面における問題、純粋に宗教的な改心への呼びかけであった。民衆を心の平穩に導くことに彼の主たる意図があった。彼の教えは、イスラエル王国の再建やこの世での窮乏、隷従状態からの救出といった切実な現実政治的な期待とまったく関わりのないことが分かった。イエスは「メシア」（救世主）などではないことを知ったとたん、民衆の希望と期待は急速にしばむ。同じ誤解から希望を抱き、やがて大きな失望の底に叩きつけられたユダがイエスを裏切り、ユダヤ教の指導者たちに銀30枚でイエスを売り渡すのである。このような宗教的次元でのイエス理解は、イエスによる教化の解釈としては正統な学説の部類に入るだろう。おおむねキリスト教会の当事者はそうした理解を示す。

ところが、ニーチェはそれすらも否定する。「そうした対立」は全くイエスの本意ではなく、事件の流れの中でそのように見えただけである。それはイエス以外の、あるいはイエスの周辺の人々の思惑にすぎなかった。それに加えて、イエスの死後の原始キリスト教の設立と共に、イエス以後の人々の思惑が、イエス自身と完全に離れた所で活動し出すのである。ニーチェが福音書の内容をどのように解釈しているのかについては、他の所で論述する機会もあろう。むしろニーチェが、聖書の細部にわたる釈義解説の

ように、逐一解釈を施すことはないが、それでも解釈の方向性と基本線は、彼の著述で明白である。その論述は別の機会に譲りたい。

さて、ここで有効に登場するのが、他ならぬ心理学的分析また生理的な判断なのである。心理面での分析を手がかりにしながら、分析対象の言葉や論理に迫っていき、人間の内面の動き、およびそこに隠された心の裏の真実を明瞭性のうちへと引きずり出す。先に生理学的概念の多用をニーチェが好むことに言及したが、彼の場合に「生理的」とは、そもそもどういう意味で使われるのか。改めて問うてみると、例えば、『この人を見よ』における自己省察に関連して、次のような箇所が参考になる。

「私にあっては、清潔さの本能が、まったく不気味なほど敏感なのである。それで私はどのような人の魂であっても、その魂の近くにあるもの—あるいは何と云えばよからうか。—魂の一番内面のもの、魂の<内蔵>とも云えそうなものを生理的に知覚し、一嗅ぎ分ける。……私はこの敏感さを心理的触角として所有し、これでもってどんな秘密をも探り当てて、握ってしまう。多くの人の天性の底には多くの隠れた汚れがあるものだ。これはおそらく血が悪いせいであろうが、これが教育で上塗りされて隠されているのである。ところが、ほぼ最初の一触で、隠れたこの汚れも私にはわかってしまう。」⁶³⁾

「なぜ私はこんなにも利口なのか」の章で、少々不遜とも思える態度で挙示するのが、この感性的な伶俐さなのである。そこには合理性に対して優位を保つことの自負心も、同時に見え隠れしている。ニーチェがおよそ体系といったものを信用しないことは、既に他の拙論で指摘しておいたが、それは主として彼の認識論の中心をなす「遠近法主義」⁶⁴⁾の理解に由来する。真理は唯一なる真実の实在ではなく、仮設的であり遠近法的構図において描出される。従って、

物事は複数の観点から眺められるということである。変化を被らない存在はあり得ないし、また普遍的実在は、多元的見方との関連を除いては成り立たないので、唯一不壊の普遍性は虚偽であると結論づける。普遍的実在を把握したと称する場合、それはある事物を、ある一定の特殊な立場から見られた「真理」なのである。いかに説得力のある論理的で壮大な体系も、その樹立者の立場から、もっと言えば、その人の「確信」(Überzeugung) という視点から論展開が繰り返されている。「どのような哲学でも、哲学者の〈確信〉が舞台に登場する一点が存在する。すなわち、古代の秘儀の言葉で言うならば、〈ロバがやって来た／美しく、この上なくたくましい様子で〉となる。」⁶⁵⁾ 得てして自己確信に基づく賛同を他者から得るために、微に入り細を穿ち、あるいは複雑壮大に体系化の粹を尽くそうとする。しかし、偽装としての合理性の展開のうちにも、いわば「扇の要」のような確信の基点が生理的判断として機能している。だから、意識的と無意識的とを問わず「体系化の意志は正直さの欠如である」⁶⁶⁾とも語られるのである。感覚器官の証言だけが唯一信頼に足るものであって、残余の論理的推論や合理的判断などの理性的部分の働きは、いずれにせよ、結局は合理的活動以前の自己の「確信」に決定的に左右される。聖書理解にあっても、シュトラウスのような合理主義的な解釈による事実追求の問題といった捉え方は、ニーチェの眼中にはもはや存在し得ない。「〈伝承〉の矛盾など、私に何の関わりがあろうか？ どうして聖者伝説を総じて、〈伝承〉と名づけようか！」という既述の明言は、もう一段高い次元から発せられていると見るべきであるが、これは裏面から見れば、聖書に対する彼の明確な心理学的理解への表明を意味している。

さらに二千年来のヨーロッパ精神に対して圧倒的な重圧をもって迫り来る聖書、この「聖なる書」を前にして、ニーチェは信仰的な確信に向かって最後のとどめを刺す。例えば、次のよ

うな文章は、このような趣旨と関連づけた場合に、ニーチェの意図がより一層浮き彫りになる。

「惑わされてはいけない、偉大な精神は懐疑家なのである。ツァラトゥストラは懐疑家である。強さは、精神の力やあり余る力から生ずる自由は、懐疑によって証明される。確信ある人たちは、価値と無価値に関するすべての原則的なものにとっては全然問題とならない。確信は牢獄である。それは十分遠くを見ることがない。それは己れの足下を見下ろさない。しかし、価値と無価値に関する話に加わるためには、五百の確信が己れの足下に見下ろされなければならない、一己れの背後を振り返って見なければならない……。偉大さを欲する精神は、そのための手段をも欲する精神は、必然的に懐疑家である。あらゆる種類の確信から自由であるということは、自由に眺めやるということであるが、それは強さに属する、……懐疑家の存在の根拠と力である大いなる激情、これは、その懐疑家自身よりもはるかに啓蒙されており、はるかに専制的であるのだが、彼の全知性を奉仕せしめる。この激情はためらうことがない。そのうえ彼に聖ならざる手段への気力をも与える。事情によっては確信を持つことを喜んで託す。手段としての確信、すなわち一つの確信を手段としてのみ多くのことが達成されるのである。大いなる激情は、確信を利用し、利用し尽くす。それは確信に屈することがない、一それは、己れが主権者であることを知っている。」⁶⁷⁾

こうした懐疑の徹底から、最大限の自由な精神をもってニーチェは、聖書の世界に踏み込む。そして彼特有の生理学的心理学的な鋭い洞察力でイエス像に迫り、実態をつかみ出す。それでは、イエス像が一体どのようなものであるのか、あるいはパウロのキリスト教団とどのように絡んでくるのかについては、爾後の論究で果たしたい。

- 注
- 1) Friedrich Nietzsche: *Jenseits Gut und Böse. Zur Genealogie der Moral*, Alfred Kröner Verlag, Stuttgart 1953 (以下JGBと略記), S.64.
 - 2) Friedrich Nietzsche: *Die Unschuld des Werdens II*, Alfred Kröner Verlag, Stuttgart 1978, S.244.
 - 3) Friedrich Nietzsche: *Der Wille zur Macht*, Alfred Kröner Verlag, Stuttgart 1964 (以下WZMと略記), S.3.
 - 4) Ebend., S.4.
 - 5) Ebend., S.7.
 - 6) Ebend., S.10.
 - 7) Friedrich Nietzsche: *Die fröhliche Wissenschaft*, Alfred Kröner Verlag, Stuttgart 1976 (以下FWNと略記), S.262f.
 - 8) Ebend., S.235.
 - 9) Friedrich Nietzsche: *Sämtliche Werke*, hrsg. von Giorgio Colli und Mazzio Montinari, Walter de Gruyter, Berlin/New York 1980, Bd.4, S.110.
 - 10) Friedrich Nietzsche: *Götzendämmerung. Der Antichrist. Ecce Homo. Gedichte*, Alfred Kröner Verlag, Stuttgart 1964 (以下GEGと略記), S.194.
 - 11) JGB, S.4f.
 - 12) WZM, S.298f.
 - 13) Ebend., S.305.
 - 14) Ebend., S.293.
 - 15) GEG, S.87.
 - 16) Ebend., S.91.
 - 17) Ebend., S.92.
 - 18) WZM, S.298f.
 - 19) GEG, S.93.
 - 20) WZM, S.304.
 - 21) GEG, S.225.
 - 22) WZM, S.306.
 - 23) Ebend., S.294.
 - 24) Ebend.
 - 25) Friedrich Nietzsche: *Kritische Gesamtausgabe*, hrsg. von Giorgio Colli und Mazzio Montinari, Walter de Gruyter, Berlin/New York 1974, Bd.VIII₁, S.124.
 - 26) Ebend.
 - 27) GEG, S.212.
 - 28) Ebend., S.221.
 - 29) Ebend., S.196.
 - 30) Ebend.
 - 31) FWN, S.181.
 - 32) WZM, S.23.
 - 33) Ebend., S.47. 「いまや<出来損ない>とは、何を意味するのか。とりわけ心理学的なものであって、もはや政治的なものではない。」(Vgl. WZM, S.47.) こういう箇所も注意を払うべきである。
 - 34) 参照、拙論「ニーチェの解釈学—解釈の極限としての遠近法主義—」(『日本読書学会』第44巻4号所収、2000年) 139～149頁。
 - 35) WZM, S.44.
 - 36) Ebend., S.336.
 - 37) Ebend.
 - 38) GEG, S.250.
 - 39) Ebend.
 - 40) WZM, S.111.
 - 41) GEG, S.245.
 - 42) Ebend., S.245f.
 - 43) Ebend., S.201f.
 - 44) Ebend., S.187.
 - 45) Ebend., S.191.
 - 46) Ebend., S.233.
 - 47) Ebend.
 - 48) Ebend., S.251.
 - 49) Ebend.
 - 50) Ebend., S.237f.
 - 51) Ebend., S.238.
 - 52) Ebend.
 - 53) Ebend., S.261.ここでの「文献学」はごく一般的な意味で使用されている。つまり、「事実を解釈によって偽りなく理解しようと

願うあまり、慎重さや、忍耐を、繊細さを失う事無く、事実を読み取り得ることである。」(Vgl. GEG, S.261.) バーゼル大学古典学の教授職を辞去した後、文献学者たちの仕事に非難の矢玉を激しく浴びせかけるのが、ニーチェの常道であったが、ここでは精確に文献を読み取る技術、すなわち文献学の仕事を称賛している。

54) 心理学自体が道徳の支配を受けて、善と悪の価値対立を信じ込み、「この対立をテキストと事実の中にまで差し入れて眺め、読み込み、解釈を差し込んだためではなからうか。」(JGB, S.61.) この立言を引き継いで、以下のような文章を帰結させる。「どうだろう？<奇蹟>とは解釈上の一つの誤りにすぎないのではなからうか。文献学の欠乏なのでは？」(Ebind.) ここでは、明らかに遠近法主義に基づくニーチェの主張と真っ向からぶつかる。思索の過程で否定されたものであっても、別次元で他の思想を拒否するために有効であれば、それを遠慮会釈なく用いる。このような矛盾の様式も、彼の思考様式の特徴である。

55) Ebind., S. 241.

56) 『ローマの信徒への手紙』6-9では「そして死者の中から復活させられたキリストはもはや死ぬことがない、と知っています。」と記されている。復活したキリストに対する信者たちの信仰は絶対であり、それが彼らの信仰感情の裏づけとも確証ともなっている。つまり、復活神話が確かな信仰の論拠を提供して、それに基づいてイエスの言葉が、父なる神の啓示として捉えられる。永遠の言葉が肉になって人間のうちに宿ったことが、イエスの象徴において理解されるのである。このことが信仰形成の中心にある。

57) 神話、特に途方も無い奇蹟について、例えば20世紀の神学者ルドルフ・ブルトマンは、具体的な現実の説教の場で深刻な悩みに直面した。「私は牧師として、説教や教授において、聖書の文句を説明せねばならぬときに、

イエスの肉体的復活に関する、デイモンに関する、あるいは魔法的因果作用に関する聖書の文句について今やいかに語るべきであろうか。あるいは私が科学的神学者として、私の説明を通じて、牧師を彼らの課題に導かねばならぬときに、私は聖書の文句についていかに語るべきであろうか。」(カール・ヤスパース『聖書の非神話化批判』西田康三訳、理想社 昭和42年、92頁。) プルトマンの到着した地点は、そうした非現実的な部分を神話だと理解して、その象徴的な意味を読み取ることであった。聖書の告げようとすることは、イエスが救世主となったことである。それを表現するのに、聖書記者たちはヘレニズムの宗教思想であるグノーシス主義による神話とか、ユダヤ的黙示文学に由来する神話とかを利用した。それ故、神話的表現を実存論的に解釈して、その告知に接近すべきだという。彼の『イエス』(1926)は、再び歴史的イエス論争の口火を切った。注目すべきは、私たちのよく知りうる範囲は原始キリスト教会の宣教したキリストのみであって、歴史上のイエスや史的イエスは福音書の内容を通して再構成出来ない、と考えたことである。これはニーチェの主張にも通じる帰結である。

58) エーミール・ルートヴィヒ『シュリーマン』秋山英夫訳、白水社 1997年、18頁。

59) GEG, S.223.

60) Ebind.

61) Ebind.

62) Ebind., S.222.

63) Ebind., S.311f.

64) 拙論「ニーチェの解釈学—解釈の極限としての遠近法主義—」を参照のこと。

65) JGB, S.14.

66) GEG, S.84.

67) Ebind., S.264.

「まつの子ぐみ」保育活動 —大学の授業による子育て支援実践の試み—

江波 諄子*

A Support Program For Toddlers And Parents By Junior College Course

ENAMI Junko*

We started a program which supports young children and parents by providing the play room activities in the college course. Children who have not enrolled in either kindergarden or nursery school were given the opportunities to experience playing with peer group in kindergarden situation. The program was specially designed for 2 years old children in terms of materials and activities provided by us.

Through one year program, children enjoyed playing with a lot of hand-made materials and interacting with peer group. Parents (Mothers) were given chances to reflect themselves and thier children in a group situation and to talk with other parents. The students cooperated to devise many educational materials for 2 years old children and understood their behaviors.

It is concluded that collaboration between parents, students and instructor is critical in continuing such an action program. Futhermore, genuine bi-directionality and equality among three participants are the most critical in proceeding the program.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

I 緒言

筆者はこれまで、未就園児の親子保育プログラム実践の必要性を痛感していた。そこには複数の理由が存在する。ひとつは、これまで幼稚園に入園する子どもは3歳または4歳の4月を待たなければ通園することが出来なかったため、入園と同時に家庭から突然の集団生活に慣

れるのに、親子共々戸惑うことが多かったことである。平成6年のエンゼルプラン^{註1}、平成11年の新エンゼルプラン^{註2}により、社会全体で取り組む子育て支援策が各地で増進してきている。大学も社会の一員であり、地域の一員である。とりわけ保育者養成大学においては、保育現場との連携は欠かせない。そこで本論では大学の教員、学生、地域の親子の3者が共に学び合う場として立ち上げた保育活動について、一年間の内容を整理し、考察を試みた。このような試みは、実は政府の子育て支援策以前に研究的な意図^{註3}も含め存在している。お茶の水女子大学、立

2001年10月10日受付

* ENAMI Junko 幼児教育学科 教授 (保育原理 I)

教女学院短期大学^{註4}、東京家政学院大学^{註5}、文教大学^{註6}、鶯谷さくら幼稚園等ですすでに実践されている。平成13年度より、満3歳の誕生日を迎えた幼児はいつでも入園出来るようになったが、突然集団に入ることになることには変わらない。家庭から集団生活への移行過程にもう少し細やかな援助が必要なのは当然ともいえる。次に、実生活で幼児と触れ合う機会の少なくなった学生への授業内容の工夫という理由である。実習を除く教室での授業では、実際に起こり得る保育現象を体感的に学ぶ事は難しい。授業を、分かっている知識の伝達ではなく、予想不可能な部分を含めて人間関係に起こる生きた事象を学ぶ内容とするためには、双方にとって生きた学習の場が必要になってくる。いくつかの実習経験を終えた学生が、さらに学習を深めたいという時期に可能になる試みと考えた。最後に、指導する教員の研修の場としての理由がある。常に新しい事例に出会い、そこで新たに問題解決の手法を生み出すためには、生きた現場が必要になってくる。子ども達の行動に現われる現象と、母親が提供してくる問題と、教師サイドとして教員や学生の準備出来る内容との擦り合わせが常に新しい刺激と工夫を我々にもたらすと考えた。以上の理由により、教員、学生、親子が共に同じフロア上で学び合うために、偶然空いた附属幼稚園の保育室を借りることで場所の確保もでき、未就園児のための保育プログラムを実践することが可能となった。

以下、平成12年度幼児教育学科2年生の授業科目「課題研究」(江波担当)で行なわれた未就園児のための親子プログラム「まつの子ぐみ」保育活動の一年間の内容とその考察である。

II 保育活動の概要

1. 保育活動の名称

未就園児のための親子プログラム運営にあたり、本保育活動を象徴するようなプログラム名

が必要となった。我々の趣旨を表現してくれるような名称として、本学のシンボルであり、園歌にも出てくる「まつの子」に決定した。「まつ」は幼稚園に入園するのを「まつ」とも解釈される。また、松は1年目は赤い実をつけ、2年目は少し大きくなり、3年目にまつぼっくり^{註8}ができると専門家に教わった。

2. 年間計画 (年間を通して火曜日の午前 に本活動を実施)

	内容	場所
4月11日	本活動の趣旨と年間計画について話し合う	B210
4月18日	保育内容の検討	B210
4月25日	教材作り	B210
5月2日	教材作り	B210
5月9日	「まつの子ぐみ」 保育活動の案内配布 保育室準備	附属幼稚園
5月16日	第1回 実践	附属幼稚園
5月23日	第2回 実践	附属幼稚園
5月30日	反省と記録の整理	B210
6月6日	2年生保育所実習のため休み	
6月13日	2年生保育所実習のため休み	
6月20日	実践 (前日に準備)	附属幼稚園
6月27日	実践 (前日に準備)	附属幼稚園
7月5日	反省と記録の整理	B210
7月11日	記録の整理	B210
9月26日	2年生幼稚園実習のため休み	
10月3日	保育内容の検討	B210
10月10日	教材準備	B210・学内
10月17日	実践	附属幼稚園
10月24日	実践	附属幼稚園
10月31日	反省と記録の整理	B210
11月7日	実践 (前日に準備)	附属幼稚園
11月14日	実践	附属幼稚園
11月21日	反省と記録の整理	B210
11月28日	報告書作成のための 役割分担	B210

12月5日	原稿作成	B210
12月12日	原稿作成	B210
12月19日	原稿作成	B210
1月9日	印刷	情報センター
1月16日	製本	情報センター

3. 参加者数と会計報告

全プログラムを通じた登録者数	51組
実際の参加者数	49組 (2組は欠席)

内訳	平成8年4月2日生まれから 平成9年4月1日生まれまで	7組
	平成9年4月2日生まれから 平成10年4月1日生まれまで	33組
	平成10年4月2日生まれ以前	9組

・収入

実施日	参加費	参加者組数	金額(円)
5/16	200	15	3000
5/23	200	15	3000
6/20	200	15	3000
6/27	200	15	3000
10/17	200	15	3000
10/24	200	15	3000
11/7	200	14	2800(風邪のため欠席)
11/14	200	14	2800(同上)
合計			23600円

・支出

項目	金額(円) (消費税含む)	備考
5月分飲み物代	2205	ミルミル 70×30本
6月分飲み物代	2627	ミルミル 70×15本

		ジュース 38×40本 (母親分含む)
小麦粉 (6/27)	144	プレイドウ用
10月分飲み物代	1701	ヤクルト400 27×30本
ダイソー教材 (10/10)	1155	ミニごますり、リボン プラスチックバスケット モール、メジャーカップ ビニール袋 小
ダイソー教材 (10/23)	525	ビニール袋 大、ガムテープ スポイド、すずらんテープ クリアファイル
ゆびえのぐ (10/23)	4560	フレーベル館
ジョイフル本田教材 (10/31)	2125	厚紙、画用紙、カセットテープ 木工用ボンド、ゴム
同上	157	紙やすり
フラネルボード用布 (10/31)	315	タワラヤ店
毛糸 (11/15)	1638	タワラヤ店
11月分飲み物代	1701	ヤクルト400 27×30本
製本用材料 (1/5)	4258	表紙用色画用紙、製本テープ、 クリアーホルダー

合計	23109 円	

収入 支出 残高
2 3 6 0 0 - 2 3 1 0 9 = 4 9 1

従って、今年度参加者から徴収した費用合計から、飲み物と教材費に掛かった費用を差し引いた残高は、計491円となった。

4. 「まつの子ぐみ」保育活動の基本方針

学生について

大学教員について

- (1) これまでの保育理論を実践・検証し、さらに修正することにより保育理論の構築の助けとする。
- (2) 保育環境、特に教材についての研究をさらに深める。

- (1) 実習生（教育実習・保育実習）としてでなく、保育実践の責任者としての役割を主体的に担う。
- (2) 2歳児を中心に、彼らの発達の特徴と関わり方を学ぶ。
- (3) 保育環境、特に教材について仲間と考え工夫することを学ぶ。

未就園児について

- (1) 新しい保育環境の中で保育者の援助のもと、「自己」、「ひと」、「もの」^{註9}へ主体的な出会いを経験する。

母親について

- (1) 自分の子どもについて、3人称的視点から発達の様子を理解する。
- (2) 自分の育児行動や育児観について考えてみる。
- (3) 1対1の育児から離れ、母親同士の交流を経験する。

以上のように、教員、学生、母親の3者が子どもを中心に、それぞれの方針のもとに保育の場で経験を共有することにより、学び、育ち合う関係を大切にすることにした。特に母親に対しては、自分の子どもの様子をよく観察し、必要に応じて精神的な支えとなり、子どもに望ましい援助ができるかについて「参加のしおり」を通して理解を請うた。

5. 記録の収集と活動のまとめ

毎回、参加の学生と母親は、保育終了後それぞれが記録用紙にその日の記録をまとめた。教員は、双方からの記録をもとにその日の大切な保育経験の中から事例と感想を紹介し、考察を加え「おたより」にまとめて書いた。さらに、学生はその日に提供した保育教材の製作方法について整理し、学期の終わりにすべての資料をまとめ、最後に年間の感想を含め1冊の報告書を作成した。

Ⅲ 保育実践の内容

1. 保育室について

附属幼稚園の空いた3歳児用保育室（1階園庭に面す）を使用出来ることになった。まず、壁面の装飾として学生の主導のもとに親しまれやすいキャラクターを色画用紙を使って作成した。それらは、アンパンマン、ぐりとぐら、ミッフィーのキャラクターで、数個つくり壁にはりつけた。中央につくった家には煙突をつくり、「まつの子ぐみ」という文字も加えた。

キャラクターの作成とそれらをどのような配置で壁に貼ると、2歳児の目の高さで楽しむことが出来るか等は、教室での授業ではなかなか経験できない。このような作業を通して参加する学生の連帯感と主体性が徐々に芽生えていった。

机の配置に関しては、なるべく床部分を広く取りたいために、通常は3つ程を使用し残りは壁面に寄せ、遊具を並べる机として使用した。中央の机の配置に関しては、その都度活動の内容によって並べ方を変えた。

窓や壁に近い所に幼児椅子を一列に並べ、母親が、低い位置で子どもの様子を観察出来るようにした。尚、母親は子どもの必要に応じて保育室の中に位置することも可とした。

2. 教材について

幼稚園に備わっている教材（いくつかの箱積み木、ままごと用具、本棚と本、タオルかけ等）は利用したが、その他は、大学側で研究のために収集した教材や手作り教材をその都度選んで出していった。さらに、保育計画の中で必要となる教材については事前に、学生と教員で話し合いながらさまざまなお店で探したり、工夫して作った。

保育内容の準備は、保育者に工夫し考える

力を育てるのみならず、次回の保育への期待感を増す重要な過程であることが分かった。以下、使用した教材を列挙する。

常時保育室に備えておく教材

- ①神賀忠吾の重箱積み木註10（さくら、ほうの木使用）
- ②版画用材で作った手作り絵合わせパズル（人間、乗り物、動物、おもちゃ、果物がそれぞれ数個描かれてあり、2枚の板でひとつの絵が揃うもの）
- ③木製汽車と木製のこけし状人形（無垢の人形は手描きで染めてある）
- ④手作り木製パズル数個
- ⑤いちご用空きダンボール箱を使った手作りパズル
- ⑥布製手作り絵本と手遊び教材
- ⑦幼児用手作り座布団
- ⑧紙粘土製手作り食物（ままごとコーナー用）
- ⑨ままごと手作りコーナー用仕切り（木製、ダンボール製）
- ⑩フラネルボードとフェルト製手作り人形と家具類
- ⑪布製手作りパンチングボール
- ⑫手作り布ボール 数個
- ⑬ハンガー使用手作りバスケットボール用バスケット
- ⑭洗濯用かごを利用したバスケットボール用バスケット
- ⑮廃車自転車の籠を使用したゴルフ用ゴール
- ⑯フレール館製玉差し
- ⑰幼児用トランポリン
- ⑱マット、トンネル、はしご、跳び箱
- ⑲キャスター付き手作り車
- ⑳ぬいぐるみ（チャーリー、ルーシー、ジョージ、プー、イーヨー、ピーター等）

活動用小物教材

- ㉑水遊び用プラスチック容器
- ㉒小石・コルク・スポンジ（コルクはアー

トスタンプにも使用）

- ㉓ミニごますり・ごますり棒（植物の実や葉で色水つくる）
- ㉔タンスシートで作ったエプロン（濡れたり、汚れる遊びに使用）
- ㉕フィンガープレイ用紙エプロン
- ㉖さまざまな形をした小瓶・試験管・ジョーロ
- ㉗プレイドウ用容器・手作りローラー
- ㉘プラスチックポイド
- ㉙ハサミ・糊
- ㉚録音テープ（アマリリス・楽興の時・きしゃぼっぽ・せんろはつづくよ・かたつむり等が繰り返し録音されている）

消耗品と自然物

- ㉛小麦粉・塩
- ㉜絵の具・指絵の具・マーカー・色水用液体
- ㉝まつぼっくり・乾燥したびわやかぼちゃの種
- ㉞模造紙・色画用紙・折紙・わらばん紙
- ㉟ミニプラスチック袋・モール・リボン
- ㊱透明カッティングシート・数色のシール・OHP用シート
- ㊲ガムテープ・カラービニールテープ・すずらんテープ
- ㊳透明飼育ケース
- ㊴かたつむり・ざりがに
- ㊵あじさい・ようしゅやまごぼうの実・つゆくさ・のあざみ・えのころぐさ・おなもみ
- ㊶こなら・くり・くぬぎ・あかまつ・かますみ・むらさきいも

考案した教材とその活動内容

- ㊷キッチン バンザイ

紙粘土を使ってままごと用食べ物をつくる。色を付けた後ニスで仕上げると、輝きおいしそうに見える。ままごとコーナーで、ときどき口の中へ入れようとする場合も見られたが、注意してみていると事故にはならない。

むしろ作っている過程を学生の方が楽しんで、保育者の保育によせる楽しさの啓発も保育の重要な過程である。ただし、紙粘土という素材は破損しやすいので、材料の工夫は再考する必要がある。幼児は、食べ物をお皿にのせて母親に運ぶ様子が多く見られた。母親は、その際、「おいしそう」、「ありがとう」等の言葉の繰り返しが多かった。

このように幼児が繰り返し母親に関わってくる場合は、それによって心の安定を求めている一方、次なる行動への刺激を無意識の内に求めている事もある。その場合さらに具体的に「サンドイッチと飲み物がほしい」とか「おにぎり3つとぶどうをください」等の言葉かけも期待される。こうした助言に母親は理解するが日頃の習慣から抜けきれず、なかなかすぐには行動には移せないようだった。

⑬ プレイ・ドウ

保育現場では伝統的なプレイ・ドウも、母親にはめずらしい遊びのようだった。2歳児という年齢では、保育者が十分こねて扱い易くなったものを与える方が適している。ローラー（麺棒）は日曜大工の店で売っている丸い棒（直径3～4cm）を16cmの長さに切り、切り口にやすりをかける。カラーはなるべく加えず、白い小麦粉のままで使う方が子どものイメージの広がりを損なわない。この遊びはいつも人気があるので、時に参加するスペースのない幼児も出てくる。ある日プレイ・ドウで何かの形を作り、テーブルの上に残して席を立った幼児の母親が場所を探していた別の幼児に自分の子どもの遊んだ後を片付けながら、席を勧めた。母親同士が知り合いのようで、「○○ちゃんどうぞ」、「どうもすみません」という会話のやりとりがあった。大人の世界では当たり前のようなこの会話も、子どもに視点をおいてみると極めて不自然である。テーブルを去った幼児とテーブルに着いた幼児の気持ち（考え）が全く問われてい

ない。幼児教育の基本は、ひとりひとりの幼児を、意志をもつ人間として尊重し育てていくことにある。未だ未熟な幼児も、むしろひとりの人間として感情や意志を尊重されることを通して内包していた精神構造が次第に成熟してくると考える。このような人間としての扱われ方は幼児にとっても極めて気持ちのよい経験である。一方、自分の気持ちを見捨てて扱われた幼児は、自分の気持ちに何ら主体性を感じることなく母親のやりとりの下に屈するだけである。むしろ嫌だったという感情も経験することなく「こんなときは大人が事を決定し、治めるものなんだ」という学習をするだろう。私達は、そんなことは日常生活よくあることだと言うかも知れない。しかし、実は、このような些細なひとつひとつの関わり方の積み重ねこそ、子どもをして、自分の意志を持ちそのことに責任を持てる人間になるか、あるいは自分よりも相手をも尊重できない人間になるかの最初の一步であると考えられる。これらの根底には、まづ私達大人がそのように尊重され責任を持たされて育てられなかったという理由があり、さらにもうひとつ、今尚その事の意味に気付いていないという理由がある。「□□ちゃん、お友達に場所を空けるために、あなたの作ったすてきなものを片付けたらどうかしら？きつとまた上手につくれるでしょう」というような会話を勧める内容を「おたより」に書いた。子どもを人間として尊重する事は、子どもの我儘を許す事では決してない。子どもを育てる大人はこうした事を面倒と思い、いいかげんにしてはならない。もし、そんな事を子どもに尋ねて「いやだ」と答えられるより、最初から大人の考えで決めてしまった方がよいと考えるなら、逃げないで子どもとの話し合いの努力をさらにすべきである。大人と子どもの間に愛情や信頼関係の基盤があれば、子どもは自分の我儘を押さえる気持ちの芽ばえを見せる。このような気持ちの芽ばえをさらに

支える(認める)事によりまた一歩子どもは成長する事ができる。どうしても子どもが譲れない場合は、次なる新しいステージと捉え、子どもの主体性を認めつつ大人の良識を投げ掛けながらお互いの気持ちを大切に関わってみる。子どもとの付き合いを丁寧にするためには、大人自身に多くの忍耐と愛情が求められる。英語文化圏の親子の会話には、自然な形で大人と子どもの間に人間対人間の会話を聞く事がしばしばである。

④^{註11}カッティングシートシアター「あおくと きいろちゃん」

透明な数種のカラーカッティングシート(コンタクトペーパー)を求め、レオレオニの「あおくときいろちゃん」を保育室の窓を使ってお話する計画を立てた。絵本より大きく、また美しく見せる事ができ2歳児にふさわしいと考えた。元となる絵本がグラフィック的で、そのままシートで作りやすい。しかし、実際に窓に貼りながらお話を進める段階になって、シートの粘着力が強すぎ場面展開するのに時間がかかり過ぎてしまった。前もって、大学の授業中に試みたところ、学生から工夫する意見が多く出た。それらを参考にした結果、それぞれ切り取ったピースの裏面(粘性側)の周りにセロテープを貼り直し、中央部分のみがガラスに貼くようにした。保育実践日には、南側の窓ガラスを使い切り取ったシートを貼りながら学生がお話を進めていった。特にあおくときいろちゃんがうれしくて重なり合いみどりになる箇所は、本教材のよさが十分発揮され美しい仕上がりになった。本活動を通して大学の授業では、教える側がすべてを知って教えるだけでなく、考え、工夫し、困っている状況を展開する事も学生の主体性を喚び起こすのに大切と考えた。

⑤シール貼り ふたつ

カッティングシートを使って、丸、三角、四角に切り取ったシールを作る。2歳児には、はがしやすいように裏の用紙の一部を少し切り取っておく。シールは色と形に分けて区分された箱に入れておく。OHPシートの隅を落とし、好きなように貼りつける。子どもは色や形を弁別し、手先を使って貼る楽しさ、透き通ったシートに並べられる色と形の変化を楽しむことが出来る。一方、市販の事務用シールは、不透明なので、色画用紙を四角に切り別の色で額縁をつくったものを準備する。背景となる色と、貼っていく色シールとのカラフルな組み合わせが出来上がりの楽しい活動である。リボンで下げる部分を作ると壁にもかけられる作品になった。

⑥かたつむり5兄弟(だんご3兄弟にあやかり学生がつけた活動名)

保育時間の最後の5分間程に、ちょっとした集団活動(歌や指遊び等)を母親の希望をくんで取り入れることにした。この時間帯は、学生主導によるわずかの活動になる。6月27日の保育では、「かたつむり」の歌と一緒に歌う希望がでた。季節の歌は、その元となる経験があって初めて生きてくる。6月だから、雨やかたつむりという安易な発想は、長い間幼稚園教育が陥っているマンネリズムと考え、初心に戻ることにした。つまり、保育室にかたつむりを連れてきて一緒に遊んだ後歌うよう学生に要望した。最近の子ども達は、こうした季節の自然に生活の中で本当に出会っていない場合が多い。子どもと自然(物)の出会いは、ただほうっておけばよいのではなく、子ども自身の生活の中に取り入れられなければならない。子どもが自ら進んで取り入れる時もあるが、大人が興味を喚起するような機会を作らなければならない場合もある。こうして、一週間は、全員でかたつむり探しとその飼育に当てられた。保育当日まで

無事にかたつむりを育てなければならないので、必要に迫っていろいろ調べた。その結果、どんな所にいるか・体の名称・飼育の仕方・形態等さまざまな事が分かった。さらに、飼育中に次第にそれぞれのかたつむりに親近感が湧き、またそれぞれの違い（個性）を発見し、最終的には、全員がかたつむりに名前を付けていたことが分かった。それらは、ごんべい、さやか、みつぐ、でん子等である。ここで私達が発見した事は、小動物と付き合う時は、一般名称でなく個人名が付く程になると愛情が一層湧くという事だった。教室の授業では、このように、音楽、自然、言葉を同時に学ぶ事はなく、一応に切り離されて学習する。しかし現実の保育場面では、上記のような自発的で、なにより大変楽しい学習が可能となる。保育を学ぶ過程では、保育者自身が生活を創り、積極的に取り組む態度の養成が大切であると確認した。

⑭秋の自然

秋の自然を使った保育環境を設定したいと考え、キャンパスや近隣で自然物を探した。「まつの子ぐみ」に因み、いわゆるまつぼっくりやどんぐりを拾うことにした。こなら、くり、くぬぎ、あかまつ、がまずみ、おなもみの実という名が図鑑からわかった。近くの草むらでようしゅやまごぼう、つゆくさ、のあざみ、えのころぐさも摘んだ。学生は自然物の名前を調べ、箱に分類した。乳酸飲料のプラスチック容器を集め木の実を使った楽器作りの準備をした。2歳児の興味を考え透明のビニール袋（10×7cm）とリボン、モールを3度目の店で見付けた。小さな手を使いキャンデー袋が作られる事を期待した。ようしゅやまごぼうの実は、美しい色水が取れるので小すり鉢、すり棒、透明容器を安価で求めた。幼児は、すり鉢の中で円をかくように摺るといふ運動はあまり上手には出来なかったが、色水作りの活動を大変楽しんだ。教

員が天秤ばかりを探したが、探せなくてがっかりしてたところ、当日には学生の一人が子どもの頃の理科の教材を使って手づくりの天秤ばかりを作ってきたのでテーブルにおいた。子ども達は木の実をのせて遊んだ。

本活動を通して保育活動の実際は、日常生活の中からテーマを探し、保育者自身がテーマに自ら関わり、調べ、親しみ、幼児の世界で展開される遊びを想定し、そのために必要な教材や環境を準備するという手順が分かった。ここで、重要なのは、単に準備された「もの」だけではなく、準備する過程で生まれてきた活動へのモチベーションの高揚である。こうした見えない教育力となる背景は、保育の土俵に欠かせない重要な条件であると考えられる。

⑮プレイ・ランド

保育室だけでなく、広い場所で子どもが体を動かして遊べる機会も欲しいという母親の希望がようやくかなう日がきた。幼稚園から、半日遊戯室を借りられる事になった。広い遊戯室にどのように遊具を設定するかイメージした。マット、平均台、蛇腹、大型積み木、すべり等の大きい運動用具は、幼稚園にあるものを使った。さらに、今回のためにいくつかの教材を工夫した。廃車になった自転車の籠を利用したゴルフのゴール、クリーニングのハンガーとひもを使って作ったバスケットゴール、手づくり布製ボール、衣料用ゴムのゴム段等である。運動遊びにはリズムカルな音楽も必要と考え、録音テープを作成した。保育中に使いたい音楽は、繰り返し流したいので、そのように作成した。使用した曲は、「アマリリス」、「楽興の時」「どんぐりころころ」、「線路はつづくよどこまでも」、「汽車ポッポ」である。このうち最初の2曲は曲の繰り返しがないため何回か録音した。その結果、3回の繰り返しが最も聴きやすく感じた。曲そのものに繰り返しがある歌はそのままとし

た。こうして、約40分の当日用テープが出来た。本遊戯室からは、時折常磐線の電車が見え、子ども達もそれに興味を抱くので、学生が電車ごっこのための線路を予め床にビニールテープで楽しく貼った。こうして過ぎた1時間は、なにもかも調和して楽しい内容となった。保育は、いくら準備をしても、当日の予測はつきにくいというのが一般的である。期待したようには十分遊ばなかったり、少々難しかったりする事は度々である。十分な準備をしたとしてもなお残る2割の予測不可能な所に実は保育の醍醐味がある。生きたシナリオは、その時にならなければ分からない面白さと不安がある。この日の保育は、その予測不可能な部分のみごとに子どもをして開花し、時間が非常に意味のあるまとまりをもって流れたように感じた。学生の記録から感激したエピソード紹介しよう。電車ごっこをしている時全員がお客さんになりたいと希望した。学生が、「どうしたらいいかな？」と言葉をかけると、D君が、「じゃおれがやるしかないな」と再び運転手になってくれた。こんな小さな年齢なのに保育活動に何回か参加していくうちに、協調性や積極性の芽がふくらんでいるように感じられ、改めて子どもの成長の尊さを実感したという記録である。

最後に保育室へ戻り、飲み物を飲む前の数分間の紙芝居では、すべての幼児が集中し、皆の気持ちが様に楽しい満足した気分になった。予想を上回る充実した日が日常保育の中には時折あるのだということを実感した。反対に思うようにいかない日も当然ある。

④9フィンガーペイント

ブレイドウと並び、欧米では伝統的な幼児の遊びであるフィンガーペイントも、学生にとっては初めての経験だった。汚してもよい支度と呼び掛けてはいるが、時々きれいな洋服をきてくる子どももいるので、エプロンをつくることになった。家庭用のゴミ袋(中)

を求め、首、両手の部分を切り取り、さらに前の下の部分はペイントが流れ出さないようポケット状にした。初めての教材を考案する時は、学生もいつになく熱心に意見が飛びかう。ここまでいくと、教員の方は全くイニシアチブをとる必要がない。実践後分かったことは、このエプロンは、寒い季節は良いが暑いときには向かないということだった。予想どおり、子ども達は日頃汚れる事に慣れていないためか、母親の表情を感じてか、最初の取り組みはゆっくりだった。思いっきり十二分に楽しんだ子どもはひとりで、他の子どもはほどほどに楽しんだ。むしろ汚れる事に不安と面白さが同居しているような表情であった。この遊びに対する母親の表情から伺える理解度と子どもの参加度に関係があるように感じた。

⑤⑩パネルシアター「おさるとぼうし^{註12}うり」

ベニア板にフラネル地を貼ったフラネルボードに、張り付けるいくつかの教材がすでにあつたが、もっと増やしたので「おさるとぼうしうり」を題材に張り付けるピースを作った。フェルト地や色画用紙とやすりを使用した。この話はパネルシアターにしやすい楽しい内容であるが、2歳児よりむしろ4歳児くらいの方が楽しむ。きれいな新しい教材を幼児はいつも好むので保育室に出すと興味を抱く子どもが2、3人いたが、ストーリーを追う事は出来なかった。むしろひとつひとつのピースを持って付けたり外したりを楽しんでいた。母親の記録にも楽しい教材だが少し難しい内容だったとある。やはり2歳児には、家族の人々や車、動物等のものを切り取ったピースがふさわしいと感じた。

IV 発見と考察

1. 母親は何を経験したか

保育活動に対する母親の主な希望は次のような事であった。

- ・他のお友達に関心を示して欲しい。
- ・お友達と仲良く遊んで欲しい。
- ・手遊びや紙芝居、リズムを取り入れて欲しい。

参加者のほとんどが集団遊びの経験のない在家庭児なので、親子ともども始めは不安な様子であるが、保育室の環境を魅力的に整える事でその不安を軽減することができた。部屋には、毎回手作り教材を主にして数多くの玩具や教材を置いたので、時間内にすべての教材と出会うのは困難であった。しかし子ども自身が好きな教材と出会えることを大切に考えるならば、教材の数も必要である。さらに新しい環境には、不安を忘れるほどの魅力的な環境（心のこもった教材や雰囲気）が必要であると考えた。母親の記録にもめずらしい手作り教材を喜ぶ内容が多く見られた。いつも母親にべったりの息子がいきいきと遊べて驚いたとか、玩具に興味を示し母親から徐々に離れられるようになったという記録が多く見られた。もちろん、母親を傍においた状態での参加の子どもも見られた。

教材の他に母親に喜ばれたのが、学生の笑顔と優しい関わりであった。ベテランの教師とは異なり、テクニックはなく時には恥ずかしそうな場面もみられるが、楽しみながら保育に一生懸命参加してる態度が好評であった。

子どもが第1子である母親の参加態度は、参加を喜ぶ反面、緊張感が高い様子だったので、教員が個々の母親について「無理せず今、在る状況を受け入れながら、今日1日が親子ともども楽しい経験であればよい」旨を助言した。こうした助言は、目の前で戸惑う親子にとって特に意味があったように受けとめた。一方、子どもが第2子や第3子の場合母親は教材の工夫に興味を抱き、「家庭でもやってみたい」等の前向きな記録や会話が聞かれた。「母親の育ち」に関しては、1、2回の参加では限度があるので緒言の冒頭で挙げた大学のように継続したグ

ループで援助する必要性を強く感じた。但し、子どもの遊び場提供を主とした子育て支援は、近隣の他の幼稚園でもすでに行なわれており、複数の母親はそれらの幼稚園をいくつも廻りながら、子どもを遊ばせるということにより関心を抱いているケースも見受けられた。母親の子どもの接し方については、「参加のしおり」を十分に読まずに参加し、子どもを観察するよりむしろ指示する母親が少なからずいた。

2. 学生は何を経験したか

全実践を終了した後の報告書^{註13}に載せた「まつの子ぐみ保育活動を終えて」に書かれた参加学生全体の記録から、経験の内容の変化をまとめてみる。

- ・最初は、経験の少ない2歳前後の幼児へどのように関わったらよいか不安であった。
- ・さらに、保護者の視線が気になり緊張した。
- ・前半1時間の保育時間が長く感じられた。
- ・回を重ねる毎に子ども達への関わりに慣れ、楽しくなってきた。
- ・毎回の保育時間中でも、最初と最後で子ども達の変化の様子がよく分かった。
- ・毎回めずらしい教材を経験したり、教材を作ったり、工夫したり、自然の中で探したりする大変さと楽しさを味わった。
- ・実習では一人だったが、「まつの子ぐみ」では共に考えを出し合っていく事でよりよい保育ができるのを学んだ。
- ・参加希望者が多く、参加を楽しみにし、笑顔で帰っていくのが励ましになった。
- ・全ての学外実習を終えた秋 Semester の「まつの子ぐみ」は、1時間半だったが全員が落ち着き、冷静に物事を考え、ゆとりをもって子どもと関わられたように感じた。
- ・2歳前後の子どもが、どのように遊び、選んだり、我慢したり、譲ったり、工夫するかを知る事ができた。

以上が全般を通しての学生の経験の内容であ

った。毎回、実践後の記録には個々のケースについて、子ども達の遊びの変化の様子が細かく捉えられている。それらは、毎回のおたよりに書く際の重要な拠り所となった。脇から保育室全体を捉えて必要に応じて助言するだけの教員にとっては、すぐ近くで子どもに接している10人の学生の記録は、一人では成し得ない重要な記録の宝庫であった。内容は、教室では得られないこまやかな保育実践の内容そのものの学びであった。

3. 教員は何を経験したか

保育活動における教員の当初の仕事は次のような事であった。

- ・本保育活動の趣旨を文書で作り、附属幼稚園を通して地域の保護者に伝える。
- ・申込みや飲み物等の具体的な方法を決め、附属幼稚園に伝える。
- ・学生の意気を高めるため、具体的なアイデアをなるべく多く紹介する。
- ・事前の話し合いや準備に時間を十分かける。
- ・保育中はスーパーヴァイザーに徹し、子ども、学生、親の観察と助言の役割をとる。
- ・記録を整理し、毎回「おたより」をだす。

教員はこれまでの保育についての知識を、実践の中で確かめ、修正し、新たな発想を学んだ。特に、2歳児の活動の具体的な在り方につき様々なアイデアを得た。実際に2歳児の保育を継続することで、回を重ねる度に遊びや教材が考案され、発達心理学や教育学の知見を、具体的に実践の場で生きた遊びに繋げることができた。一方、母親に対する関わり方については、最初は経験者が未経験者に教えるという構えが無意識の内であった。しかし、不安そうな母親の様子に触れる事により、教えるよりむしろ母親を励まし自らも気付いていくのを期待しながら関わる方向へ変わった。本保育活動を通して、

最も大きな発見は、これまで観念として理解していた参加者の「対等性」と「双方向性」^{註14}が、子どもを中心に3者間に成立する必要性を真に感じた事である。

母親は時としてこちらが予想もしない言動を表す事もある。例えば、「フィンガープレイは汚れるからやめなさい」とか、「次は〇〇を描きなさい」等の指示である。これらに対しては一旦母親の気持ちを受け入れながら、人間としての対等性を失う事なく全体の中でとりあげたり「おたより」の中で保育学的視点として述べるように試みた。また、小さな集団遊びやリズム運動等、母親の希望する活動も、少し取り入れるように修正した。これにより、これまで教員が大切と考えていた保育内容と母親の希望との接点を探す作業ができた。

提供できる回数が少ないためと多くの希望者があるために機会の公平化を図りながら、その都度一週間前に参加者を募った。そのため継続して参加出来る親子の数は限られてくる。年間多数の親子が参加できる喜びはあるが、一方他大学の参加者のように継続的な質の向上は期待出来ない。新エンゼルプランの地域への子育て支援の目標に添う事と、本短期大学2年生の学生が彼らのレベルで主体的に関われる場との2つの理由から、対象となる参加者を少数で固定した形より、むしろその数を広げておくのは止むを得ないと考えている。今後は親が希望するように、より多くの回数の保育活動を展開できるようなシステムを考えていく必要性を強く感じている。

V 総括

子育てを援助しようという考え方は、これまでも大学の研究室、地方自治体、保育所、幼稚園の中にあり、実践も現場で行なわれてきてはいた。その気運が一気に高まったのが、エンゼルプラン以降である。現在では、それらの全体の内容を把握するのは困難なくらい多様な形で

実施されている。その多様性こそが独自性の反映であり、地域の実情に密着したものであると考える。同時に、その試みは時代の変化に対応してそれぞれに修正が加わることだろう。しかし、大切な事はその継続性にある。継続できるというのはこの場合、取りもなおさずそのプログラムが参加者にとっていわゆる「実のある内容」であるからだ。親子はもちろんのこと、学生、教員が共に学べる場でなければ継続は困難であろう。そのような意味で改めて参加者の「対等性」がいかに重要な出発点であるかを確認した。この種の実践研究方法は、行動型研究（Action Research）^{註15}と呼ばれ、昨今さらにクローズアップされている。

本論で述べた実践では、親子、学生、教員のそれぞれが自分の充足度を分かち得たと考える。逆に言えば不十分な所が残ったということである。すなわち、親子はより多く参加したかっただろうし、学生は一人で責任をとる現場の練習には欠けていたし、教員は継続する親子の成長を丁寧に追う事が出来なかったということになる。しかし、親子はその後、当幼稚園の3年保育に入園するケースも多くその場合には経験が継続される。また、学生はチームティーチングの楽しさを味わい、教員は生きた現場をもつ事が出来た。実践の場を提供してくれた当附属幼稚園との任務上のバランスにおいても、今回の試みは調和がとれていたのではないかと考える。次年度は、親子の要望をどこまで配慮できるかが当面の課題となるであろう。

あとがき

平成12年度たまたま空いた3歳児の一保育室と、2年生の課題研究が火曜日の2時限目に組み込まれ、念願の親子グループの実践研究を授業として行なう状況が整った。長い間条件が整わず実行出来なかったが、時を待つといとも簡単にすべりだす事が出来た。本プログラムの実施については、場の提供と事務的諸連絡につき

附属幼稚園からの多くの協力を頂き心より感謝したい。加えて、教室での大講義では見る事が出来ない学生の生き生きとした保育者としての完成と主体性に予想を上回る励ましと喜びを感じた。

最後に、常に熱心な「まつの子ぐみ」参加者に心より感謝の意を表したい。

註1・平成6年、文部、厚生、労働、建設4大臣合意による21世紀の少子化社会に対応するため社会全体で取り組むべき子育て支援策

註2・平成11年12月、「少子化対策推進関係閣僚会議（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治6大臣）」で「少子化対策推進基本方針」が決定され、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画

註3・松村康平・元お茶の水女子大学教授が、1960年に「関係療法における小集団活動」としてスタートし、1964年には「児童集団研究会」の名の元に継続的に研究実践されている

註4・「幼児集団活動の20年」、立教女学院短期大学乳幼児研究室編、1998、畠中徳子他

註5・吉川晴美・東京家政学院大学教授が、昭和53年からお茶の水女子大学において「要助児保育研究会」に参加して以来、現大学においても継続研究実践している

註6・文教大学における関係学の展開－幼児集団研究会の活動を中心として－、小原伸子、青木玲子、関係学研究、第15巻、第1号、PP164-172

註7・就園前の幼児の小集団活動について、松村和子、大田奈緒子、石田薫、一柳祐子、関係学研究、第15巻、第1号、PP154-163

註8・元茨城大学教授、本学非常勤講師 鈴木
昌友氏

註9・元お茶の水女子大学教授 松村康平 創
始の「関係学」で用いられる概念

註10・水戸市在住の木製創作遊具製作者、東京
銀座松屋で全国的に紹介されている

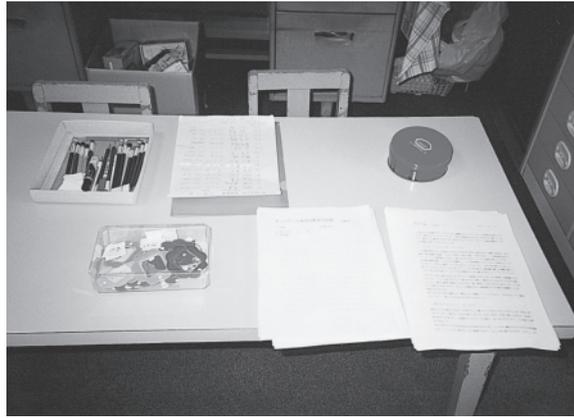
註11・レオ・レオーニ作・絵、藤田圭雄 訳、
至光社

註12・エズフィール・スロボドキーナさく・
え、まつおかきょうこ・やく福音館書店

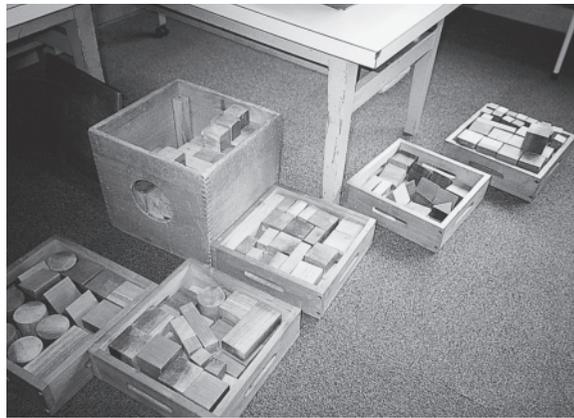
註13・平成12年度幼児教育学科課題研究「保育
実践研究」報告書：未就園児のための親子
プログラム「まつの子ぐみ」保育活動：大
内沙織、鈴木二三絵、砂川雅代、多賀野沙
織、竹内可寿美、田邊峰子、千葉恵理子、
富樫聡子、小野崎麻美、彦坂春江、江波諄
子

註14・「DOES PRACTICE LEAD THEORY
?],TEACHERS' CONSTRUCTS ABOUT
THE ACHING: B O T T O M - U P
PERSPECTIVES, Leslie R Williams,
Advances in Early Education and Day
Care,Volume 8,pp153-184,JAI Press Inc,
1996

註15・Mirjana Pesic (University of Beograd,
Institute of Pedagogy) の論文
「TRANSFORMING ECE PRACTICES
IN YUGOSLAVIA」(1998) には長期にわ
たる行動型研究 (Action Research) につ
いて報告されている



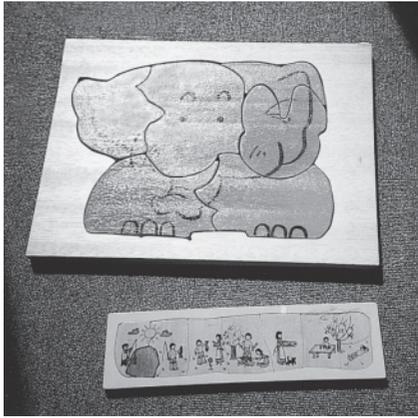
受付テーブル・名札・おたより



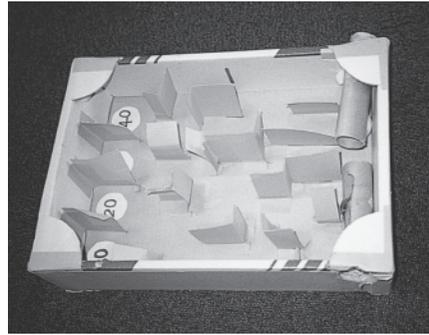
教材①



教材②



教材④



教材⑤



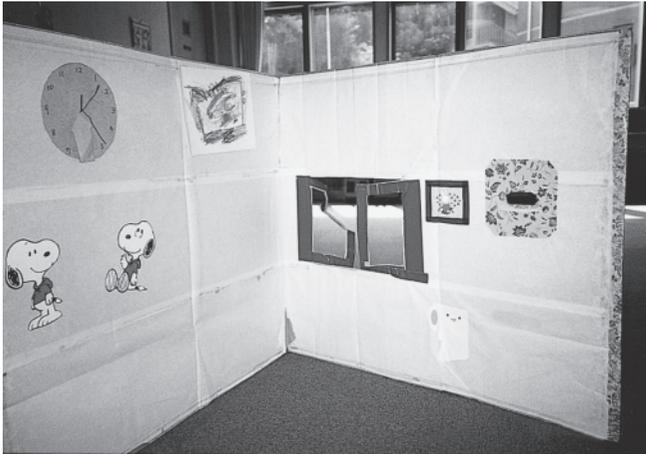
教材⑥



教材⑦



教材⑧



教材⑨



教材⑩



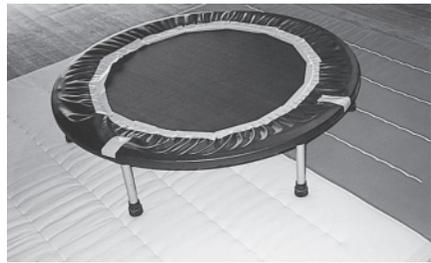
教材⑪



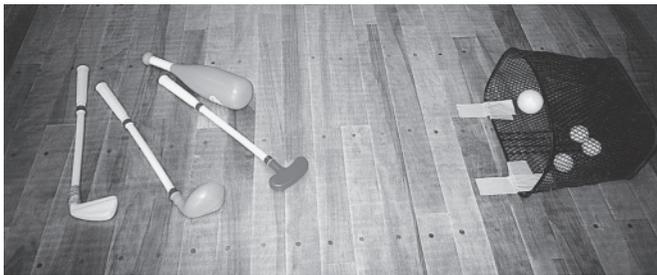
教材⑫



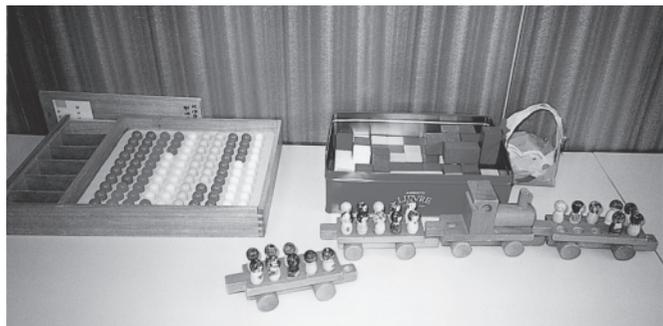
教材⑬ ⑭



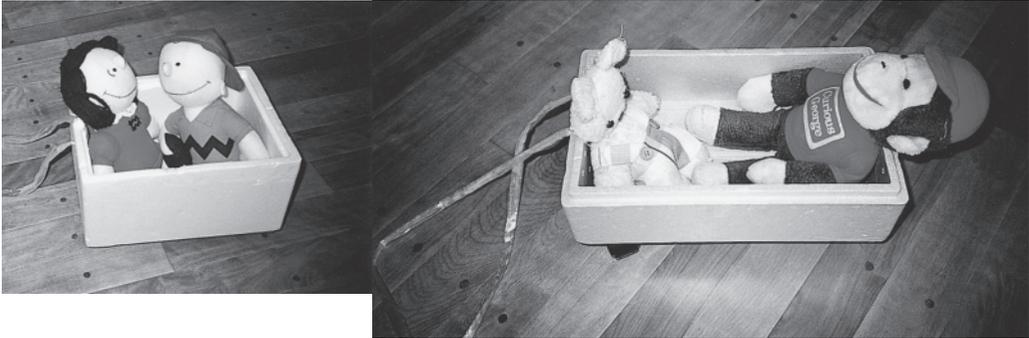
教材⑰



教材⑮



教材③ ⑯



教材⑱ ㉔



教材㉑



教材⑲ ㉔



教材㉒



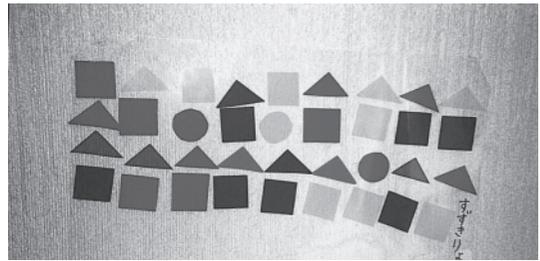
教材⑳㉓㉖㉘



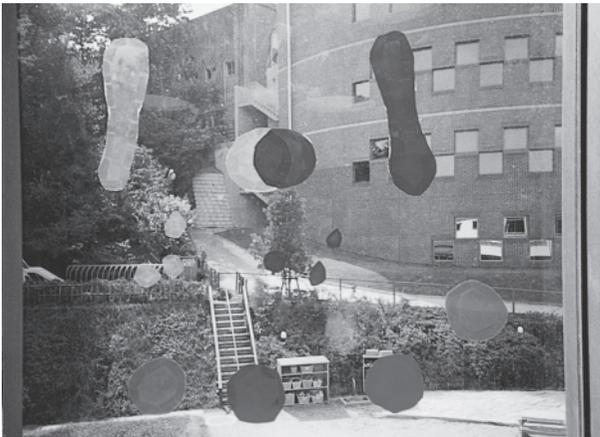
教材㉔



教材㉕



教材㉙



教材㉚



教材㉛

公的オンブズマン制度に関する一考察 —— 藤沢市オンブズマン制度の苦情処理手続を題材として ——

森 長 秀*

A study of the public ombudsman.

MORI Nagahide*

There are 29 public ombudsman as of Nov, 2001.

The Municipal Ombudsman of Fijisawa City surveys the complaints of Fujisawa residents objectiverly, simply and quickly. As for the others, it collects complaints on their own initiative and survey them, and it gives counsel appropriate for the municipal as occasion demandes.

Anyone can state a complaint about the municipal government if the matter concerns their own interests. Complaints can be stated concerning the execution of duties handled by the organization of Fujisawa City and their behavior during the execution of such duties.

Complaints must be made in writing in principle. From the complaints can be found in ward offices, public hall, community center and libraries, as well as in the Ombudsman's office.

Complaints can be stated by mail or facsimile. Investigations of complaints by the Ombudsman are carried out free of charge.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

I. はじめに

わが国における公的オンブズマン制度は、平成13年11月現在、29の自治体に設置されている。国レベルのものは存在せず、都道府県もしくは市町村によるものが、平成2年の中野区および川崎市を皮切りに順次導入され、今日に至って

いる。

その分類方法はいくつかあるが、機能的観点からのものとして行政全般に関する苦情を処理するもの（一般行政型オンブズマン）と、特定の分野の苦情のみを処理するもの（特殊型オンブズマン）とに大別すれば、一般型のそれは、平成2年11月施行の「川崎市市民オンブズマン」を初めとして平成13年3月施行の「札幌市オンブズマン」に至るまで、5つの道県および12の市区、合計17の自治体に設置されている（既に廃止されている「諫早市市政参与委員」および

2001年11月16日受付

*MORI Nagahide 生活科学科・非常勤講師

「高知県行政オンブズマン」、また、平成14年4月施行が決定している「つくば市オンブズマン」についてはいずれも算入していない)。

一方、特殊型オンブズマンは、本来、様々な個別領域に特化したものが想定されるものの、現在わが国において設置されているものは、いずれも福祉領域に関する苦情のみを処理する福祉オンブズマンであり、前述の「中野区福祉サービス苦情調整委員」をはじめ12の市区⁽²⁾に設置されている。福祉オンブズマンは、市民から申し立てられる苦情が福祉全般とはいえ一般行政オンブズマンに比べれば特定領域に限定されており、またそうであるが故に福祉分野におけるより高度の専門性が求められるものであるため、社会福祉諸領域を専攻する大学教授や福祉・人権に通暁した弁護士をはじめとするスペシャリストが起用される傾向にあるといえる。

これに対して一般行政型オンブズマンは、道路・都市整備・福祉・教育・税金など、まさしく当該自治体の行なう行政全般に関する市民の苦情を受け付け、簡易・迅速・低廉な解決を期待されるいわば総合的な苦情処理機関としての性格を持つため、むしろ特定の分野に偏ることなくより広く行政全般に対応可能な人材が求められる。ただ、その多くは大学教授・弁護士・元裁判官・元行政職員から起用されるなど大部分の自治体における共通性が見受けられる。

ところで、公的オンブズマン制度と一般に対比され、ときには混同されるものとして、市民オンブズマンないしは類似の名称を有する団体による社会的活動が目立つ。これは、市民の立場・目線に立った公金支出や行政の執行に対する監視・社会福祉施設運営のチェック・環境問題や社会問題に対する権利意識の喚起などを行なうもので、民主主義の下では一面では有益で、育成に値する活動ではある⁽³⁾。しかし、それらはいくまでも情報公開という手段を利用して行なう一種の市民運動⁽⁴⁾であり、それらの活動を通じた行政参加の一態様である。その意味では、自治体設置による行政オンブズマン制度とは本質

的に異なった存在であることは言うまでもない。また、その多くはボランティアの民間組織による運営であるため、資金面、人材確保面などで苦慮している実態も報告されている。

本稿においては、筆者がかつて専門調査員として関与した藤沢市オンブズマン制度について、発足以来5年度分の運営状況報告書において公開されている内容および具体的な苦情処理手続の流れを、守秘義務等の問題について十分に留意の上、支障がないと思われる範囲で取り上げながら、一般行政型オンブズマンの長所及び短所、今後の制度の運用面における課題について検討を行なっていきたい。

Ⅱ. 藤沢市オンブズマン制度

1. 制度設置の経緯

藤沢市オンブズマン制度は、平成8年10月、一般行政オンブズマンとして国内で6番目、神奈川県内では川崎市に次ぐ制度としてスタートした。制度導入の経緯⁽⁵⁾は、昭和57年の藤沢駅北口再開発事業における不祥事に際し、市議会に設置された不祥事等調査及び防止特別委員会の中で初めてオンブズマン制度について言及がなされたことを皮切りに、以後の定例議会での一般質問や様々な市民集会において制度導入の提言が行なわれ、市も事業基本計画に策定し研究委員会を立ち上げ具体的検討を行なうなど導入の気運が高まる中で、当時の市長(葉山峻氏：6期24年在任、元全国革新市長会会長、現衆議院議員)により提案された藤沢市オンブズマン条例が市議会において平成7年12月に公布され現実化したものである。その後、翌8年2月の市長選挙で新市長(山本捷雄氏：元市議会議員、現職)の当選、議会構成の与野党逆転などの変動の中で、政局絡みの再検討案や懐疑論が呈され当初8年6月1日とされた条例施行日が延期されるなどの曲折を経て、同年10月1日に漸く制度の実現をみた。このようなやや難産とも言

える形でスタートを切った同制度の人的構成は、オンブズマンに元東京高裁判事で弁護士の燕山巖氏、元横浜弁護士会副会長の西山敦雄氏の2氏を迎えたほか、大学院後期博士課程在籍の専門調査員2名、事務局は、行政経験豊富な古参課長を事務局長に据え、制度委員会当時から携わってきた優秀な課長補佐および囑託の事務職員を加えた3名で構成し、合計7名体制で発足した。

現在、これら非常勤職および市職員である事務局職員も含め、制度発足時の構成員とはすべて顔ぶれが変わっているが、構成員数は変わっておらず、後述のような苦情処理件数に鑑みれば増員を試みることは難しく、現状維持が妥当なところではないかと思われる。

2. オンブズマンの位置づけ

藤沢市オンブズマン条例第1条によれば、オンブズマンの機能は、「市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で簡易迅速に処理」すること、および「行政の非違の是正等の勧告および制度の改善を求めるための意見表明をする」ことであり、これによって「市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上に資すること」がその目的である。

オンブズマンの法的性格は、地方自治法第138条の4第3項（「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」）の規定に基づいて設置される「執行機関の附属機関」であり、いわゆる行政府型のオンブズマンである。

したがって、藤沢市オンブズマンの任命権者は市長ということになる。ただし、「オンブズマンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、かつ、地方行政に優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する⁽⁶⁾」ことになっ

ている。「社会的信望云々」は、その判断に法的拘束力を持たないオンブズマンの権威性を担保するための資格要件であり、「議会の同意」を必要とするのは、市長による恣意的な任用を防止しオンブズマンの独立性・中立性を確保するためである。

オンブズマンの定数は2人で、うち1人を代表オンブズマンとする。また、その任期は3年で、1期に限り再任可能とされている。ただし、2人のオンブズマンが同時に退任することは制度運営好ましくないとの判断から、制度発足時におけるオンブズマンの内の1人は1期目に限り任期2年となっている。

その他、オンブズマンには守秘義務⁽⁷⁾や一定の職業との兼職禁止義務⁽⁸⁾などが課されている。これは、非常勤の特別職公務員であるオンブズマンには地方公務員法の適用がないため、条例においてあらためて規定しているのである。

3. 専門調査員

公的オンブズマン制度の中で、オンブズマンのほかに専門調査員を置いている自治体は、決して多いとはいえない。専門調査員は、オンブズマンの指揮命令の下で、⁽⁹⁾「オンブズマンの職務に関する事項を調査する⁽¹⁰⁾」ことを目的とする。

専門調査員の法的地位は、地方自治法第174条第1項（「普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。」）に規定される専門委員であり、同条第2項および第4項にあるとおり、市長が任命する非常勤の特別職公務員である。ただし、専門調査員には、その任期や議会の同意による任免を定めた条例上の根拠はなく、要綱により定められた1年（更新可）の任期毎に任命権者である市長から委嘱を受ける。

専門調査員の職務は、「藤沢市オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日及び勤務時間等に関する要綱」によれば、①苦情申立ての受付の補助、②市の機関から説明を受ける

こと、③市の機関が保有する帳簿・書類・記録の閲覧、④これら帳簿類の提出を求めること、⑤関係人又は関係機関に対し質問し、事情を聴取すること、⑥実地調査に関すること、⑦その他、とされている。

4. 事務局

「オンブズマンに関する事務を処理するため⁽¹¹⁾」に置かれる事務局は、市の常勤職員、すなわち一般の地方公務員によって構成される補助機関である。その分掌事務は、藤沢市オンブズマン事務局規則により規定されているが、概略すれば、(1)事務局の庶務や人事、予算及び決算に関すること、(2)他自治体との情報交換などオンブズマン制度の調査研究、(3)オンブズマンや専門調査員の勤務時間外に苦情申立てがあった場合の受付代行と取次ぎ、(4)苦情の調査等に係る事務手続や市の機関との連絡調整、(5)その他オンブズマンや専門調査員の庶務に関すること、である。

市民からみて、公正中立な第三者的立場で市の行政に対する苦情を調査するオンブズマンの「職場」に市の職員が存在することは多少奇異に映るかもしれない。しかし、本来、公的オンブズマンは行政主体にとって、その自己検証装置の役割を担っており、制度上、行政機関との完全な分離は予定されていないうえに、オンブズマンや専門調査員は行政担当者でない立場から選任されていることの「効果」として、市の行政にはおよそ通暁していないのが一般である。そうした点を踏まえて、第三者性の担保されたオンブズマンと、調査対象となる市の担当機関との接点を事務的な限度において事務局が取り持つことは、むしろ、オンブズマンの苦情処理活動が円滑に行なわれるためには有益かつ必要なのである。

もちろん、繰り返すように事務局の役割はあくまでも事務的な調整に限定されるのであり、オンブズマンと専門調査員が協働する調査活動

や、オンブズマンが下す判断の内容に事務局の意思が介入するようなことは、決してあってはならない。たとえば、オンブズマンの調査開始前に、事務局および担当課との間において、案件処理についての実質的合意がなされ、これが「見えざる流れ」となってオンブズマンや専門調査員の活動内容に関与するような場合、結果的にオンブズマンの判断形成に影響を与えたか否かにかかわらず、制度本来の趣旨に鑑みれば、やはり重大な問題であろう。個々の苦情案件の処理を通じて適切な制度運営を構成員すべてが企図することは当然必要であるが、その認識が高じてオンブズマンとの立場の相違を見失ってしまうことは許されることではなく、その資質をも問われるであろう。藤沢市オンブズマン制度の場合、上述のとおり、オンブズマンから非常勤事務職員まであわせて7名足らずという小所帯であり、事務局の制度認識とその果たす役割は極めて大きいと言えよう。しかし一方でこの問題は、一般論として、構成員が変わり、制度自体も運用年数と処理件数の蓄積という「経験」を経ることによって、徐々に完成されていくものであろうから、制度の完成度や是非は、10年～20年といったある程度の期間を経て評価されるべき問題であると思われる。

いずれにしても、事務局の苦情処理に対する姿勢やオンブズマンとの連携の密度が当該自治体のオンブズマン制度の発展を左右するといっても過言ではない。

Ⅲ. 苦情処理手続の流れ

1. 苦情の申立て

(1) 苦情申立てのあり方

オンブズマンへの苦情申立ては、市の行政に関して自己の利害に係る苦情を有する者は誰でも行なうことができる。法人の申立ても可能であり、また、市民であることや年齢、国籍等の

制限もない。

苦情申立ての形式については、原則として所定の苦情申立書により行なうこととされている。心身の障害等により自ら記載することができない者のために、口頭による申立てを認めており、この場合は専門調査員なり事務局職員が代筆することによって苦情申立書を認める。このように、口頭による場合はあくまでも例外的扱いであり、一般的要件としての書面性を緩和したものでもない。口頭主義を採らない理由は、無責任な申立ての乱発を防ぐことや、主張の存否や食い違いによるトラブルを回避するためである。

苦情申立ての方法は、直接オンブズマン事務局に來訪して行なうほか、郵送又はFAXによることを認めている。申立人を市内在住者等に限定しないことの帰結として、遠距離の申立人の便宜等を考慮したものである。なお、Eメールによる申立てについては、現在のところ認められていない。他のオンブズマン制度ではホームページ上の申立書への入力による申立てを導入しているところもあり⁽¹³⁾、今後、プライバシー保護等の問題を踏まえたうえで、前向きに検討されるべき課題であろう。

藤沢市の場合、苦情申立ては代理人によって行なうこともできる⁽¹⁴⁾。一般に、本人以外の者の申立ての許容範囲については、本市のように①代理人による申立てを認める制度と、②本人以外の者による申立てを認め、その許容範囲（申立て適格）を規定している制度とがある⁽¹⁵⁾。結果通知の名宛人の問題等もあり、一概に比較はできないが、本人以外に申立て可能な者が条文で具体的に列挙されている方が、より分かり易い制度であると評価することもできよう。しかし、大切な点は、市民にとって「申立ての要件が必要以上に厳格でないこと」であって、①の型であっても、代理人の範囲を運用により広く解することにより、実質的な差は生じないものと思われる。

（２）苦情の受け

来庁者が苦情申立ての意思を有していれば、まず苦情の概要を専門調査員が聴取した後、苦情申立書の記載を求め、所定事項の記載を確認した後收受し、オンブズマンとの面談に入る。藤沢市の場合、オンブズマンが月曜から金曜の午前9時から午後4時までの間勤務しており、（朝夕の両1時間や昼休みを除いて）基本的に苦情申立人が申立てをしたその日にオンブズマンに直接苦情を訴えられ、状況次第ではその日から調査活動を開始することが可能である。郵送やFAXにより申立書が送付されてきた場合には、専門調査員が記載内容を確認し、不備や不明な点の補正も含めて申立人に確認したうえで收受し、上記と同様の扱いに任せ、必要があればオンブズマンとの面談日程の調整などを行なう。いずれの場合においても、申立ての際の要件審査が必要以上に煩瑣なものであってはならず、ましてや苦情調査員や、本来取次ぎ機能のみ有するはずの事務局職員がこれをスクリーニングするようなことがあってはならない。苦情申立人とオンブズマンとの距離を必要以上に長くすることは、制度趣旨そのものに反するからである。

公的オンブズマンを導入する自治体の中でも、オンブズマンの勤務日が毎日設定されているところは決して多くはなく、その意味では、迅速な案件処理を行なう上で好条件であるという点を有効に活用することが望まれる。

2. 苦情の調査

（１）苦情処理の対象

オンブズマンの職務は言うまでもなく市民から申立てられる苦情案件の処理であるが、オンブズマンの所管事項は、「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員⁽¹⁷⁾の行為」であることから、原則として市政全般に及

び、また、行政処分に限られず行政指導（ex 建築指導のあり方に関する苦情）や事実行為（ex 職員の粗忽な対応に関する苦情）もその対象とする。ただし、次の5項目については所管外事項とされる。①判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項、②裁判所等において係争中の事項、③議会に関する事項、④職員の自己の勤務内容に関する事項、⑤オンブズマンの行為に関する事項、である。①および②については、既存の争訟手段を尊重するためであり、③は議会の自律性、ひいては間接民主制の本旨を尊重するため、同時に、行政を対象とする制度であることの自然的帰結である。また、④は市職員の勤務条件や人事に関する苦情は、市の公平委員会に委ねられる事項であるため、⑤については、オンブズマンの職務および地位の独立性を図るためのもので、例えばオンブズマンが過去に行なった苦情処理の結果等について、再度苦情として扱うことを否定する趣旨のものである。

また、上記の所管外事項に該当しない場合であっても、苦情内容が次のような場合には、やはり調査対象外とされ、オンブズマンが調査を行なうことはない。その場合とは、条例第12条第1項2号ないし5号にある、①苦情申立ての原因事実について苦情申立人自身の利害を有しない、②正当な理由なく、原因事実の日から1年以上経過している、③虚偽その他正当な理由がないと認められる、④その他調査することが相当でない等の場合である。

オンブズマンは、申立てられた苦情が、これらの所管外事項もしくは調査対象外事項に該当すると判断した場合、苦情申立人に対し、「苦情について調査をしない旨の通知書」を発給しなければならない。思うに、「調査をしない案件」が処理件数全体に占める割合が高くなることは、制度運営上、決して望ましい状況ではない。これをできるだけ減らすためには、苦情申立書を認める一歩前の段階での適切な説明や教示が効果的であり、それには専門調査員の資質

や「前さばき」の手際の良さも問われようが、しかしこのことは、前述の「スクリーニングの問題性」と表裏をなす難しい問題でもある。さらにこれは制度的問題と思われるが、専門調査員らの教示を受けながら、なお苦情申立ての意思を明らかにした場合や、形式的要件の整った郵送又はFAXによる申立ての場合には、原則として正規の案件として処理せざるを得ない。つまり、現制度では、苦情処理手続きに乗せる前に「却下」（いわゆる門前払い）する扱いが無いことに由来する弊害を除去する装置を持たないということである。同一案件について同一内容の苦情を際限なく蒸し返す苦情申立人がいないとも限らず、今後の検討課題としてよいであろう。

（2）苦情の調査

オンブズマンは、上記のような「調査不適事由」でない苦情申立てについて、調査を開始する。具体的には、「苦情申立人等から事情を聴取すること」、「根拠法令や市の行政慣行などを調べ情報収集すること」、「市の担当課の説明を聴取すること」、「必要に応じて現地調査を行なうこと」等が調査の実質的内容である。調査権の行使は当然オンブズマンのみがなし得ることであり、専門調査員は、オンブズマンの指揮監督の下、情報収集を行ない、聴取や現地調査に同伴して記録を作成する他、適宜建言することでオンブズマンの判断形成を補助する役割である。また、ここで行政実務に精通している事務局職員からなされる助言が、同じようにオンブズマンの判断形成に一定の役割を果たすことは事実であるが、これが単なる助言の域を越えてはならないことは前述したとおりである。

オンブズマンが市の担当課に対して調査権を行使し職員の説明等を求める場合、実務として「苦情調査実施通知書」を発給した上で行なうこととなっている。これに対し市の機関は、「オンブズマンの職務の遂行に関し、積極的な

協力援助に努めなければならない」と定められているため、大抵の場合、担当課の課長や課長補佐を筆頭に説明のため来局するが、行政側の立場についてオンブズマンの理解を得るべく、概ね調査には協力姿勢が見受けられる。

なお、オンブズマンには、市民からの苦情申立てを受けなくとも、自己の発意に基づき事案を取り上げて調査を行ない、これについて是正等の勧告や制度改善の意見表明を行なうことができる。⁽¹⁹⁾これは、オンブズマンに、行政の現況改善を積極的に求める能動的権利を付与したものとされている。藤沢市では、制度導入以来まだオンブズマンの発意による調査を行なったことはなく、他の自治体においても、これを積極的に行なっているところは川崎市などごくわずかである。

3. 調査の処理結果

必要な調査を終了した後、オンブズマンは当該案件についての判断を示すことになる。調査の過程で申立て要件の瑕疵が充足されなかった場合や、調査の中止・打ち切りを行なうような場合を除いて、苦情申立ての内容について、当否の判断を行なう。大別すれば、①行政のあり方に不備はないとする判断（つまり、苦情申立ての趣旨に沿えない場合）、および②苦情申立ての趣旨を理由あるものとし、行政に非違ありと判断する場合とに分けられる。②の場合はさらに、「必要があると認めるとき」に、（1）是正等の措置を講ずる「勧告」⁽²⁰⁾や、（2）制度の改善を求める「意見表明」⁽²¹⁾を行なう場合と、（3）それ以外の場合で、担当課に対する要望や申し入れを行なうにとどめ、行政の協力による対応や改善を待って苦情の実質的解決を導くもの、とに分けられる。苦情の年度別および担当課別の処理件数については、別添の表を参照されたい。

オンブズマンは、苦情の調査結果について、苦情申立人への通知義務⁽²²⁾が課されており、①お

よび②（3）の場合には「苦情調査結果通知書」により通知しなければならない。

一方、②（1）⁽²³⁾の場合、これを受けた市の機関には尊重義務が課されるうえ、是正の勧告については、これに附帯して求められる報告を60日以内に行なわなければならない。⁽²⁴⁾したがって、オンブズマンは、この勧告又は意見表明を行なったとき、または市からの上記の「報告」を受け取ったときは、速やかにその旨を苦情申立人に通知しなければならないとされている。⁽²⁵⁾

なお、藤沢市オンブズマン制度では、制度導入以来5年度を経過したが、「勧告」「意見表明」を行なった事例はまだ1例もない。一般に、勧告や意見表明が数的に少ないという点は、他のオンブズマン制度をも含めた共通の傾向である。ただ、それぞれの制度における勧告なり意見表明の概念や適用基準が統一的なものではないことと、勧告や意見表明を行なう前に根気よく担当課と折衝し、苦情の解決を導くよう運営している制度もあることには注意しなければならない。したがって、勧告や意見表明を行わないオンブズマンは苦情の解決に消極的であるというような安易な評価は、厳に慎まなければならない。

いずれにしても、オンブズマンは、規則で定められた書式に則った文書を発給し、苦情処理を終了する。文書の文案策定から発給に至るプロセスは、あくまでもオンブズマンとその下の専門調査員との協働でなければならない。専門用語の用法等ごく一部の示唆を除けば、事務局の関与する余地はないことになる。事務局の実質的了解を得たうえで文案決定がなされるような流れは、制度の健全な発展のためにはやはり改善されなければならない。制度草創期の試行錯誤への反省と自戒を込めて、強く求められるあり方である。

4. 運営状況の公開

他の自治体と同様、藤沢市も、毎年度単位で「運営状況報告書」を作成・刊行し、市長および議会に報告する他、図書館や市民センター等で閲覧に供して一般公開している⁽²⁶⁾。

内容は、初年度から一定しており、「運営の概要」「苦情処理の各種分析」「処理事例の公表」の他、苦情処理手続きのフローチャートや条例を掲載している。報告書の文責は当然ながら2名のオンブズマンにあるが、実質的な作成は専門調査員と事務局が共同して担当し、オンブズマンの決裁を仰いでいる。かつてその作成に携わった一人として言うのも憚られるが、年次報告書の基準は一応クリアしているといえよう。

他の自治体の報告書を分析しつつ、あえて、より充実した内容を求めるならば、①オンブズマンの所感を掲載することや⁽²⁷⁾、②苦情申立てに至らない、苦情相談の件数や大まかな分類などを掲載することにより、市民にとって、より身近で具体的な制度であるとの認識を与えることができるのではなからうか。

制度の周知については、市の機関紙である「広報ふじさわ」に定期的に制度の存在と手続きの概要を掲載している他、市のホームページにも同様の内容を盛り込んでいる。また、パンフレットおよび苦情申立書を図書館、市民センターや公民館に配置するなど、一定のPR活動を行なっている。思うに、潜在的な苦情の掘り起こしと制度PRの効果をもたらす意味で、川崎市をはじめ幾つかの自治体が行なっている巡回オンブズマン制度の実施は有効ではなからうか。制度発足当初、議論され見送られた経緯があるが、現在の苦情件数等に鑑みれば、両オンブズマンの共通勤務日を定例会議日以外に月に1日設けることや、そうでなくとも、午前もしくは午後のみ事務局を不在にすることで十分に実現可能であると考えられる。

IV. おわりに

公的オンブズマン制度の苦情処理手続きにおける問題点について、幾つかの分析を試みた。不足な論点、視点に対する検討は別の機会に譲りたい。

藤沢市オンブズマンが導入されたとき、先行自治体が8でしかなかった公的オンブズマン制度は、今やその数は30に近づくまでに増加⁽²⁹⁾、藤沢市オンブズマンも、今や多くの自治体から先行制度としてそのノウハウを求められる状況に至っている。公的オンブズマン制度は、処理件数の増減に心奪われることなく、一件一件の着実な苦情解決の積み重ねによって、市民にとって真に簡易・迅速・低廉で身近な制度として理解され、定着していくものである。幸い、公的オンブズマン制度を導入する自治体の増加傾向は今後も続くものと予想され、また、三鷹市をはじめとする福祉オンブズマンの一般オンブズマンへの移行といった新しい展開も生じている。市民の最も利用しやすい苦情処理制度として、藤沢市のみならず、オンブズマン制度そのもののより一層の発展を望みたい。

【注】

(1) 平成13年10月現在、設置自治体は以下のとおりである。川崎市・新潟市・鴻巣市・沖縄県・西尾市・藤沢市・宮城県・川崎市・新座市・山梨県・秋田県・北海道・御殿場市・上尾市・新宿区・府中市・札幌市。

(2) 平成13年10月現在、設置自治体は以下のとおりである。中野区・横浜市・世田谷区・三鷹市（但し、平成13年からは総合オンブズマンに移行）・大田区・調布市・枚方市・吹田市・小金井市・戸田市・多摩市・日野市。

(3) 宇山勝儀「新しい社会福祉の法と行政（第2版）」（光生館、2001年）205頁。

(4) 園部逸夫＝根枝茂「オンブズマン法（新版）」（弘文堂、1997年）116頁。

(5) 「藤沢市オンブズマン制度の手引」（藤沢

市、1996年）91頁以下、前掲注（5）95頁。

（6）藤沢市オンブズマン条例第7条。

（7）藤沢市オンブズマン条例第4条第4項。

（8）藤沢市オンブズマン条例第8条。

（9）川崎市・藤沢市・宮城県・世田谷区などが導入している。

（10）藤沢市オンブズマン条例第20条第2項。

（11）藤沢市オンブズマン条例第20条第1項。

（12）藤沢市オンブズマン条例第10条

（13）秋田県・北海道・西尾市・札幌市・多摩市などで導入されている。ただし、実際の申立て件数はどこもまだ殆どないとのことであるが、要は、市民がアクセスする手段をより多く提示しているところに意義を見出すことができよう。

（14）藤沢市オンブズマン条例第11条第2項。

（15）福祉オンブズマンに多くみられる規定であり、配偶者・3親等内親族・民生委員その他の者など、本人に代わって申立てることができる者を具体的に列挙している。

（16）月～金曜、もしくはこれに準ずる程度（週4日全日とした）の勤務状況の自治体としては、沖縄県・宮城県・秋田県・北海道・川崎市・藤沢市・札幌市のオンブズマン制度が挙げられる。

（17）藤沢市オンブズマン条例第2条但書。

（18）藤沢市オンブズマン条例第5条第2項。

（19）藤沢市オンブズマン条例第3条第2項第3項。

（20）藤沢市オンブズマン条例第16条第1項。

（21）藤沢市オンブズマン条例第16条第2項。

（22）藤沢市オンブズマン条例第15条。

（23）藤沢市オンブズマン条例第17条。

（24）藤沢市オンブズマン条例第18条第2項。

（25）藤沢市オンブズマン条例第18条第3項。

（26）藤沢市オンブズマン条例第21条。

（27）多摩市・調布市・大田区・横浜市・西尾市・北海道などの年次報告書にみられる。

（28）小金井市・枚方市・調布市・大田区・横浜市・世田谷区・府中市・新宿区・新座市・鴻

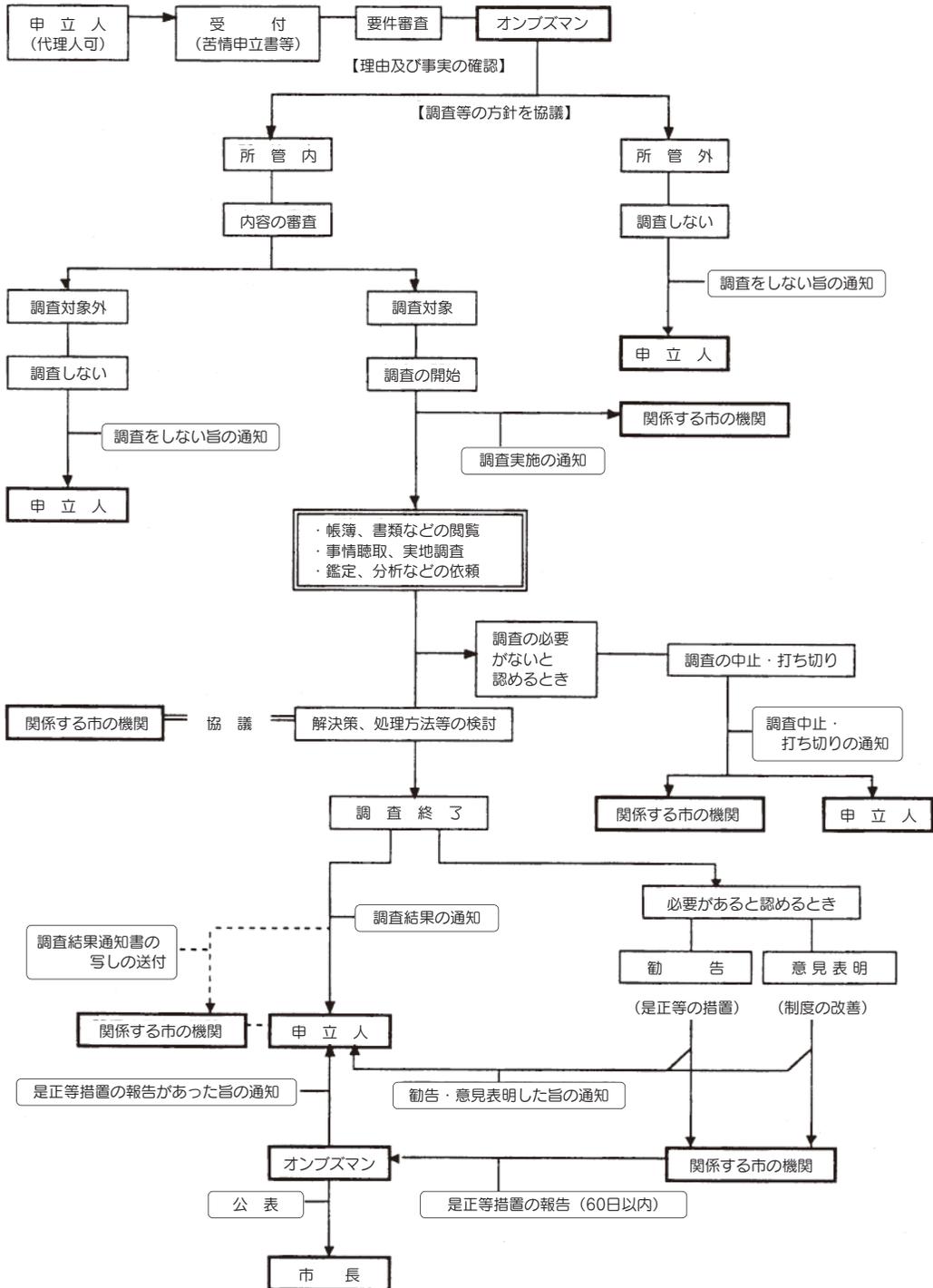
巣市・新潟市・秋田県・山梨県・宮城県・沖縄県などの年次報告書にみられる。

（29）とりわけこの傾向は近年顕著であり、平成11年中に6自治体、12年度中に8自治体がオンブズマン制度を導入している。

（付）筆者が専門調査員として勤務した期間も、またその後も、様々なご指導ご助言を戴いた燕山オンブズマン、西山オンブズマン、山道オンブズマンに対し紙面を借りて厚く御礼申上げたい。併せて、初代事務局長の押尾英明氏についても、記して労いたい。

〈資料1〉「苦情申立ての処理の流れ」

(藤沢市オンブズマン制度「平成12年度運営状況報告書」より)



〈資料2〉「平成8～12年度における苦情申立処理状況」

(藤沢市オンブズマン制度「平成8～12年度運営状況報告書」をもとに作成)

区 分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
苦情申立人に通知をしたもの	16	42	38	49	17
苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3	11	9	2	2
ア 勧告したもの	0	0	0	0	0
イ 調査を表明したもの	0	0	0	0	0
ウ 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3	11	9	2	2
苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	8	18	14	18	11
調査を中止・打ち切ったもの	2	4	2	1	1
ア 調査を中止したもの	0	0	0	0	0
イ 調査を打ち切ったもの	2	4	2	0	1
内、苦情申立てが取り下げられたもの	2	3	1	1	1
所管外となったもの	2	5	10	25	3
ア 市の機関の業務執行及び職員の行為でないもの	1	4	4	2	1
イ 判決・裁決等により権利関係が確定済みのもの	0	0	0	0	0
ウ 裁判所等において係争中のもの	0	1	0	0	0
エ 議会に関するもの	1	0	0	0	0
オ 職員の自己の勤務内容に関するもの	0	0	0	0	0
カ オンブズマンの行為に関するもの	0	0	6	23	2
その他のもの	1	4	3	3	0
ア 苦情申立人自身の利害を有しないもの	1	2	3	3	0
イ 原因の事実のあった日から1年を経過済のもの	0	0	0	0	0
ウ 虚偽その他正当な理由がないもの	0	1	0	0	0
エ 調査することが相当でないもの	0	1	0	0	0
総計	16	42	38	49	17

〈資料3〉「平成8～12年度における組織・内容別苦情申立受付状況」

(藤沢市オンブズマン制度「平成8～12年度運営状況報告書」をもとに作成)

区分	統計	(%)	内容																	
市長室	1	0.6%	広報誌掲載	1																
企画部	1	0.6%	交通対策	1																
総務部	1	0.6%	職員対応	1																
財務部	5	3.1%	固定資産税	2	税申告書の受付	1	財産管理	1	行政訴訟代理	1										
市民生活部	6	3.7%	印鑑登録事務	3	職員対応	1	市民会館	1	防犯灯等設置	1										
福祉健康部	12	7.4%	国民健康保険	3	出資法人の対応	3	生活保護	2	職員対応	1	在宅サービス	1	臨時給付金	1	出産手当金	1				
環境部	2	1.2%	騒音対策	2																
経済部																				
計画建築部	12	7.4%	建築指導	8	指導不備	1	開発指導	1	都市計画	1	市営住宅	1								
都市整備部	5	3.1%	区画整理	4	公園管理	1														
道路部	23	14.1%	道路補修	5	道路整備	5	境界査定	3	境界再確認	1	土地売買契約	1	幹線道路対策	1	交通安全	1				
			歩道改良工事	3	道路幅確定	1	法面工事	1	職員対応	1										
下水道部	12	7.4%	下水道工事	8	事故証明書発行	1	下水道負担金	1	水道管理	1	下水道敷設	1								
市民病院	10	6.1%	診療記録	3	医療過誤	2	搬送患者受入	1	入院費用	1	入院措置	1	診療説明	1	職員対応	1				
消防本部																				
教育委員会	47	28.8%	六会小工事関係	21	職員対応	8	業者指導	4	事業説明	4	業者の選定	2	図書館運営	1	蔵書管理	1				
			学校行事	1	学校管理	1	後援許可	1	就学援助制度	1	FAX番号開示	1	学校薬剤師報酬	1						
選挙管理委員会	2	1.2%	投票区割り	1	郵便投票	1														
その他	24	14.7%	神奈川県	10	民間	5	民間施設管理	3	民間施工工事	1	市の業務外	1	医療団体	1						
			施設整備	1	環境整備	1	公共施設	1												
合計	163	100.0%																		

公益法人，中間法人の情報公開

金子雄次*

The Information Disclosure of Non-Profit Corporations

KANEKO Yuji*

The Information Disclosure Law became effective from April, 2001 following similar regulations of many local governments.

But their affiliated organizations are not applied to these regulations because they are independent juridical persons.

In spite of this reason, these organizations are now requested to apply correspondingly to the above law and regulations.

This paper surveys and discusses about the present status of the information disclosure of these corporations and foundations. Furthermore, in Japan, the intermediate corporations between Profit and Non-Profit are legally recognized and taxes are lightend to these organizations.

These corporations, especially large scale ones, are requested to disclose their running states and activities to the public because of their social responsibilities.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

1. はじめに

各自治体の情報公開（公文書公開）¹⁾ 条令に続き、国レベルの行政機関に対する「情報公開法」が2001年4月から施行されたが、いわゆる外郭団体を形成する、特殊法人・認可法人などについては、同法公布2年後（2001年5月）²⁾ を目途に法制上の措置をとることとなった。

行政の透明化をうながすための公文書（また

はこれに準ずる文書）の公開は、行政と密接な関連のある法人については当然だが、すべての公益法人にあてはめる訳にはいかない。

26,000強に及ぶ狭義の公益法人（財団法人・社団法人）³⁾ の内、約4分の1が自治体や政府の管轄下にある外郭団体と言われるが、公益法人すべてが内部文書を一般の誰にでも公開することには問題がある。しかし何等かの活動状況を外部に示すことは必要であり、世論もそれを要望して来ている。

一方、上場会社を主として、企業の情報開示の動きが定着しつつあるが、米国に比して未だ不十分という批判は絶えず、会計基準を変更す

2001年8月31日受付

* KANEKO Yuji 経営情報学科・非常勤講師

る情勢にある。また、公益法人や後に詳述する中間法人は、所管の官公庁にだけ目を向けていたり、組織の構成員という内輪だけに一部の情報を開示して来たと言われても仕方のない面があった。

この為、先般の「財団法人・中小企業経営者福祉事業団 (KSD)」の汚職事件に見られるように不祥事の温床となる可能性から抜け切れな。本稿は、これら公益法人・中間法人について、大規模な組織や、他の資金に依存するところの大きい信金・信組 (中間法人の一つ) などは、多数の構成員や取引先及び従業員を抱える社会的責任上からも、また税金の優遇措置を受けている面からも、広く一般に経営状況の開示が必要であることを論ずる。

2. 法人の分類

株式会社・有限会社・合名会社・合資会社など、商法に規定された「会社」は「商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」となっている。また民法の第34条 (公益法人の設立) では「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」として、35条の「営利ヲ目的トシタ」営利法人と峻別している。

しかし時代の推移と共に、この区別はかなり怪しくなった。「営利」とは何か、「公益」とは何かが定義されていないので、その時々々の政治情勢や官公庁のお手盛りで公益法人としての財団や社団が急増した時期もあった。

一例を挙げれば、プロ野球球団が会社組織であるのに対し、相撲協会は財団であり、華道の家元も財団である。日本医師会が社団法人であるのに対し、弁護士会、公認会計士協会、税理士連合会などは特別法に基づく中間法人である。

さらにNPO (Non-profit Organization, 民間非営利組織) の高まりに合わせて、1998年12月か

ら、「特定非営利活動促進法 (NPO法)」が施行され、法人化が可能となった。また安易な公益法人設立の歯止めの為に、2001年6月「中間法人法」が制定され、2002年4月から施行の予定といったように法人の分類は再整理の時期にある。

なおこの「中間法人法」による“中間法人”は従来の、「個別立法による中間法人」ではなく、「権力能力なき社団」と呼ばれて来た社団の法人化を目指すものである。

以下に現状の社団及び財団の分類を掲げる。

- (1) 国立公文書館、大学入試センター、国立美術館・博物館、大学入試センター、国立美術館・博物館、各研究所など、最近まで政府の一部であったもの……独立行政法人
- (2) 道路公団、石油公団、宇宙開発事業団、中央競馬会、日本たばこ産業会社、NTT、JR、NHKなど政府が出資したり、⁴⁾理事長を任命したりするもの……特殊法人
- (3) 宗教法人、学校法人 (私立学校)、福祉法人、医療法人 (病院) …… (特別法による)⁵⁾特別公益法人
- (4) 財団法人、社団法人……一般公益法人⁶⁾
- (5) 労働組合、協同組合、商工会、健保組合など、メンバー同士の組織であり、事業を行う場合、メンバーに事業剰余の配分があるもの…… (特別法による) 中間法人

公益法人が不特定多数を対象とする組織であるのに対し、非営利を標榜するが、構成員の利益を擁護する為のものである。

- NPO法人は事業内容としては (4) の一般公益法人に準ずるが、後述するように、税制面では (6) の非法人団体と同じ扱いである。
- (6) 法人化されていない非営利団体、“権力能力なき社団”と呼ばれるもの。

(例) 同窓会、自治会、PTAなど多数。法人化するには専従する人や独自の事務所などがない小規模のメンバー同士の集まり。民法上では法人として扱われて来たが、2002

年4月から、2人以上の構成員があれば登記だけで設立できる「(一般の) 中間法人」化が可能となった。

- (7) 組合……協同組合でない、民法上の組合。村の有志が集って作る水利組合・上水道組合やマンション管理組合などがある。これは法人ではなく、人的共同事業団体であり、全員が出資し、構成員相互間の契約関係である。
- (8) 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社
- (9) 相互会社……生命保険事業特有のもの。これも理念に於ては、「営利を目的としない」として居り、事業剰余は構成員である加入者(但し出資はしていない)に配分されることになっている。

以上の内、本稿では(4)(5)の法人の情報開示を中心に論述するが、上記の分類で①「法人か非法人か」②「営利か非営利か」③「不特定多数を相手とするか、特定集団を構成員とするか」④「複数人が組織として結合したものか、財産が基礎になっているか(財団)」の区分がキーポイントだが、現実には曖昧な点もある。

3、情報公開の目的は何か(行政に対して)

2001年4月から施行された情報公開法の正式名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」であり、中央官庁に行政の公文書の原則公開を義務づけている。これに先行する各自治体の条令名称は「公文書公開条令」が多数派であり、「情報公開条令」としたところは少なかった。

自治体の情報公開で先行していると言われる川崎市は、情報公開の三要素として①公文書公開、②審議会公開、③市長及び三役の資産公開を挙げて実行に移している。東京都も1995年の青島知事の時代から「臨海副都心開発懇談会」などの懇談会・審議会に公募委員(但し上記の会では30名中、2名のみ)を入れたり、公開に踏み切ったが、積極的には都民に周知を計って

来なかった。

“行政情報の公開”と言った場合、決裁の行われた事後的な公文書のみが“情報”とされているが、本来はもっと広義に解すべきであろう。自治体の場合、義務的公表制度として総合開発計画や財政状況、職員の給与実態の公表があり、広報紙などで公表されるが、入札公告も含め広義にはこれらも情報公開に含まれる。

しかし、本来の行政に対する情報公開の目的は清水英夫が書いているように次の三点である。

- (1) 汚職や公費のムダ遣い防止の為のチェック……米国にはこれだけを目的とした政府倫理法(Ethics in Government Act 1978)がある。市民の目で見た効率性のチェックが必要とされる。
- (2) 市民の行政参加の為の情報入手……代表民主制を補う一種の直接民主制である。
- (3) 市民の生命、健康、心身の安全にかかわる情報の入手を自由にする。

日本の情報公開法に30年以上先行して米国では情報自由法(Freedom of Information Act 1966)が制定され、広く活用されて来ているが、それは次のような文言で始まる。

Each agency shall make available to the public information as follows ……
(各行政機関は公衆が情報を利用できるよう、次のようにしなければならない。)

また1993年、クリントン大統領は就任後間もなく各連邦機関の長に対し、次のような覚書を送った。

「アメリカ国民は連邦政府の顧客(Customer)であり、連邦政府の各省庁は情報請求に対し、顧客の立場を考えて対処しなければならない」

このように見ると、行政に対する情報公開のあり方と、次項の上場企業等に対する情報開示(ディスクロージャー)とは、形式的には異なるが、根本の精神に於ては同じであると言える。

4、情報開示の目的は何か（企業に対して）

最近では行政関係では「情報公開」という用語が一般化したのが、当初は「公文書開示」と限定した言い方が数多く見受けられた。例えば条令制定で先進的な神奈川県9)の条令名が、「公文書公開条令（1983年施行）」であるのに対し、東京都の条令名は「公文書の開示等に関する条令（1985年施行）」であった。（2000年からはそれぞれ「情報公開条令」に変更された。）

「公開」と「開示」とでどう異なるかは用語の問題と言えるが、「公開」の方が情報を広く余さず伝えるという、より積極的な意味が込められているように思われる。

上場企業を中心としたディスクロージャーの場合、一般には「情報公開」とせず、（企業内容の）「情報開示」とするのが普通である。これは「ディスクロージャーとは、投資家に経営状態を適切に開示することです。」と解説書にあるように、専ら投資家を対象に考慮されて来たためであるが、果してそれだけで済むのだろうか。

勿論、第一義的には情報開示は株主及び投資予定者を対象とするが、会社の利害関係者は株主だけではなく、いざ倒産となれば取引先や従業員に対する影響は計り知れない。更に前項の行政に対する情報公開の目的（3）にあるように、「市民の生命、健康、心身の安全にかかわる情報の入手」は企業についても当てはまり、薬品・食品の不良品発生やダイオキシン汚染などは一般消費者や地域社会の住民にとって重要な情報開示の要因である。¹⁰⁾

一般企業には（1）商法及び商法特例法による開示制度と、（2）証券取引法による開示制度とがある。（1）の商法等による監査・開示制度では、資本金5億円又は負債200億円以上の会社（大会社と称する）については、非上場であっても公認会計士監査が義務づけられているにもかかわらず、罰則が百万円以下の科料と低額の為、受けていない企業が相当数に達するとい

¹¹⁾う。またたとえ会計士監査を受けていても守秘義務があり公表されない。この為、非上場の東京佐川急便は金丸信代議士の汚職事件で多額の贈賄が行われたのに、決算処理が適当であったかどうかは公表されなかった。

（2）の証券取引法による開示制度では、a. 上場会社、b. 店頭登録会社、c. 株主数500名以上の会社について、有価証券（株式、社債等）報告書の継続開示が求められている。

このように単に上場会社のみならず、一定規模以上の、いわゆる大会社に対しては、経営状況や経営に大きな変動を与える要因の速やかな開示が求められて居り、しかもその公表は一部の人や報道機関に対してだけ行われてはならないとされるようになった。

以上を要約すると、大会社における情報開示は、投資家を対象とする内容が第一であるが、それに留まらず社会的影響を与える問題については広く関係者（取引先、従業員、消費者、地域社会）に速やかに伝えることが要請されると言える。そしてこの視点は、大規模な公益法人や中間法人についても同様である。

5、自治体外郭団体の情報公開

「はじめに」で述べたように国レベルの外郭団体の情報公開については、特殊法人情報公開検討委員会（塩野宏委員長）により、先ず対象法人をどうするかが議論され、2000年7月に報告書が出されている。法人格がそれぞれ異なることもあり、具体化については今後、法技術的な検討が続くと思われる。

それでは先行して来た、自治体の外郭団体の場合はどうであろうか。特殊法人である、いわゆる地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）は場所も業務内容も自治体と一体化して行われて来ているにもかかわらず、情報公開条例の対象とすることに中央官庁が容認したのは、つい最近のことである。¹²⁾

他の一般公益法人（財団・社団）や会社形態

をとっている外郭団体についてはどうかと言えば、地方自治法の規定により、自治体が50%以上出捐又は出資している団体の、前年度収支と今年度収支見通しが毎年市議会に報告されるだけであり、50%未満であっても役員派遣や業務面で実質的に市の管理下にある法人の状況は明らかにされない。このため、いわゆる第3セクターの多額の債務超過の実態も破綻に至ってから始めて明らかになることは珍しくない。

外郭団体に対する情報公開に触れた、自治体の情報公開条例では、三鷹市のものが最初である。(1988年6月施行)

「第16条 市長は、市が出資もしくは事業運営費を助成している公共的団体または市が加入している一部事務組合に対して、この条例の趣旨に基づき、当該公共的活動団体等が保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。

2 市長は、事業者がその事業の実施に当たって、市の区域内において人の生命、身体、健康その他生活上重大な影響を及ぼすと認められる場合には、当該事業者に対して、その保有する情報を公開するよう協力を要請することができる」と規定している。2項は一般事業者に対して、市民の健康に配慮した要請の条文であり、該当する法律の規定がない場合を想定している。

1項の対象として市の説明書に書かれている団体には、(福祉法人)社会福祉協議会、(社)シルバー人材センター、勤労者互助会、農協、商工会など広汎なものであるが、あくまで“協力要請”であり、筆者がかつて担当窓口に関わったところ、実際の適用は殆どないとのことであった。同種のものとしては、多摩市(出資団体についてのみの協力要請)、日野市があるが、個人情報保護条例の準用要請(神奈川県など)に比べると、あとが続かなかった。

この状況が打破される兆しが見え始めたのは最近のことである。横浜市は2000年7月から、「基本財産・資本金の50%以上を市が保証する法人及び補助金が運営費の50%以上を越す36法

人」について情報公開条例を改正し、モデル規程を示して市民からの公開請求に応ずるよう要請した。

阿部泰隆神戸大教授は、ご自身が神戸市の情報公開制度審議会の委員であるが、著書の中で、外郭団体の情報公開が必要な理由として ①市に提出される事業概要だけでは簡単すぎ、また数字だけなので実態が判らない ②議会の外郭団体問題特別委員会などの統制では不十分である ③外郭団体はトンネル機関としてインチキしやすい、という理由を挙げているが、審議会の1986年の答申では意見を述べるにとどめたとする。

具体的な制度の提案としては、

(1) 市長は地方3公社、100%出資の財団法人に対して、市の情報公開制度に準じて制度を作るよう指導する。

(2) 市長は外郭団体の経営・利用の状況、問題点と解決の方法、市の債務保証状況、委託業務状況、職員給与などを年1回、審査委員会の意見を聴いて、その意見を付記して公表する、と述べている。

確かに法人としての自主性を尊重する立場からは、三鷹市のような「協力要請」であったり、この提案の(1)にあるように、それぞれの法人が市に準じた制度を作るように指導することに留まると思われるが、市民の立場からすると、組織図にもなく、どの業務を外郭団体が扱っているのか判らない、またそのために市の情報公開窓口が利用できないのは理解できず、煩わしいことでもある。少なくとも100%出資法人については情報公開制度に乗せるべきであり、50%以上出資法人についても、独占的に業務を行っているのが通常であるから、他の出資者への配慮は、市民の利便性と天秤にかければ少なくともよいと言える。筆者としては阿部教授の(2)の提案は残したまま、横浜市のように出資法人の情報公開実施状況を毎年公表するなど、公開への積極的指導を期待する¹⁴⁾。それができないならば完全民営化の道を選ぶべきであろう。

6、外郭団体以外の一般公益法人の情報開示

2項の法人の分類で「複数人が組織として永続的に結合した(社団)と、一定の目的の財産を基礎とした(財団)の区分が、現実には曖昧になっている」と述べたが、社団であっても財産は設立の基本条件であり、財団でも、それを運営管理する人間が欠かせない。

また財団でありながら基本財産の額が極めて少なく、賛助会員からの会費収入によって活動が賄われているものや、社団でも財団的色彩の極めて濃いもの等が存在する。¹⁵⁾

本稿では財団及び公益社団法人を一括して扱い、入山映及び森泉章の見解を参考として次のように分類する。¹⁶⁾

- (1) 外郭団体型(行政補完型)……業務内容としては(2)(3)(4)の形態を取ることが多い。
- (2) 業界団体型……親睦乃至業界内調整や外郭団体としての業界別検査協会がある。森泉は「この公益性は、いささか我田引水的な公益であって、公益性の概念を拡大化しすぎている嫌いがある」と批判する。
- (3) 事業実施型……博物館・美術館の運営、シンクタンクから(財)日本相撲協会、草月会まで中広い。社団・財団ともあるが、財団の場合、事業財団と呼ぶ。
- (4) 研究費・奨学金・賞などの付与助成型……(3)が自分で金を使うのに対し、他人に金を使って貰う。財団の場合、助成財団と呼ぶ。慈善・博愛など、本来の典型的財団もこれに属するが、数は少ない。また、中間法人や企業がいわゆるフィランソロピーとして実施している場合もある。

(1)の外郭団体型の情報公開については前項で既述したが、本項では(3)の事業実施型法人を中心に、何の為に情報開示をする必要があるかを考察する。

(4)の助成専門の財団について見ると、米

国の同種のものに比し、遙かに規模が小さい。また米国ほど寄付の免税制度が整備されていないこともあり、企業からの寄付に、あらかじめ指定先のある「トンネル寄付」の温床になる場合もある。¹⁷⁾一方、1993年の行政系の事業実施兼助成型法人の助成額トップスリーは下記の通りである。¹⁸⁾

日本自転車振興会	678億円
日本船舶振興会	457億円
日本宝くじ協会	129億円

この資金としては、自らの事業収入や企業等からの会費収入もあるが、国や自治体からの補助金、企業寄付3,150億円、個人寄付431億円、共同募金265億円などがある。(1995年)

米国ほどではないが、寄付する側にも「特定公益増進法人」という、特に公益性が高いと認められている約900の法人に対する寄付には一定額の損金算入が認められている。

以上の状況から、これらの社団・財団の情報開示の必要な理由を列挙する。

a. 公益法人には官公庁の監督があるが、設立を認可した官公庁が自ら報告を受けたり、たまに検査をするだけで徹底しない。監事(但し設置は任意)のほかに財団は評議員会、社団は社員総会又は代議員会があるが、有効な内部チェックが働いていない。

この為、(社)日本自動車連盟(JAF)が95年3月期までの3年間、会員1200万人への、定価を記載した機関誌送付が収益事業(物品販売)とされ、70億円の申告漏れが指摘された例などが出て来る。また、強制加入を義務づけた税理士会が、政治献金の為の特別会費を徴収するのは違憲だとする訴訟の最高裁判決が1996年3月あり、「会の目的の範囲外の行為」として原告勝利に終わった。¹⁹⁾

b. 一般企業は、すべての所得に対して普通税率で課税されるのに対し、公益法人は、目的と

する公益事業に対しては非課税、収益事業からの所得に対してのみ低率課税される。

これに対して納税者の立場として、一般市民が経営状況を知る権利がある。JAFは数百億円に達する過大な資産を持っているとされ、日本水道協会の資産も百億円以上と言われる。31ヶ所のゴルフ場が1965年迄にゴルフ振興という理由で社団法人となり、未だに続いているのは民業との公正な競争上、いかながなものであろうか。²⁰⁾

c. 公益法人だけではなく、企業も中間法人も大規模な組織は、消費者、取引先、地域社会等への社会的責任がある。

1997年のシェル石油の株主総会で、「社会的責任を果す投資 (Socially Responsible Investment)」を旗印とした株主グループが10%の株数を集め、「環境や人権問題への取組みを強化せよ」と要望した。巨大な海上原油貯蔵施設の処分による海洋汚染問題と、シェルの生産シェアが45%ある、ナイジェリア独裁政権の問題とが重なったのである。

シェルは始め、この要望を無視したが、不買運動が広がったため、対応の見直しと社会との合意形成 (7,500人の一般人、1,300人のオピニオンリーダーとの対話) を計り、対策を打ち出した。その際の声明書の中にはこうある。「異なった価値観を持った人たちにも情報を開示し、対話をして、社会全体から “License to Do (事業免許) を得なければ、やって行けない時代となっている。”²¹⁾

このように、一般公益法人の情報開示は、一定の規模以上の組織に対し課せられた義務であるが、その方法は行政及びその外郭団体が情報公開法又は情報 (公文書) 公開条例による内部文書の公開であったり、上場会社等が法律によって定められた情報を開示するのは別なやり方でよい。しかし何の為に開示するのか、広く一般人が利用し易いか、内容が適切かという基本的精神を忘れてはならない。

7、(特別法による) 中間法人と、その社会的責任・情報開示

2項の「法人の分類」で示したように、一般公益法人とはならない、メンバー同士の組織である中間法人が存在する。いずれも特別法により規定されるものであり、主要なものとしては協同組合 (農協、生協、信組、事業協同組合)、労働組合、健保、信金、商工会、弁護士会などがあるが、不特定多数の公益を目指すものでないので「社団法人」と称することができない。しかし理念としては営利を目的とせず、協組のように事業剰余 (会社で言えば利益) が発生すれば内部蓄積や再投資に回すよりも構成員への還元が優先されるのが特長である。

なお、多額の詐欺事件となった友部前参議院議員の「年金会オレンジ共済組合」や各地の冠婚葬祭互助会は、ここで言う (特別法による) 中間法人 (一種の認可法人) ではない。²²⁾

この (特別法による) 中間法人も、一般公益法人と同様、軽減課税の恩恵を受け、また大規模なものは、それなりの社会的責任を有していると言える。

ちなみに法人の分類別に法人税の課税基準を下記する。

公益法人……収益事業による所得に対してのみ低税率課税

(医療法人だけは所得額に応じ普通税率となる)

中間法人……すべての所得に対して低税率課税 (労組は収益事業に対してのみ)

NPO法人……収益事業による所得に対してのみ普通税率課税²³⁾

非法人団体……同上

普通法人及び相互会社……すべての所得に対して普通税率課税 (中小企業に対しては低税率)

1985年度では普通税率43.3%，低税率28%と格差が大きかったが、現在では30%と22%とな

り、縮まって来ている。しかし中間法人は非営利を標榜しているものの、メンバー相互間の組織であるから、この優遇税率の重味（中小企業と同様、社会全体の経済バランスを考慮した意味もあるが）を考慮し、社会への貢献を意識した行動を取るべきであろう。

また組合員同士の相互扶助からスタートした協同組合も、農協の共済組織の連合会であるJA全共連、全国労働者共済生協連合会（全労済）、一般市民中心の全国生協連などは、3百万戸の農家や1千万人前後の契約者を抱える大組織に成長して来ている。このような組織の場合、当初想定された組合員（契約者）と債権者のみへの情報開示から、広く社会に対する開示が必要であり、三枝一雄は①職員に対する開示、②地域への開示、③一般消費者への開示（生協は原則として組合員のみが消費者であるが、農協・信金・信組は、いわゆる員外利用が認められている）、④市民一般への開示の必要性を説いている。²⁴⁾

一方、これらの組織では内部監査、外部監査の充実も要請されている。仲間内の組織であることや専任スタッフの不足から、不祥事の発生する余地は大きく、ひいては組合員、利用者に迷惑をかけることとなる。農水省は単位農協に対する農協中央会の監査（一種の内部監査だが）を現行の貯金量1千億円以上から5百億円以上とし、対象を単位農協全体の10%から、24%に2001年度決算から拡げることとした。

また金融庁も信金・信組に対する、公認会計士の外部監査を必要とする対象を2千億円から5百億円以上に引下げることとした。この結果、対象となる信金・信組はそれぞれ39%から90%へ、4%から20%へと拡大されることとなった。²⁵⁾

情報開示の大前提として、まず正しい財務状況の確認と表示があり、理事者側の都合や経済状況によって左右されてはならない。またこれらの組織では年1回の決算状況だけ公表されるのが通常だが、半期毎の状況も表示するよう努めなければならない。

筆者は先に「共済生協から見たトレード・シークレットとディスクロージャーの課題」と題した論文で、共済生協（全労済、県民共済、大学生協連、市民共済など）のディスクロージャーについて、株式会社や生命保険会社（相互会社）の実態と比較して論じた。²⁶⁾

一般的には生協の方が、より詳細な情報を提供していると思われ、その基本姿勢として1992年、日本生協連が作成した「日本の生協における基本的価値」から「公開性の保証」の項を引用したが、これは今でも生きている原則である。

8、情報開示にはどのような手段があるか

株式会社には商法、証券取引法などで定められた「制度的開示」がある一方、各企業が自主的に行なう「自発的開示」がある。そして「制度的開示」を更に、細かく見れば、(1)株主に送られる、計算書類・監査報告書や議決権行使の参考書類（大会社の場合）、(2)上記の書類を本支店に一定期間、常備して株主・債権者の閲覧に供する、(3)貸借対照表を日刊紙に「公告」する、の3点がある。勿論この他に、Investor's Relationship (IR) 活動として、さまざまな文書送付や説明会が行われることもある。証券取引所への連絡、新聞社との接触も含め、「自発的開示」と呼ばれる。

しかし、中小会社の場合、商法に規定があるにもかかわらず、上記(3)の日刊紙への公告は大部分、行われて居らず、登記所での公開に替えたかどうかという議論もあったが、中小企業の反対で実現していない。

株主・債権者以外にも、株式購入希望者や取引希望者も居り、より範囲を拡げた情報開示制度が望ましいが、法務省は2001年4月、商法改正試案を公表した。それには大会社は公告とインターネット経由等での新しい開示の双方が要求されるが、それ以外の会社は、新しい開示方法のみで足り、新聞への公告を省略できるとしていた。これについて、コスト削減の見地から

公的なサイトでなく、自社のホームページで開示したいとの意見が出され、結局2001年11月に成立した法改正では、ホームページで公開する場合は、全会社について公告が免除されることとなった。

本論で検討して来た、公益法人と中間法人の情報開示を考えると、総会又は総代会や評議員会での計算書類・監査報告書の配布・審議を除くと、制度的開示はない。

しかし大規模な組織、例えば生協では一般に地域・職域で細分化された集会で、報告・審議が行われるほか、旧厚生省課長通達で計算書類の閲覧が指示されている。また全労済について言えば、1350万人の組合員に年2回、事業状況が郵送されている。

問題は組合員（構成員）以外への情報開示であるが、百万人強の組合員を擁するコープこうべが機関紙『きょうどう』の特別号163万部を新聞5紙に折り込んで、全活動エリアに配布したり、おかやまコープの機関紙が各自治体や公民館にも配布されているなどの例が報告されている。²⁷⁾これ以外に毎年白書形式のものが作成されて関係機関や新聞社等に届けられていることは多い。

今後の方向としては、株式会社の公告やIR活動と同様、ホームページ形式が活用されて行くこととなろうが、その際、広告（これもあってもよいが）だけでなく、自組織の正しい状況を適確に伝え、またフィードバック態勢を留意することが肝要と思われる。

9 おわりに

以上、一般公益法人と（特別法による）中間法人の制度的公開と自発的開示について論じて来た。国の情報公開法に関連して検討された外郭団体については殆どが特殊法人であり、それも2年後を目途としている。また日本たばこ産業やJR各社については競合する民間会社があることを理由に、その対象から外された。

一方、横浜市のように実質的に地方自治体の外郭団体である法人については制度的公開に準じて行われているところもある。中間法人の場合、信金・信組が他の金融機関と競合し、農協や生協も流通業界や保険業界と競合するので、情報公開法や情報公開条令が求める水準での「制度的公開」は無理である。特に原価（コスト）に関する情報ではそうである。

従って自発的開示にまつことになるが、大規模法人については社会的責任上から、外部監査の必要性和らままって必須のものとなりつつある。情報開示のない組織は隠蔽体質となり、腐敗する宿命となる。

本論では言及しなかったが、宗教法人などの（特別法による）公益法人の場合も同様であり、宗教法人法改正により収支計算書や公益事業・収益事業に関する書類を所轄庁に届け出ることとなり、信者や関係者にも要請に応じて開示が義務づけられたが、これを廻ってはすさまじい²⁸⁾反対運動が起き、かなり骨抜きとなった。

情報公開全般に言えることだが、何をどこまで開示すべきかは時代の要請によって変化し、何を公益と見做すかも変わりうるものであるから、大規模組織になればなる程、社会的ニーズに敏感にこたえねば組織の存在意義が問われることとなろう。

注記及び参考文献

1) 2001年7月16日総務省の発表によると、4月1日現在で全都道府県と3,296市区町村の66.1%が制定済みである。

2) 1999年2月各党合同の提案により、情報公開法案の修正案に盛り込まれ、第42条で特殊法人については「情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」という規定となった。

なお「認可法人」とは民法上の分類ではなく、民間が発起人となるが特別の法律に基づいて数を限定し、主務大臣の認可により設立されたものを言う。具体的には預金保険機構、万博記念

協会、下水道事業団などがあるが、特殊法人との差が判りにくいものも多い。

3) 1999年10月現在で、財団数は13,482、社団数は12,872であり、内、国の所管が6,879, 都道府県所管が19,570計26,354『平成12年度公益法人に関する年次報告』

4) 注2) で掲げた「必要な措置をとる」対象から、日本たばこ産業、NTT, JR, NHKは認可法人である各省庁の共済組合などと共に、その対象から外された。他の民間会社と競合関係にある為という。「特殊法人等の情報公開制度をめぐって」ジュリスト2000年10月15日号、この中には中央競馬会、自転車振興会など、公益性が稀薄なものも含まれる。

5) 特別公益法人、一般公益法人とも「利益を構成員に分配しない限り」、収益をその本来の目的に充てることを条件に、収益事業を営むことが認められている。しかし収益事業の方が本来の公益事業よりも多いという事例が報ぜられることがある。

6) 財団法人、社団法人の区別など詳細は省略する。くわしくは『公益法人の現状と理論、森泉 章 (1982) 頸草書房』『法人法入門、森泉章 (1986) 有斐閣』を参照のこと。

7) 清水英夫『情報と権力』1984, 三省堂, 8頁

8) 林田 学『情報公開法』中央公論新社, 2001, 3頁

9) 福田真也『ディスクロージャーの知識』日本経済新聞社, 1993, 11頁

10) 1986年, 米国では特定の化学物質の排出量の公表を義務づけたが、日本でも1999年7月化学物質管理法が成立し、200種類化学物質について2002年から公表されることとなった。

11) 日本経済新聞社編『株主の反乱』日本経済新聞社, 1993, 151~152頁

12) 筆者の住む藤沢市は情報公開条例の施行が1986年と古いが、土地開発公社(3公社の内、これだけがある)に対する条例適用の改正が行われたのは2001年6月である。

これは2000年5月17日、特殊法人情報公開検討委員会が「地方公社を情報公開条例の対象とすることは可能」とする見解を示したことを受けて、当時の自治・建設両省が、「現行法でこれら公社を実施機関とすることを禁じていない」との解釈を発表したことによる。(2000年6月29日, 日本経済新聞記事)

13) 神戸市の場合, 100%出資団体は地方2公社, 財団法人10, 株式会社1, 50%以上は財団法人6, 株式会社7(ボートライナーの新神戸交通, 貿易センタービルなど)である。阿部泰隆『論争・提案 情報公開』1997, 日本評論社, 164~175頁

14) 「宮城県は25%以上出資の団体にも経営状況を公開させている。(多額の負債を抱えて会社更生法の適用を申請した)シーガイアの運営会社への宮崎県の出資比率が25%だったことを考えれば、同50%未満の団体でも経営状況の公開は欠かせない」2001年3月19日, 日本経済新聞社説「三セクの失敗, 教訓をどう生かすか」

なお宮城県の場合、「出資比率25%以上の法人が原則だが、県の補助金や交付金が五千万円以上で予算の半分以上になる法人も公開対象」としている。横浜市は各出資法人の情報公開規程を市民情報センターに常備することになっているが、2001年8月現在、まだ一つも見られない。

神奈川県も2000年7月から同年4月の新「情報公開条例」に基づき、外郭団体38法人(公益法人33、株式会社5)に対しモデル規程を示し、公益法人に対しては非公開にできる情報として「契約、訴訟などで当該団体などの財産上の利益を害する恐れのあるもの」、株式会社に対しては「経営に関する情報で、会社、株主、顧客などの社会的地位、財産などを損う恐れがあるもの」と指示しているが曖昧である。

住民の公開請求はそれぞれの団体に対してだが、回答に対する異議申立に不服の場合には、県の監督機関に対し条例により不服を申立てることができる点が注目される。

15) 入山 映『社会現象としての財団』1992,

日本放送出版協会，119頁

16) 前掲，入山40頁及び森泉『法人法入門』11～12頁

17) (社)日本臓器移植ネットワーク」は製薬会社からの寄付金を、あらかじめ指定先のある12の学会や団体に指示通り交付する行為を繰り返していた。(日経新聞，2001年8月22日記事)

18) 日経新聞記事「日本のNPOの実態を探る」1997年10月20日

19) 日経新聞記事「税理士会，政治献金は目的外」1996年3月20日

なお総務省は2001年度から、一定規模以上の国が所管する公益法人について、監査法人などによる外部監査を義務づけることとなった。KSDによる政界工作事件が契機となり、資金の透明化が求められ、「公益法人の指導監督基準」を変更することとなった。(2001年2月1日、日経新聞記事)

20) 1996年6月までの1年間に税務調査した公益法人のうち、73%に申告漏れがあった。また、収益事業は物品販売、金銭貸付など限定列举した33事業のみにしか課税できず、英会話教室などの教育事業やエアロビクス教室などの健康事業は非課税であったのが、収益事業は原則課税とする方針となった。(1996年11月15日、日本経済新聞記事)

21) 菱山隆二「企業，NPOなどと連携急げ」1999年12月8日，日経新聞及び山口光恒『現代のリスクと保険』1998，岩波書店，12～25頁，この本では、海洋投棄の安全性に関する国民及び環境保護団体への事前の十分な説明がなかったことが企業イメージの低下につながったことが記されている。シェルはEUの公報誌に、処分方法に関する意見を募る広告を載せ、出来るだけ多くの人の参加の下で最終決定するという方針に転換した。またナイジェリアで弾圧されている部族への職業訓練機会の提供や、大学生に対する奨学金提供などの社会貢献活動を発表している。

22) マンション管理組合は小規模なものは法人

格のない、民法上の組合だが、30人以上の区分所有者がある場合、建物区分所有法により法人格のある管理組合を作れる。近年、老朽マンションの建て替えなどの為、この要件を緩和する動きがある。

23) NPO法人側は公益法人と同様な措置を要望したが、資本金1億円以下の営利法人も非法人団体(権利能力なき社団)も年800万円以下の所得に対しては低税率となり、NPO法人もこれと同様な所得に収まる場合の公算が大きいこと、官公庁が監督しないので公益性の判断が難しいことを理由に、当時の大蔵省から拒否された。従って大規模なNPO法人の場合には、同じ福祉サービスでも社会福祉法人との格差が生じることとなる。

24) 三枝一雄「生協法における開示」宮坂富之助編『現代生協法の理論第2部第2章，1994，コープ出版，206～209頁

25) 日経新聞記事，2001年2月6日及び2月14日

26) 拙稿「共済生協から見たトレード・シークレットとディスクロージャーの課題」1993，協同組合研究12巻1号

引用した原則の最後には次のように記されている。「(生協も)地域社会の有力な一員という視点で行動することが不可欠となっている。外部への情報公開においても、ありのままの姿を積極的に公開することに、公正な地域・社会の構成員として生協が認知される為に必要である。」

27) 「ディスクロージャーのあり方をめぐって」1993，生協運営資料の座談会

28) 棚村政行「宗教法人法改正の視点」1996年1月法律時報68巻1号，大石眞「宗教団体と宗教法人制度」ジュリスト1995・12・15号ほか。結局、収支計算書の提出義務は年収8千万円以上の宗教法人に限るということで1995年12月改正法が成立した。なお1995年6月迄の1年間で調査宗教法人の84%に税務申告漏れがあることが発覚している。

インターネット社会と情報倫理 — 情報リテラシーと情報倫理教育 —

室 伏 武*

The Information Ethics in the Internet Society

MUROFUSHI Takeshi*

Abstract :

The information ethics in the Internet society are ethos, i.e. the set of ideas and attitudes of the people there and contribute to information society and human well-being.

Information ethics education should be provided through information literacy teaching for all students who receive elementary, secondary, and university education.

Keywords :

Internet, information literacy, information ethics, information ethics education.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

はじめに

情報倫理は、情報社会の精神であるエートス (ethos) である。産業社会における社会倫理が産業社会とその発展の基盤であったように、情報社会における情報倫理 (information ethics) は、情報社会とその発展を支える基本的条件である。(注1)

特に、高度情報通信社会の進展に伴い、インターネット社会 (internet society) が形成され高度情報社会の主要な位置を占めるようになってきた。しかし、発展の途上にあるインターネット社会における情報行動は、まだ社会的秩

序が確立するに至っていない。したがって、情報倫理とその教育が確立することが急務となっている。この情報倫理が情報社会の中で形成されるためには情報社会成員の基礎的能力である情報リテラシー (information literacy) とその教育のなかで確立されなければならない。(注2)

本稿は、こうした情報社会における情報行動の現実立って、インターネット社会の精神的基盤である情報倫理とその教育のあり方を解明することを意図するものである。

1. インターネット社会の形成

近年、インターネットが急速に発達し、高度情報通信社会の中心的位置を占めるようになってきた。このインターネットの出現は、東西の冷戦の中で、1957年にソ連がスプートニクを

2001年11月19日受付

* MUROFUSHI Takeshi 教養学科・非常勤講師

打ち上げたことによって、アメリカはソ連に追いつけ追い越せというスローガンの下に宇宙開発を国家的政策として展開することになった。

1960年代、学術（文献）情報の蓄積と検索システムである文献情報データベースの構築（例えば、MEDLARS・ERIC）から始まり、それらが電話回線を使ってオンラインで検索できるシステム（例えば、MEDLAINE）を構築する理論と方法である情報科学（information science）を創りあげることによって急速に発達した。その結果、オンライン・ネットワーク・システムが普及した。わが国では、キャプテン・システムと呼ばれるものである。

やがて、コンピュータと電子工学の開発が進み、マルチメディア化、デジタル化が展開された。このことによって、紙のないコミュニケーションが発達し、メディアは物から情報へと変革することになった。さらに、通信技術の発達によって通信技術（有線・無線・衛星通信）を利用したコンピュータとコンピュータとの双方向のコミュニケーションが可能となって、パソコン通信ができるようになる。そして、ネットワークとネットワークを通信手段によって繋いだインターネットが開発され急速に普及してきた。なかでも、商業用のプロバイダーの出現によって急速に普及することになった。また携帯電話の進歩と相まったコミュニケーション革命は、新たにインターネット社会とその時代を形成しようとしている。

二十一世紀の高度通信情報社会においてインターネットは、人間生活の中心となると考えられる。情報の受信発信が時間・空間を超えて、情報を世界的に共有することになり、誰でも自由に容易に情報発信を行うことができるようになった。この情報コミュニケーションの変革は、個人の情報活動を基本として家庭、学校、大学、企業や国・地方自治体及び公共機関等さまざまな団体や機関において活用されることになる。

これらは、世界的規模の情報通信網であり、情報の相互交流が時空を超えて即時に情報発信

が可能となる。このようなインターネットは、情報資源の集合体であり、世界的な共有情報体である。このことは、情報の有用性と利用性を具有した情報通信網社会である。しかし、現在は、発展の過程にあり、インターネットの利用にはセキュリティと、利用上のルールやマナーに欠け、不正利用や他人に迷惑をかけるなど社会的に多くの課題を持っている。そこに情報倫理の必要性が起こることになる。

（１）インターネット社会の特性

このインターネットは、コンピュータとコンピュータとがオンラインによって情報が流通するシステムであり、受信発信が通信網を通して行われる。この情報の流通システムの特性は、次の通りである。

a. 顔の見えない伝え合の様式

人間相互のコミュニケーションの様式において、インターネット・コミュニケーションは、コンピュータの画面において情報発信される方法である。したがって、顔と顔（face to face communication）の対話の様式とは異なり、情報と情報（information to information communication）との対話の様式である。そのために、人間相互のコミュニケーションにおける顔が見えないために人間性が希薄となることに問題が生ずる。人間の情報発信の自由と平等を確立することになるが、人間性が関わらないことによる影の部分が生ずることになる。

b. 情報発信の時間・空間の差が零

情報発信が即時に行われ、情報発信が時間・空間の無いコミュニケーション世界である。したがって、情報の受信発信における人間の時間・空間の概念に変革をもたらした。このことは情報発信の即時性と自由性及び情報の発信性を確立することになった。

c. 情報の共有：世界的共有知の形成

インターネット社会は、情報の受信発信の情報行動によって、その特性に基づいて、これま

で一部の限れた人のものであった情報が、世界的規模において地球上のすべて人が情報を共有することが出来ることになった。

この人類の知的共有財産は、それが活用されることによって、新たな情報を創造し、その結果、人類の発展を志向し人類の繁栄をもたらす事が出来るようになった。こうしたなかで、情報発信の自由のために反社会的な情報、人間性を損い人権を侵害するような情報もあり、すべての情報が共有できるとは限らない。

d. 知の形成：知的創造の拠点

情報の相互の発信は、知の世界を深化拡充する事であり、知的創造を助長する結果を生む事になった。他からの必要な情報を受信して獲得すると共に、創造的知を発信することによって相互に知の世界を拡充し創造する事が可能となった。この情報の相互の発信の拡大は、自己創造が出来るばかりでなく、世界的規模において知的創造が出来る事になった。したがって、インターネットは、それが共有する知の世界と一体であり、知的生産の拠点である。そこにおける共有財産は、知的創造の情報源となるものであり、その量はもとより知的生産性を可能にする質が問題となってくる。同様に、生産性のある情報の発信によって、政治、経済、商業等についても同じことが出来る。なかには、商取引で信用できないものや詐欺行為などの問題が起こっている。したがって、知的生産ができる生産性と社会的に有益な情報が精選されなければならない。

e. 自己実現：生きる力の源泉

情報の受信発信は、自己創造と共に、自己実現をも可能にした。この、情報発信によって、目的の応じた受信情報を活用し、また情報発信によって他者からの助言や指導によって自己創造を達成することが出来る。また、情報発信によって、情報を生活の糧とし、人間性を伸張すると共に、生きる力を得る事が出来る。しかしこれの情報には、生産性のないもの、質の悪いものや不健康なもの、有害なものが含まれてい

ることに問題がある。したがって、情報行動者自身が批判的に情報を利用し、自分自身の責任において情報利用の目的を達成することが基本的条件となる。

f. 情報リテラシー：人間の基本的資質

インターネットによる情報の受信発信には、必要とする情報の受信、人に伝えたいとする情報発信には、そのために必要な能力と技術である情報リテラシーが必要である。インターネットの読み書きである情報リテラシーは、教育を受けなければ獲得をすることが出来ない。

この情報リテラシーの本質は、第一に、情報社会の人間として具有しなければならない基本的資質である。第二には、インターネットが出来る事ではなく、インターネットを活用して知的創造や自己実現が出来る事にある。つまり、何をすることが出来るかという事であり“何”という事が問われる事になる。そこには、人間としてのあり方や倫理が問題となってくる。

(2) インターネット社会の秩序

産業社会が崩壊すると共に、社会倫理も同時に崩れる事になる。現在、新しい情報社会の形成の過程において、まだ、情報社会を支える倫理は形成されていない。この社会形成の過渡期にある情報社会は、社会倫理も形成の途次にある。特に、インターネット社会の形成とそこにおける倫理は、これからの重要な課題として残されている。

現在、インターネット社会は、まだ混沌とした状況の中にあり、社会秩序が整序されていない。そのためには、インターネットとその社会が十分に発達をしなければならない。その発展過程のなかで、情報倫理に対する理解とその必要性が重要となる認識が生まれる事である。

a. インターネット社会への参加：情報社会人の形成

高度情報通信社会において、すべての人々がインターネットを活用する時代となりつつあり

情報社会人となろうとしている。なかでも、インターネットの活用は、急速に進展している。このような社会に積極的に参加すると共に、情報社会人としての自覚とそこにおける責任を認識する事が急務である。

b. インターネット社会の秩序：情報社会のエートス

現在、インターネットの利用状況は、それ自体発達の途上であるので、情報と受信発信の技術も十分な発達を遂げてはいない。そのために第一に、ハードの面で情報発信の安定性が確立していない。この問題の解決が不可欠な条件となっている。第二には、情報の受信発信者は、自由に思うがままに利用し、利用者としての責任を持っていない。この問題は、国民性と情報に対する認識及び教育のあり方にある。

c. 情報判断の基準：情報批判力の形成

情報とその価値に対する認識は、低いといわざるを得ない。特に、情報の真実性、信頼性、妥当性や善悪など判断する力に欠ける傾向が強い。そのために社会は、著しく混乱している。そのためには、情報の本質を理解すると共に、情報に対する批判力を持つことが必要である。

d. 情報行動の規範：情報倫理・倫理綱領

情報の受信発信する情報発信は、インターネットとその利用において、人間相互の関わりで行われる事を本質としている。

このような情報行動は、情報発信の状況における適切な判断の下に行動規範によって行動がなされなければならない。したがって、そこには、インターネット発信の適正な利用や、他人に迷惑をかけてはならない事や自分の事は責任をもたなければならないというルールやマナーがある。

このような情報行動に規範には、情報社会における規範である社会倫理 (social ethics)、情報に関わる情報専門的集団の倫理綱領 (code of ethics) (注3) 情報産業における企業倫理 (business ethics) があり、構成員の自浄力と自己統制力にかかわる。

2. インターネット社会における倫理

情報倫理は、高度情報通信社会における社会の精神 (エートス) であり、社会の発展を支える基盤をなすものである。したがって、情報倫理が確立されなければ、社会は乱れ崩壊する重要な問題である。特に、インターネット利用行動は、ルールやマナーに問題を持っている。したがって、インターネット情報倫理の確立が急務となっている。

(1) 社会倫理としての情報倫理

社会構成員一人一人が情報行動を律し、自浄能力も持たなければ社会は成り立つことができない。そのためには、社会倫理が確立し社会構成員のすべての人々がこれを守ることによって秩序のある社会は成立する。この社会倫理は、社会構成員が正しく理解し、構成員の全員が情報倫理に対してコンセンサスを得てそれを了承されることが必要であり、国や特定団体が上から当為として律することではない。

情報社会が発展するためには、それを支える社会倫理としての情報倫理が確立することが急務となっている。

(2) 職業集団における職業倫理

情報に係わる職業集団は、それぞれの職業倫理を持つことによって成立している。こうした職業倫理として情報倫理を確立することが基本的条件である。特に、メディア・情報産業における情報の生産と売買においては不可欠なことである。

(3) 職能団体における倫理綱領

情報専門職集団は、自浄能力を持たなければならない。そのためには、倫理綱領を持っているが、これに加えて情報倫理綱領を制定し、構

成員は情報倫理を順守するようにならなければならない。

3. 情報倫理の教育

情報社会のエートスとしての情報倫理は、それが社会規範として確立するためには、情報活動を行うすべての社会成員が行為規範である情報倫理を持って情報行動を行うことが基本的条件である。

これらは、小学校から大学に至る一貫した教育と情報に関わる場における教育によって、情報行動を倫理的に自らを律することが出来る人間となることによって実現することである。

したがって、この情報倫理の教育は、初等・中等・高等教育と情報を扱う企業・機関・国及び地方自治体等における情報倫理綱領の確立と共に現職教育によって計画的に実施されなければならない。特に、前者はインターネットの情報倫理は、情報教育を中心として情報倫理教育計画が立案され実施されなければならない。

本来、情報倫理教育は、教育における道徳の教育と同様な性格を持つものであり、教育のすべての場面で教育されなければならない。つまり、情報活動における場面で適切に指導されることが必要である。ここでは、小学校から大学までの一貫性のある情報倫理教育計画、特に、情報教育における教育計画とその実施について扱うことにする。

(1) 情報教育における情報倫理

情報倫理に関する教育計画は、小学校から大学に至る一貫性の下に、児童・生徒・学生の発達段階に基づいて、学校の教育計画の段階において、易か難へと教育内容の順序に従って実施されなければならない。この教育計画は、単独に独立した時間で実施する方法と教科の中で必要な時に必要に応じて教育する方法及び前者と後者とを併用する方法とがある。しかし、いず

れにしても学校の教育課程の中に位置付けられた教育計画でなければならない。

a. 学校教育における情報倫理教育

初等・中等教育においては、わが国においては「教育課程の基準」である『学習指導要領』に基づいて、各学校では学校や地域社会の特性に応じて「教育課程」が編成され実施されている。この「教育課程の基準」は、小学校・中学校については平成10年12月に文部省告示によって改正し平成14年4月1日から実施することになっている。高等学校については平成11年3月に改定された。

この新しい『学習指導要領』における情報及び情報倫理に関わる教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における指導事項は、次の通りである。(注5)

① 小学校

教科

社会：第3(4) 学校図書館や公共図書館コンピュータなどを活用して資料の収集・活用・整理などを行う。

道徳：善悪の判断、決まりを守る、公德心、集団参加

特別活動：クラブ活動等

総合的な学習の時間：情報

② 中学校

教科

社会：第3(2) 地域に関する情報の収集、処理に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用する。

理科：第3(4) 観察、実験の過程での情報の検索、実験、データの処理の計画などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するように配慮するものとする。

音楽：第3・2(11)「表現A」[表現B]に指導に当たっては、…コンピュータや教育機器の活用を工夫する技術

家庭：[技術分野] B 情報とコンピュータ

(1) ア・イ 情報化が社会や生活に及ぼす

影響を知り、情報モラルについて考えること。

道徳：集団生活、法や決まりを守る（社会秩序と規律）、公德心及び社会連帯

特別活動：クラブ活動

総合的な学習の時間：情報

③ 高等学校

普通教育

教科

公民：第1 現代社会2（2）ウ現代政治と民主社会の倫理

公民：第2 倫理（2）現代と倫理

芸術：第3 款2（1）各科目の特性を踏えて学校の実態に応じて学校図書館を活用すると共にコンピュータや情報通信コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導すること。

家庭：第3 生活技術（3）イ家庭生活と情報・高度情報通信社会と家庭生活とのかかわりについて理解すると共に、コンピュータや情報通信ネットワークを家庭生活に活用するようにする。その際、情報モラルについて理解する。

情報：情報A コンピュータや情報通信ネットワークを活用通して主体的に活用できるようにする。

情報：情報B 問題解決においてコンピュータを効果的に活用するための方法を習得する。

情報：情報C 情報のデジタル化や情報通信ネットワークの特性を理解させ効果的に活用する能力を養うと共に、情報社会に参加する上での望ましい態度を育てる。（3）ア情報の公開・保護と個人責任（4）イ情報化が社会に及ぼす影響

専門教育

農業：5 農業情報処理 11 農業経営2 -（3）・森林経営2 -（5）

工業：14 電子機械

商業：14 情報処理・15 ビジネス情報

水産：4 水産情報技術

家庭：3 家庭情報処理

看護：6 看護情報処理

情報：1 情報産業と社会・3 情報実習・4 情報と表現・7 ネットワーク・システム

福祉：7 福祉情報処理

美術：10 映像表現

英語：4 異文化理解 5 生活英語 7 コンピュータLL演習

特別活動：クラブ活動

総合的な学習の時間：情報

特に、「情報科」の新設に伴い「教職課程」の専門科目に「情報倫理」の科目を設置することが必要となった。

④ 大学

大学における情報倫理教育は、大学の教育課程の中で計画され実施されることを基本としなければならない。そこでは学部（学科）大学院における情報及び情報倫理にかかわる教科の中において、または、情報倫理の独立した科目を設置して実施する二つの方法がある。特に、情報リテラシーの教育において実施されることが望ましい。（注6）

b. 情報倫理教育の内容

教育計画における情報倫理教育は、学校においてはそれぞれの教科、道徳、特別活動や総合的な学習の時間の指導の中で実施されることになる。大学においては、大学と各学部（学科）の特性に応じて基礎科目、専門科目及び大学院において計画され実施される。特に、情報専門課程においては、情報専門職を育成することを目的としているのでその領域の職業倫理と倫理綱領の教育は欠かすことのできない課題である。なお、情報倫理教育に方法は、理論を中心としないで、実際に起こっている事例研究を行うことが有効である。この場合、「手口」教育にならないように十分に配慮することが必要である。

この情報倫理教育は、次の内容が教育されることが望ましい。

1. 情報倫理に関する基礎的理解
 - a. 情報とその社会の特性と課題
 - b. 情報倫理の必要性
 - c. 社会倫理、職業倫理、倫理綱領、企業倫理
2. 情報受信発信のルールとマナー
 - a. インターネット利用のルール
 - b. インターネット利用のマナー
 (参照：電子ネットワーク協議会編『ルールとマナー集』平成11年3月15日)
3. セキュリティ
 - a. セキュリティの理解
 - b. セキュリティ技術と課題
4. 不正利用の防止
 - a. 不正利用の禁止
 - b. 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」
5. プライバシーの尊重
 - a. 他者の人権尊重
 - b. 「個人情報保護法」：個人情報の保護
(参照：電子ネットワーク協議会編『個人情報保護ガイドライン』平成9年12月9日)
6. 知的財産権の尊重
 - a. 知的財産の尊重
 - b. 関係法規：知的財産権の保護
(参照：永田真理『Q & A 知的財産権の考え方』日経文庫1996)

この情報倫理教育は、カリキュラムを策定しそれに基づいた教育方法と教材を整備しなければならない。特に、指導方法としては、事例を中心に行うことが効果的であるから、新聞や雑誌などの記事を用意することが必要である。これらの教材は、学習情報センターが用意する。

終わりに

情報通信社会を支える精神（エートス）としての情報倫理とその教育は、まだその途上にある。したがって、情報倫理に対する正しい理解を基盤とした倫理観の形成による社会倫理の確

立を目指して、初等・中等・高等教育及び生涯教育において情報倫理教育が計画され実施されることが急務である。そのためには、

1. 情報倫理の理論的確立
2. 情報倫理の正しい認識と必要性の形成
3. 情報倫理教育の理論と方法の確立
4. 国の教育政策として情報倫理教育の推進
5. 情報倫理教育の振興方策の確立と推進

なお、この問題について、現在、私立大学情報教育協会は、情報倫理教育振興研究委員会を設置して、初等・中等・高等教育（国公立を含む）における情報倫理教育、特に、インターネット情報倫理の振興を推進する事業を進めている。情報とその教育に関わる関係機関をはじめ全国的な協力を期待するものである。

特に、学校教育における情報教育計画のなかで、情報倫理教育が小学校から大学まで一貫性の下に適切に実施されることは極めて重要である。

このような情報倫理は、人間としての倫理行動を基盤とするものであって、人間の倫理を基盤としている。

なお、私立大学情報教育協会では、情報倫理教育に関する「サイバー倫理教育センター」を設置し必要な情報を提示しているので利用されることを期待する。

注

1. インターネットと情報倫理の問題については私立大学情報教育協会情報倫理教育振興研究委員会（委員長・後藤玉夫）において『インターネットと情報倫理 1999年版』私立大学情報教育協会 平成11年11月に刊行した
2. 私立大学情報教育協会『情報倫理のすすめ』平成6年
私立大学情報教育協会『情報倫理概説1995年版』1995年
私立大学情報教育協会『インターネットと

- 情報倫理1999年版』平成11年
- 室伏武 情報化社会における倫理について
『亜細亜大学教養部紀要』43:133-152, 平成3年11月
- 室伏武 コンピュータ倫理『情報科学』
2(2):77-84、1994.
- 室伏武 『情報倫理の教育』『情報科学』
3(1):59-69、1994.
- 岡本敏雄編『情報アクセスに関わる教育カリキュラムと技術的課題の体系化』（研究課題番号10898006）東京 電気通信大学大学院 1999年
3. 電子ネットワーク協議会編『ルールとマナー集』平成11年3月
これには、子ども用と教師・両親用が用意されている。
 4. 情報処理学会『倫理綱領委員会報告書』平成9年1月
電子情報通信学会倫理綱領解説『電子情報学会誌』vol.82, No.2, p.161-174, 1999年2月
AECT Code of Ethics. AECT. 1978.
ACM Code of Ethics and Professional Conduct. Draft, February 12, 1992.
 5. 文部省告示「小学校学習指導要領」大蔵省印刷局 平成10年12月
文部省告示「中学校学習指導要領」大蔵省印刷局 平成10年12月
文部省告示「高等学校学習指導要領」大蔵省印刷局平成11年3月
 6. 私立大学情報教育協会『平成13年度情報倫理教育研究集会資料』2001年
- ス・エシックス』東京 明石書店
1995年
5. 芦葉浪久『メディアとインターネット』東京 十文字学園女子大学 2000年
 6. 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』東京 岩波書店（岩波新書）1998年
 7. 加藤尚武『二十一世紀の倫理を求めて』日本放送出版会 2000年
 8. 文化庁『著作権法入門』東京 著作権情報センター 1998年

参考文献

1. 郵政省『通信白書』2000年
2. 辰己丈夫『情報社会と情報倫理』東京 共立出版 2000年
3. 越智貢『情報倫理学』東京 ナカニシヤ出版 2000年
4. リチャード・T・ディジョージ『ビジネ

梅酒摂取が血中脂質に及ぼす影響

富田 教代*

Effect of Umeshu on Serum Cholesterol Levels

TOMITA Noriyo*

Umeshu (Japanese plum liqueur) was administered at 50 ml/day for 2 weeks to 4 volunteers (4 women average age 30.8 years) who were in good health. They were allowed to continue their own lifestyles with no meal supervision. Serum samples were collected five times from each subject : two weeks before commencing the study, just before commencing the sample feeding period, two and four weeks after commencing the sample feeding, and 2 weeks after finishing the feeding period. The results indicate that total serum cholesterol and LDL-cholesterol tend to be reduced ($p < 0.05$).

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

1、はじめに

医薬は投薬に始まり、その薬は飲食と源を同じくしていたという。「医」という文字の下にある酉は酒壺を意味し、酒が薬であったことを示している。また、洋の東西を問わず、¹⁾ 施療は宗教活動の一環として行われてきた。心の治癒と体の治癒もまた不可分のものであったためである。僧院の薬酒が古来より名高い理由がここにあると思われる。なかでも、シャルトルーズ修道院とベネディクト派の修道院に伝わる処方²⁾は、ハーブを配合したリキュールの代表的なものといわれている。一方、ラテン系諸国には、アニスの風味をもつリキュールが広く分布して

いる。これはアニスの精油アネトールによって特徴づけられた酒だが、この精油を大量に含むローマン・フェネルは古代ローマ人が愛好していたもので、²⁾ その後も消化剤や腹痛剤として使われてきた。この範疇にはいる梅酒は、日本固有のリキュールとして誇り得るものである。これら『混成酒』は、発酵という「微生物の洗礼」を受けない成分が、その酒の特徴を形成する。梅酒を造るときに用いる青梅や氷砂糖は、³⁾ 酵母と触れ合うことなく、焼酎を梅酒に変えるのである。

梅は、中国では古代より青梅を燻製したものを烏梅⁴⁾と言ひ、薬用として利用していた。日本へもこの形で奈良時代に伝来してきたとされている。⁵⁾ 梅の実の果実としての利用は鎌倉時代以降で、⁶⁾ 梅干しは梅の実の加工技術が進んだ戦国時代、⁷⁾ 梅酒は江戸時代の頃から作られるようになった。文献によると、1767年の『本朝食鑑』

2001年11月20日受付

*TOMITA Noriyo 生活科学科食物栄養専攻・専任講師
(給食管理)

に、古酒と白砂糖で梅を漬けたという記載があり、梅酒の原型と考えられる。⁸⁾

梅酒は日本古来から食卓の上のにのぼるもので、その生理的有用性が広く伝承されているが、それらの有用性を科学的に証明した研究報告（梅の品種¹⁰⁾、果実の熟度¹¹⁾、梅酒熟成中の成分溶出速度、成分の変化など¹²⁾、¹³⁾、¹⁴⁾）は極めて少ない。そこで本研究では、梅酒の生理的特性を明らかにする目的で、梅酒摂取による血液成分の影響を検討し、若干の知見を得たので報告する。

1、実験方法

(1) 試験飲料

試験には、梅酒（商品名：エクセレント、株式会社チョーヤ）を用いた。成分値を表1に示した。

表1 試験飲料の主な栄養成分組成

製品100mlあたり

エネルギー	94.9kcal
たんぱく質	0.2
脂質	0
灰分	0.1mg
ナトリウム	0
アルコール	12.6±0.2%
エキス分	30.2±0.2%
糖度	30.5±0.2%
酸度（クエン酸）	17±0.2%
P H	3±0.2%
重金属	検出せず
一般生菌数	3×10個/g以下
大腸菌数	陰性

(2) 被験者

本試験の主旨を十分に理解させ、健康な成人女性4人（平均年齢30.8±11.0歳、平均BMI20.6±3.6）を被験者として用いた。実験は

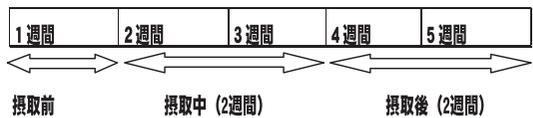
「ヘルシンキ宣言」の精神を遵守して、被験者には事前に試験内容を十分に説明し、文書による本試験参加の同意を得たうえで、常磐短期大学倫理委員会の承認を得て行った。

(3) 試験方法

1) 試験のスケジュール

試験のスケジュールは、図1に示すように試験期間を2001年3月上旬から4月上旬にかけての5週間とし、血液の採取は、①試験開始1週間前の2回、②1日50ml（いわゆる盃1杯、アルコールの害を大幅におさえこむ量で専用のグラスも渡した）の梅酒を夕食前に飲用1週間目、③同じく2週間目、④梅酒摂取中止2週目の合計5回とした。試験期間中は特に食事制限は行わず、普通に生活するように指示した。

図1 梅酒摂取試験スケジュール



2) 血液の採取と測定

血液採取は、空腹時の10時30分から11時にかけて学内の保健センターで行い、保冷輸送し、生化学検査は昭和メディカルサイエンス株式会社に依頼した。検査項目は、以下のとおりで、かっこ内は各項目の定量法を示した。白血球数（自動血球計測装置）、赤血球数（自動血球計測装置）、血色素量（自動血球計測装置）、ヘマトクリット（自動血球計測装置）、MCV、MCH、MCHC、血小板（ELISA）、アルブミン（BCG法）、動脈硬化指数、血糖（酵素法）、総たんぱく質（Biuret法）、尿素窒素（酵素法）、尿酸（酵素法）、ナトリウム（イオン電極法）、クロール（イオン電極法）、カリウム（イオン電極法）、総コレステロール（酵素法）、HDLコレステロール（酵素法）、LDLコレステロール（酵素法）、中性脂肪（酵素法）など21項目とした。

(5) 統計処理

調査は、Windows Excel Ver5.0によって集計し、血液については、各試験期間同士の対応のあるt検定で解析を行った。すべての統計処理は5%を有意水準とした。

3. 結果および考察

(1) 血液学的検査

血液学的検査の白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、MCV、MCH、MCHC、血小板の平均値及び標準偏差は表2に示すとおりである。梅酒の摂取により、影響はみられなかった。

(2) 生化学的検査

生化学的検査の平均値及び標準偏差は表3に示すとおりである。梅酒の摂取により、影響の見られなかった項目は、総蛋白、アルブミン、ナトリウム、クロール、血糖などである。梅酒の摂取と共に検査値が下がる傾向がみられたものは、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、カリウム、尿素、尿素窒素、動脈硬化指数である。

総コレステロールの変化を図2に示した。梅酒の摂取によって、総コレステロール値は、摂取前と比較して摂取1週目、摂取2週目と下がる傾向を示し、摂取中止後増加する傾向を示し

た。摂取2週目と摂取中止2週目との間に有意差 ($P < 0.05$) が認められた。LDLコレステロールの変化を図3に示した。梅酒の摂取によって、LDLコレステロール値は、摂取前と比較して摂取1週目、摂取2週目と下がる傾向を示し、摂取中止後増加する傾向を示した。摂取前と摂取2週目との間、摂取前と摂取中止後との間に有意差 (それぞれ $P < 0.05$) が認められた。HDLコレステロールは有意差は認められなかったが、摂取前と比較して摂取1週目、摂取2週目 ($P = 0.0563$) と下がる傾向を示し、摂取中止後増加する傾向を示した。このことから梅酒は、LDLコレステロールを低下させる血清脂質改善作用を示し、血液中のコレステロールの低下に関連することが示唆された。

脂質代謝関係の成分値において、低くなった原因としては、①梅酒によって脂質の吸収が低下した。②脂質代謝系の酵素が活性化され代謝が促進した、の2点が考えられる。肝・臓機能において各酵素の活性をみなかったが、②の可能性が、今までの梅酒の研究報告からも有望であると考えられる。脂質代謝系の酵素の活性化に関与したものを推察すると、まず第一に、梅酒の製造課程においてショ糖転化による浸透圧上昇に伴い、梅の実の成分の溶出が進行する過程で生じた遊離アミノ酸などの、アスパラギン酸、アルギニン、セリン、グルタミン酸、アラニンなどの関与と、梅果肉に含まれるクエン酸、リンゴ酸、シュウ酸、コハク酸などの有機酸¹⁰⁾の関与¹¹⁾が考えられる。その中でも、特に普通の梅で

表2 梅酒の摂取による血液学的検査

検査項目	摂取前		摂取1週間		摂取2週間		摂取後	
	平均	± 標準偏差	平均	± 標準偏差	平均	± 標準偏差	平均	± 標準偏差
白血球数 (μ l)	48	± 5.8	59	± 13.4	47	± 6.3	44	± 4.7
赤血球数 ($10/\mu$ l)	437	± 10.2	433	± 10.4	419	± 28.0	434	± 29.3
血色素量 (g/dl)	13.1	± 0.5	13.0	± 0.5	12.5	± 0.6	13.0	± 0.7
ヘマトクリット (%)	41.1	± 1.0	40.3	± 1.5	40.2	± 2.4	40.5	± 2.0
MCV (fl)	94.0	± 1.2	93.2	± 1.5	96.0	± 1.1	93.4	± 1.9
MCH (pg)	29.9	± 0.6	30.0	± 0.4	29.8	± 0.8	29.9	± 0.6
MCHC (%)	31.8	± 0.4	32.2	± 0.2	31.0	± 0.5	32.0	± 0.3
血小板数 ($10/\mu$ l)	24.2	± 7.1	25.4	± 5.7	23.0	± 5.7	23.5	± 6.1

表3 梅酒の摂取による生化学的検査

検査項目	摂取前			摂取1週間			摂取2週間			摂取後		
	平均	±	標準偏差	平均	±	標準偏差	平均	±	標準偏差	平均	±	標準偏差
総蛋白 (g/dl)	7.8	±	0.1	7.8	±	0.1	7.2	±	0.4	7.6	±	0.2
尿素窒素 (mg/dl)	14.0	±	3.4	12.6	±	2.6	13.0	±	3.6	11.5	±	2.4
尿酸 (mg/dl)	4.1	±	0.2	3.9	±	0.6	3.7	±	0.3	3.7	±	0.4
ナトリウム (mEq/l)	140	±	0.3	139	±	0.5	140	±	1.5	140	±	1.0
クロール (mEq/l)	102	±	0.5	103	±	0.7	104	±	0.2	104	±	2.0
カリウム (mEq/l)	4.7	±	0.1	4.3	±	0.1	4.0	±	0.2	4.2	±	0.2
総コレステロール (mg/dl)	209	±	46.7	199	±	53.5	191	±	46.3	204	±	46.0
HDLコレステロール (mg/dl)	112	±	7.5	104	±	5.8	94	±	6.3	107	±	16.6
中性脂肪 (mg/dl)	70	±	26.5	80	±	57.1	94	±	40.1	104	±	53.5
血糖 (mg/dl)	69	±	8.6	78	±	12.0	77	±	10.9	72	±	12.9
アルブミン (g/dl)	4.8	±	0.1	4.8	±	0.1	4.4	±	0.2	4.7	±	0.2
LDLコレステロール (mg/dl)	128	±	46.8	113	±	49.7	102	±	37.9	110	±	49.5
動脈硬化指数	1.8	±	0.8	1.9	±	1.1	1.7	±	0.8	1.7	±	1.1

図2 梅酒の摂取による総コレステロールの変化

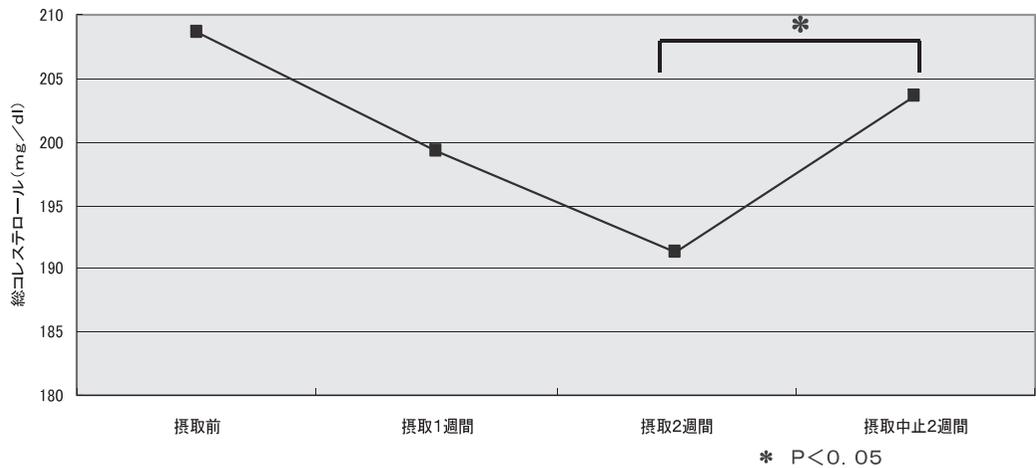
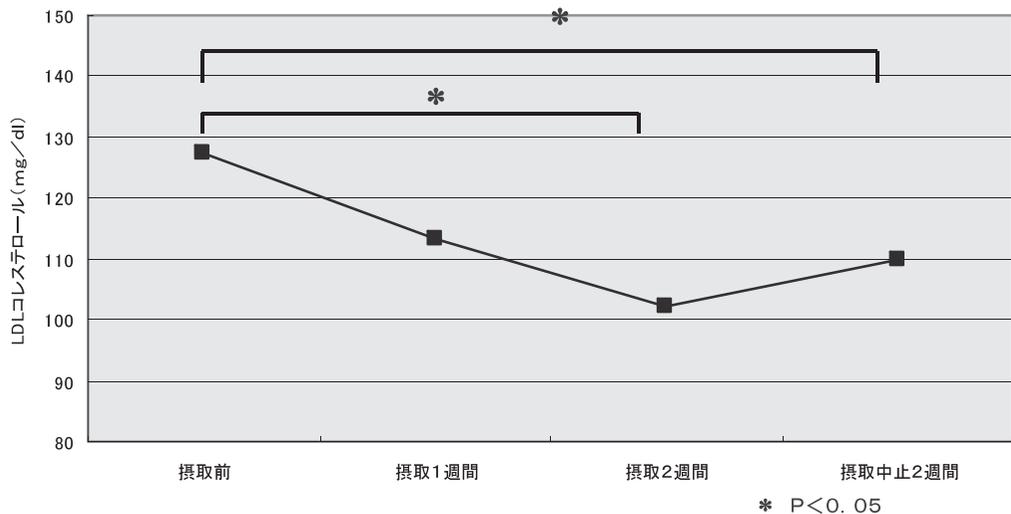


図3 梅酒の摂取によるLDLコレステロールの変化



大多数を占めているクエン酸の影響が大きいと推察する。クエン酸は、acetyl-CoAをmalonyl-CoAに変換する酵素であるacetyl-CoA carboxylaseの活性を高める作用があり、malonyl-CoAの生成が促進される可能性が考えられる。このmalonyl-CoAはミトコンドリアのcarnitine palmitoyltransferaseを阻害するため、脂肪酸のミトコンドリアへの搬送を阻害する。このようにクエン酸は、脂肪酸酸化の抑制効果を指示するものであるために、梅酒摂取と共に、コレステロール値が低下したのではないかと推察される。第二に、腸内フローラの改善が脂質代謝の改善につながるとの報告もあり¹⁵⁾、著者も血液採取と共に、糞便中のEnterobacteriaceae、Bacillus、Bifidobacterium、B.fragilis group、Bacteroidaceae、Clostridium perfringens、Staphylococcus、Streptococcus、Eubacterium Total Anaerobesなどの腸内菌叢について定量し（昭和メディカルサイエンスに依頼）解析した。梅酒の摂取により腸内菌叢の変化が認められ、（データは未発表）、特にClostridium perfringensの減少が認められた。

コレステロールの腸内低下作用については、コレステロールや胆汁酸の菌体への吸着などによる吸収抑制、肝臓における胆汁酸の代謝促進、コプロスタノールへの変換や二次胆汁酸の生成量や組成がかかわることによる胆汁酸の排泄促進など種々の理由が報告されているが、確としたものはまだない。¹⁶⁾これらについては今後の研究課題である。

厚生省から示された「健康日本21」によれば、「節度ある適度な飲酒」は、1日平均純アルコールで約20グラム程度の飲酒とある。アルコール度数12%の梅酒に換算すると211mlである。これらをふまえても、夕食に食膳酒として、盃一杯程度を飲むことは（アルコールで約2.84g）、健康増進にも優れているし、公衆栄養学的にも有効であると思われる。

4、要約

梅酒摂取による血液成分の影響を検討する目的で、健常人を被験者にして効果を調べた。試験期間を2001年3月上旬から4月上旬にかけての5週間とし、血液の採取は、①試験開始1週間前の2回、②1日50ml（いわゆる盃1杯、アルコールの害を大幅におさえこむ量で専用のグラスも渡した）の梅酒を夕食前に飲用1週間目、③同じく2週間目、④梅酒摂取中止2週目の合計5回とした。試験期間中は特に食事制限は行わず、普通に生活するように指示した。血液採取は、空腹時の10時30分から11時にかけて学内の保健センターで行い、保冷輸送し、生化学検査は昭和メディカルサイエンス株式会社に依頼した。検査項目は、21項目である。結果は、次の通りである。

1、血液学的検査の白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、MCV、MCH、MCHC、血小板は、梅酒の摂取により影響はみられなかった。

2、生化学的検査で、梅酒の摂取と共に検査値が下がる傾向がみられたものは、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、カリウム、尿素、尿素窒素、動脈硬化指数である。その中でも総コレステロールは、摂取2週目と摂取中止2週目との間に有意差（ $P < 0.05$ ）が認められ、LDLコレステロールは、摂取前と摂取2週目との間、摂取前と摂取中止後との間に有意差（それぞれ $P < 0.05$ ）が認められた。以上の結果より、梅酒は少量の摂取でもLDLコレステロールの減少に関与することが示された。今後、腸内菌叢と血液との関連について更に検討が必要であると思われる。

最後に本研究にあたりご指導下さいました本学食品加工学研究室教授日高秀昌先生、理解をもって試験に協力していただいた被験者の方々、本学助手の三嶋恵さん、血液採取を行った保健センターの小橋恵子看護婦さん、昭和メ

ディカルサイエンスの国安陽一さん、西田浩徳さん、試料を提供いただきましたチョーヤ梅酒株式会社に深く感謝いたします。

参考文献

- 1) 石毛直道：朝日百科、132、1983
- 2) 野白喜久雄：醸造の辞典、朝倉書店、東京、P.140 (1988)
- 3) 坂口謹一郎：日本の酒、岩波書店、東京、P.31 (1964)
- 4) 大東文化大学中国語大辞典編纂：中国語大辞典、角川書店、東京、P.3240 (1995)
- 5) 小原敬二郎：食辞林、樹書房、東京、P.86 (1992)
- 6) 林屋辰三郎：日本の茶書、平凡社、東京、P.102 (1985)
- 7) 大塚民族辞典：日本民族辞典、弘文社、東京、P.175 (1972)
- 8) 加藤百一：日本の酒5000年、技報堂、東京、P.142 (1987)
- 9) 松本広斎：梅百科、家の光協会、東京、P.26 (1997)
- 10) 亀岡弘：農化、9、389 (1976)
- 11) 垣内典夫：日食工、9、677 (1985)
- 12) 山田聡子：日食工、4、288 (1991)
- 13) 蟻川トモ子：家政誌、46、635 (1995)
- 14) 蟻川トモ子：家政誌、48、295 (1997)
- 15) 秦芯哉：老年医学、21、156 (1983)
- 16) 森下芳行：腸内フローラの構造と機能、朝倉書店、東京、P.137 (1990)

株式新市場をめぐる諸問題

中 川 淳*

A Prospect of Emerging Stock Markets

NAKAGAWA Atsushi*

Competition among the world's stock markets is intensifying as the world economy heads toward a new era.

Amid this time, a stock market should have the potential to support an increase in corporate value over the long term.

In today's economy, this requires Liquidity, Innovation, Speed, Transparency of stock markets with fair prices, and Connectivity to an international trading network as well as a fast, flexible, technological infrastructure.

The Mothers (Market of the high-growth and emerging stocks) and The Nasdaq Japan Market have been established to provide investors and companies that are looking for these qualities with an attractive alternative in Japan.

This paper will examine a changing prospect of the world's stock markets, and attempt to search any questions.

“ What will the relationship between companies and stock markets be like in the future ? ”

“ And what will investors demand of stock markets ? ”

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

I はじめに

1 株式市場と証券取引所の沿革

1602年、オランダ東インド会社が、初めて株式会社の形態で設立され、同社が発行した株式

を流通させるために、1608年、アムステルダムに世界最初の株式市場が創設された。

その後、英国で始まった産業革命は、巨額な資本調達が可能な株式会社の発展を促し、18世紀末から19世紀にかけて欧米の証券取引所が相次いで誕生した。

日本でも、明治11（1878）年5月「株式取引所条例」が制定され、同年、大阪・東京に株式会社組織の株式取引所が創設された。

公共性の強い取引所に営利を委ねることには

2001年9月18日受付

* NAKAGAWA Atsushi 教養学科・非常勤講師

議論が多く、明治26（1893）年に公布された取引所法は、会員組織と株式組織の2つを併記したが、株式会社としての運営が維持され、取引所の自社株式も上場されて、市場の代表的銘柄になっていた¹⁾。

この形態は第2次世界大戦時まで続いたが、戦後、昭和24（1949）年5月に再開された証券取引所は、新たに制定された証券取引法に基づいて、証券会社を会員とする会員組織に改組され、内容を一新したものとなった。

かくして、東京・大阪・名古屋・京都・神戸・広島・福岡・新潟・札幌の各地に証券取引所が設立されたが、昭和42（1967）年に神戸、平成12（2000）年3月に新潟・広島、翌年3月には、京都証券取引所が閉鎖され、近隣の東京・大阪証券取引所に吸収合併されるなど、地方取引所の地盤沈下が顕著になっている。

2 新しい株式市場の誕生

こうしたなかで、新興企業の株式公開に途を拓く新しい市場として、1999年11月、東京証券取引所（東証）に“マザーズ”，2000年6月、大阪証券取引所（大証）に“ナスダック・ジャパン”が創設され、ともに取引所の既存市場（一部・二部）と並立する基幹市場として位置付けられた。

従来、わが国では、日本証券業協会が運営する店頭株式市場が新興のベンチャー企業などの株式公開において中心的な役割を果たし、一定規模以上に成長した企業が、店頭株式市場や地方の証券取引所市場を経て、東京証券取引所に上場するという市場間の機能分担が当然のこととして受け止められてきた。

それだけに、専ら、成熟した大企業の株式を取引してきた東京・大阪証券取引所による新興企業向け市場の開設は、これまで日本の株式市場の秩序を形成してきた固定的な枠組みが崩れ始めたことを象徴的に示すものとなった²⁾。

本稿では、これらの新市場の誕生を契機に、

その概要を紹介するとともに、国際化が進む世界の株式市場の現状や証券取引所の動向を整理し、当面の課題、問題点等を要約していくこととしたい。

II 新市場誕生の背景

新市場誕生の背景として、われわれは、次の2つの事項を指摘することができる。

第1は、取引所の株式市場と店頭株式市場とが対等の立場になったことである。

これに伴って、従来、取引所の補完的な市場だった店頭株式市場は、取引所と競争する市場となり、「店頭登録株式」の呼称も「店頭上場株式」に改称された。そして、この店頭株式市場に、「マザーズ」、「ナスダック・ジャパン」の新市場が加わり、東証2部などの取引所市場に直接上場する会社も交えて、株式公開を巡る市場間の競争激化が予想されている。

第2は、上場株式の取引所外取引が解禁され、コンピューターを通じて、多数の顧客を対象に有価証券の売買取引を行う私設取引システム（PTS；Proprietary Trading System）が証券業の一種として認められたことである³⁾。PTSは、既存の取引所を経由せず、電子証券取引ネットワーク（ECN；Electric Communication Network）を通して、証券会社や投資家が株式の売買を行うもので、コンピューター上の私設証券市場といえる。

米国では、90年代半ばからECNによる株式の取引が増え、店頭株式市場のNASDAQ⁴⁾に公開した銘柄を中心に取引が行われているが、日本でも、金融ビッグバンを実施するため、平成10（1998）年12月から施行された金融システム改革法⁴⁾に基づいて改正施行された証券取引法により、このシステムの利用が制度的に可能になった。

さらに、こうした規制緩和は、翌年の1999年10月から実施された株式委託売買手数料の完全自由化と相俟って、オンライン取引専門証券の

台頭と、手数料の価格破壊をもたらし、既往の取引所や証券会社の組織や運営に大きな変革を促す要因となっている。

米国のNASDAQが国境を越えて動く投資資金を呼び込むために、欧州、アジア、さらに日本へ進出してきたのも、かかる時代背景のもとに理解しなければならぬ。

Ⅲ 新市場の概要

2001年1～6月に3市場に新規上場した会社は51社で、NASDAQでの新規公開28社を逆転した。

2001年6月末現在、マザーズへの上場は33社(1999年2社、2000年27社、2001年4社)で、すべて新規上場の会社である。

一方、ナスダック・ジャパンへの上場は56社であるが、このなかには、他市場との重複上場が5社、店頭市場から移った会社が2社あり、合併により上場廃止となった1社を加えると、新規上場会社は50社(2000年33社、2001年17社)となる。

因みに、6月末の店頭株式市場上場会社は887社、うち、2001年1～6月の新規上場は30社となっている。〔末尾補足を参照〕

新設のマザーズ、ナスダック・ジャパン市場ではインターネット関連企業の上場が多いが、既往の店頭株式市場も含めて3市場に共通する特色は、公開基準の緩かさにあるといえる。

3市場とも、将来性のある企業を誘致し、その資金調達を円滑にする趣旨から、創業間もない赤字企業にも株式公開の途を開いているが、他面、規模が小さいベンチャー企業の公開は、株式の流動性が十分に確保されない懸念があるので、各市場とも株式の流動性を加味して上場維持・廃止の基準を設けている。

例えば、ナスダック・ジャパンの場合は、新興企業を対象にした「グロス」と、中堅以上の企業を対象にした「スタンダード」の2つの基準をおき、グロス基準では、株式数と株主

数の基準を満たし、かつ、純資産(4億円)、株式の時価総額(50億円;上場株式数×公募価格等)、利益の額(税引前7,500万円)のいずれかが所定の基準に達していれば上場できるとしている。

同時に、これらの基準が、別に定める数値を下回ると1年の猶予期間において上場廃止とするなど、米国のNASDAQのルールを踏襲しているが、スタート間もない市場の厚みを増すため、これまでの上場企業をみると、ある程度実績を積んだスタンダード企業が多い⁵⁾。

Ⅳ 3市場の特徴

1 マザーズ

マザーズの創設は、新興企業の資金調達を円滑にするとともに、投資家に既存の市場とは異なる新たな投資物件を提供することを目的とし、迅速性、流動性、新規性、透明性の4つの特徴を挙げている。

日本を代表する東京証券取引所の傘下に創設された市場として、ハード・人材に強みを持つが、問題視された反社会的勢力の排除など、上場前の審査、上場後の監視体制の強化、取引所組織の改組(会員組織の社団法人から株式会社への移行)などが今後の課題とされる。

(末尾補足を参照)

2 ナスダック・ジャパン

ナスダック・ジャパンは、全米証券業協会(NASD: National Association of Securities Dealers)とソフトバンク連合が大証と共同で創設した新興企業向けの株式市場であり、日本の証券取引所が外国の証券市場と全面的に提携した初めてのケースである。

構想が浮上した99年6月当初は、NASDとソフトバンクが独自に新市場の立ち上げを模索したが、最終的に現物株式市場の振興を狙う大

証と提携することとなった。

これは、日本での株式売買や決済、上場審査といった市場運営に不可欠なインフラを持つ大証と組むために、現実的な路線を選択したため、将来的には、NASDAQと共通のシステムで米国・欧州の各市場と接続し、世界の投資家が参加できるグローバルな市場を構築するとしている。

現在、市場取引のルールや上場・廃止基準などを決める日本ナスダック協会と、市場の運営会社として公開企業の発掘や公開支援などを受け持つナスダック・ジャパン株式会社のもとに運営され、外国株式の上場も予定するなど、国際性が評価されているが、ソフトバンクという私企業が市場創設の主導力となっただけに、経営の透明性を指摘する向きも多い。

3 店頭株式市場

日本証券業協会が運営し、多年にわたって新興企業の株式公開を果してきた店頭株式市場は、市場運営のノウハウを蓄積している。

とくに、証券会社が株式の在庫を持ち、投資家の売買注文に応じた株価（気配値）を提示して、取引を行う値付け方式（マーケットメーク方式）は店頭市場独自の手法であり、証券取引所で採用されている買い手と売り手の注文を直接付け合わせる競売方式（オークション方式）よりも取引が成立しやすいという利点がある。

ベンチャー企業が中心の米国NASDAQ市場もこの値付け方式を売り物にしており、現在、大証の売買システムを利用し競売方式を採用しているナスダック・ジャパンも、流動性の向上を図るため、この値付け方式を併用するとしている。

店頭株式市場の運営・管理は2001年2月から（株）ジャスダックに移管され、同年7月から店頭市場の一般呼称もNASDAQ市場に変更された。

ジャスダックの前身は、日本証券業協会の関

連会社として、市場のコンピュータ・ネットワークを管理してきたジャスダック・サービス（株）であるが、社名を（株）ジャスダックに改め、意思決定の迅速性と資金調達力の柔軟性を図り、投資家のニーズに応えるとしている。証券会社などからの出向者を中心とした協会組織からの改組であるので、人材の育成や管理体制の整備が今後の課題となろう。

マザーズ、ナスダック・ジャパンが上場企業に義務付けている四半期決算の開示制度の導入などもその一環といえる。

V 海外における株式新市場

日本の場合と同様、欧州においても、新しい株式市場が設立されている。

欧州全域の新興企業を対象にEASDAQ（本部ベルギー・ブリュッセル）が設立され、1997年11月27日から取引を開始したが、2001年3月、NASDAQは、EASDAQの発行済株式の58%を取得し、同市場の運営に乗り出すことになった。

（これに伴って、EASDAQは市場名称を「ナスダック・ヨーロッパ」に変更した）。

前後して、欧州各国の証券取引所も、将来、成長が見込まれる企業の資金調達の場として、新しい株式市場の創設に注力している。

ロンドン証券取引所の代替投資市場AIM（Alternative Investment Market, 95年6月取引開始）、パリ証券取引所のヌーボー・マルシェ（96年3月取引開始）、ドイツ取引所のノイア・マルクト（97年3月取引開始）などが著名であり、1998年にドイツの株式市場に上場した70社（過去最高）のうち、過半数の42社はノイア・マルクトに集中した。

アジアでも、韓国の店頭株市場KOSDAQ（96年設立）、香港証券取引所の第2市場GEM（Grows Enterprise Market, 99年設立）など、新興企業向けの市場が開設されているが、洋の東西を問わず、これらの新市場創設は、新しい

企業や産業を振興するという本来の主旨に加えて、ハイテク企業の多い市場を設けて企業や投資家の関心を集め、取引所自体が市場の競争力を高めていかなければならない時期が到来していることを示唆するものといえよう。

とはいえ、世界の株式相場が全般に低迷している今日、新市場をめぐる環境は厳しい。

市場のコンセプトを確立し、新興企業特有の不祥事の発生を防止するなど、投資家の信頼を得る地道な活動が問われているのである。

VI 情報・通信技術の発達

立会場を持たない店頭取引を基本としつつ、株価情報をコンピューターの通信システムで結んだ電子株式市場として、米国にN A S D A Q^{ナ ス ダ ッ ク}が誕生したのは、1971年のことであった。

米国では、株式取引の取引所集中義務が緩和、これがN A S D A Q^{ナ ス ダ ッ ク}の活況と、オンライン証券会社の電子証券取引ネットワーク (E C N) の拡大につながった。

日本で、インターネットによる株式の取引が始まったのは1996年からであるが、98年12月から取引所集中義務が撤廃され、99年10月から株式委託売買手数料の完全自由化が実施されたことは、手数料の安いオンライン取引の呼び水となり、インターネットによる株式取引の口座数は、2001年6月末現在で230万前後に達したといわれている。(本格スタートした99年10月比で約8倍⁶⁾)

この分野には、現在、外国証券を含め約60社が参入しているが、2000年後半からの株価低迷で口座数と売買件数が伸び悩み、2001/3月期の決算は各社とも減益ないし赤字となり、早くも再編統合の動きが見られる。

米国で、株式の委託売買手数料が自由化されたのは1975年であり、94年にインターネットを通じた株式取引が登場したが、価格競争が急速に進んだのは、96年に入って、新興の証券会社Eトレードが割安な手数料を売り物にしてイン

ターネットの取引を始めてからである。

この点、日本の場合、インターネットによる株式取引と株式委託売買手数料の自由化とがほぼ同時期に始まっているので、米国で24年かかった水準に一気に到達したことになる。

こうした動向は、既存の証券取引所に改革を求める大きな要因となり、前後して、競争場裡にある世界の株式市場、取引所間の合従連衡が国境を越えて広がっている。

VII 株式市場間の競争と提携

1 欧州証券取引所の再編

1999年1月の通貨統合を控えた欧州では、将来の欧州単一証券取引所の実現に向って、98年7月、ロンドン証券取引所とドイツ証券取引所(フランクフルト証券取引所などの持株会社)が広範な業務提携を発表、さらに、2000年5月3日、両取引所は合併のうえ、米国の店頭株式市場N A S D A Q^{ナ ス ダ ッ ク}を運営する全米証券業協会(NASD)と折半出資で、欧州に新興企業向けの新市場を創設する構想を明らかにした。

この合併計画は、スウェーデンの取引所運営会社OMグループによるロンドン証券取引所に対する敵対的買収提案などもあって白紙となったが、2000年9月22日には、パリ、アムステルダム、ブリュッセルの3つの証券取引所の合併により新取引所「ユーロ・ネクスト」が発足、欧州最大のロンドンにほぼ匹敵する取引所が誕生することとなった。

2 証券取引所の株式会社化

株式会社に転換した欧州の主要証券取引所は、相次いで自社の株式上場を目論んでいる。

ドイツ国内の証券市場を運営する持ち株会社ドイツ取引所は、2001年2月、フランクフルト証券取引所に自社株式を上場したが、会員組織の非営利法人から株式会社に転換(2000年3月)

したロンドン証券取引所や、新設の「ユーロ・ネクスト」も自社株式を上場する意向を表明しているの、英・独・仏の3大証券取引所は、すべて上場会社になることが予想される。

3 主要証券取引所の提携

欧州における証券取引所の合併や、株式会社への改組、自社株式の上場、さらに、本来は、競争関係にある世界の主要証券取引所間の提携、といったように、いま株式市場を取り巻く環境は急激な変貌を遂げつつある。

東京、ニューヨーク、香港など、世界の主要8証券取引所が、各々の市場をネットワークで結び、上場した株式を24時間取引できる「グローバル・エクイティ・マーケット (GEM)」の協議を進めていることなどもその一例といえよう。

この構想は、^ナ^ス^ダ^ク NASDAQ を運営する全米証券業協会 (NASD) が、日欧での新市場の創設を具体化していることに対するニューヨーク証券取引所などの危機感の現れともいえるが、各国ごとに異なる取引システムの統一など、課題の解決は容易ではない。

その他、全米第4位の証券取引所で、サンフランシスコとロサンゼルスに取引所があるパシフィック証券取引所が、電子証券取引ネットワーク (ECN) の大手アーキペラーゴ (本社・シカゴ) と提携し、株式の立会取引を廃止し、インターネットで取引を成立させる新しい証券取引所を発足させる計画が発表されているが、これが実現すれば、既存の取引所が、電子証券取引ネットワーク (ECN) と融合する初のケースとなる。

VIII 今後の課題・問題点など

こうしていま、世界の株式市場は、市場の振興を競い、国際的な競争に対処する時代を迎えている。

株式市場間の競争によって市場の選択肢が多様化していくことは、企業や投資家にとって望ましいことであるが、市場の広がりにつれて、リスクも顕在化する。

リスクの多い新興企業の株式公開に当って、取引の当事者に求められる要件としては、

- ① 市場 (証券会社) …公開審査の充実、市場の信頼性を維持できる管理・監視体制の確立、株式の流動性確保と適正な株価の形成
 - ② 公開会社…的確なビジネスプランに基づく事業の成長性、公的企業としての社会的責任、株式公開時の適正な株価評価、タイムリーな情報開示、適正な株価形成への努力
 - ③ 投資家…企業情報の十分な理解と自己責任意識の徹底
- などが挙げられよう。

そして、これらの要件は相互に関連しているので、当事者間の連携が要請される。

とくに、新興企業向けの株式市場については、従来、企業の育成に必要な資金を供給する発行市場の側面がより強調されてきた感があるが、米国の^ナ^ス^ダ^ク NASDAQ 市場のように、株式の流動性確保が重視され、銘柄の新陳代謝が進むようになると、流通市場における株式の流動性確保と適正な株価の形成が、公開会社、投資家の双方にとって市場の優劣を判断する要因となる。さらに、投資家サイドからは、公開予備軍の情報や、上場・登録廃止になった企業の受け皿となる未公開株式市場の充実が望まれるが、この市場の整備は未だしといえる。

ネット証券取引に対する監視態勢の強化も、これからの課題となる。

IX おわりに

以上述べたように、新しい市場が投資家の信頼を得て、成長していくためには、企業の情報開示が徹底され、適正な株価が形成されて、公開された株式がきちんと流通し、市場の時価総額が持続的に成長していかなければならない。

新興の企業や産業を育てる場として新市場を育成し、成功した起業家がエンジェルとなって、次世代を担う起業家を支援するという循環効果を高め、リスクマネーを供給する資本市場を充実することによって、日本経済が成長していくことを期待したい。⁸⁾

[注記・参考文献]

- 1) 戦前、日本の株式取引所が株式会社組織として運営されながら、(旧)取引所法(明治26<1893>年法律第5号)が併立的に会員組織を認めていたことは、公共性の見地から、株式会社組織の持つ弊害を考慮していたためとされる。(田中耕太郎著「取引所法」(新法学全集)昭和14年 31頁以下、中村孝俊著『日本の証券市場』(岩波新書)1963年 64頁)。
- 2) 大崎貞和「ベンチャー企業公開を巡る市場間競争」ベンチャーフォーラムNo.171 2000/新年号(財)ベンチャーエンタープライズセンター発行
- 3) 正式名称は「金融システム改革のための関係法律の整備に関する法律」(平成10年 6月15日公布。法律107号)。一部の規定を除いて、同年12月1日から施行。
- 4) ①日本では、2000年9月4日、日本相互証券(株)が機関投資家や証券会社向けに、取引所の立会時間外でも取引ができる私設取引システム(PTS)の運営を開始したが、原則として個人投資家向けではない。
- ②米国ゴールドマン・サックス・グループの日本法人ゴールドマン・サックス証券は、2001年1月22日、個人投資家を対象に国内初の株式夜間取引市場として'MOON TRADE'を開設。当面、ネット証券5社の参加が決定している。
- ③公的な証券市場である東京証券取引所も、夜間取引市場の開設を計画したが、対面営業が主力の既存の証券会社の間では開設に伴う費用負担を嫌う声が支配的で、業

界組織(東証正会員協会)から見送り要望書が提出されたことなどから、東証は早期導入を断念した。

- 5) 新市場の概要については、東京証券取引所編「マザーズガイドブック」平成11年11月、ナスダック・ジャパン(株)編「ナスダック・ジャパン」、同「The Nasdaq Japan Market」2000年、太田昭和監査法人公開業務部編「図解ナスダック・ジャパン&東証マザーズ&新店頭市場の公開ガイド」等を参照。
- 6) 2001年4月19日、同7月30日 日本経済新聞朝刊。
- 7) 1997年7月に日本証券業協会が制度化した未公開株式市場「グリーン・シート(GS)」は、証券取引法に基づいて財務情報を継続的に開示している企業や、協会が定めた情報開示を実施している企業の株式は、未公開でも、協会に届出れば売買することができる市場であるが、登録社数は未だ50社に満たない。

また、未公開の新興企業を発掘して株式投資を仲介する専門の証券会社も誕生しているが、この市場の整備はこれからの課題といえる。

[補足]

本稿は、拙稿「株式新市場の誕生と今後の課題——マザーズ、ナスダック・ジャパンの創設を巡って——」経営行動研究学会、経営行動研究年報第10号(2001年5月、54～57項)の内容を見直し、2001年8月末時点でまとめたものであるが、その後、2002年1月の校正時において判明した次の事項を補足しておく。

① 新興3市場新規上場会社数	2001年1～6月	同1～12月
マザーズ	4	7
ナスダック・ジャパン	17	42
ジャスダック	30	98
計	51	147

- ② 大証は2001年4月1日、東証は同年11月1日をもって証券会員組織の社団法人から株式会社へ組織変更した。

学生のVDT作業と疲労について

藤 江 善一郎*

Fatigue on the Students due to VDT Works

FUJIE Zenichiro*

A questionnaire survey, visual display terminals (VDT) work survey, time study and Flicker test were carried out on the female college students, in order to make clear their condition working by VDT instruments including TV watching.

The results obtained were as follows ;

The subjective symptoms of fatigue after VDT works were mostly complaints of eye strain, sleepy, stiffness of shoulders and low back pain.

Average frequency of VDT works on students were 3 ~ 4 days a week, 1 ~ 4 hours a day and 1 ~ 2 hours of one work.

The Flicker value were not so much changed only every day also during 3 days survey.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

1 はじめに

最近の職場のOA化はめざましく、またノート型パソコンの急速な普及によりVDT (visual display terminals) 作業者の疲労に関する訴えが多くなっている。学生も授業あるいは家庭においてVDT機器の使用頻度が増加している。

VDT作業者の疲労に関する訴えは、まず目の疲労が問題となり、それに伴って肩こり、腰痛、精神的疲労を訴える者が多い^{1) 2)}。

そこで、学生のVDT作業状況調査、自覚的疲労症状調査、生活時間調査およびフリッカー値測定などによって疲労調査を行ったのでその結果を報告する。

2 対象と方法

調査対象は、短期大学女子学生126名である。全員に対し、VDT作業状況調査、生活時間調査および疲労自覚症状調査を実施した。さらに対象者のうち10名についてフリッカー値測定を、また5名について唾液のpHの測定を行った。

VDT作業状況調査は、VDT作業状況調査表(表1)を用い、一週間内の平均作業日数、

2001年10月10日受付

*FUJIE Zenichiro 生活科学科・非常勤講師

1日の平均作業時間、一連続作業時間、VDT作業形態、VDT作業の経験年数などについて調査した。

生活時間調査は、生活時間調査表を用い、連

続3日間、とくにパソコンによる諸作業、TVウォッチング、TVゲームなどによる消費時間、睡眠時間などを調査した。

疲労自覚症状調査は、産業疲労研究会の「疲

表1 VDT作業状況調査表

*VDTとは、visual display terminals の略で、OA機器全般を指して使います。パソコン、ワープロ、テレビゲーム、など。

所属学科		クラス名列	
名前			

A. あなたご自身のことについておたずねします。

1 あなたは普段、眼鏡かコンタクトレンズを使っていますか。

- 1) はい 2) いいえ

「はい」と答えた方に。

①眼鏡やコンタクトはあなたの目の状態にありますか。

- 1) はい
2) ほぼ合っている
3) 合っていないので替えたいと思っている。

②近視ですか、遠視ですか。

- 1) 近視
2) 遠視
3) その他 ()

B. あなたの作業の内容についてお答えください。

1 あなたは一週間に平均何日くらいVDTを使いますか。

- 1) 1日未満
2) 1～2日未満
3) 3～4日未満
4) 5日以上

2 あなたは1日に平均何時間くらい続けてVDTを使いますか。

- 1) 1時間未満
2) 1～4時間未満
3) 4～7時間未満
4) 7時間以上

3 あなたは一つの作業で何時間くらい続けてVDTを使いますか。

- 1) 30分未満
2) 30分～1時間未満
3) 1～2時間未満
4) 2時間以上

4 あなたのVDT作業の形態は次のうちどれですか。

- 1) 1日中VDTを連続的に使う。
2) 1日中VDTを使うが断続的である。
3) 毎日1回あたり1時間以上VDTを使う。
4) 毎日はVDTを使わないが、毎日使っても1回1時間未満

5 あなたは何年くらいVDTを使っていますか。 () 年以上で終わりです。

1)
 労自覚症状しらべ¹⁾(表2)を用い、朝・夕2回、連続3日間記入させた。この調査表のI、II群「意識集中の困難」、III群「局在した身体違和感」に関するもので、各群10項目、計(Total,以下Tと略す)30項目からなっている。

表2 疲労自覚症状しらべ

所属 _____
 なまえ _____
 平成 年 月 日 午前 時 分記入

いまのあなたの状態について、お聞きします。
 つぎのようなことが { あったら ○ } のいずれかを、□のなかにつけて下さい。
 { ない場合には × }

I	II	III
1 頭がおもい	11 考えがまとまらない	21 頭がいたい
2 全身がだるい	12 話をするのがいやになる	22 肩がこる
3 足がだるい	13 いらいらする	23 腰がいたい
4 あくびがでる	14 気が散る	24 いき苦しい
5 頭がぼんやりする	15 物事に熱心になれない	25 口がかわく
6 ねむい	16 ちょっとしたことが思い出せない	26 声がかすれる
7 目が疲れる	17 することに間違いが多くなる	27 めまいがする
8 動作がぎこちなくなる	18 物事が気にかかる	28 まぶたや筋がピクピクする
9 足もとがたよりない	19 きちんとしていられない	29 手足がふるえる
10 横になりたい	20 根気がなくなる	30 気分が悪い

平成 年 月 日 午後 時 分記入

いまのあなたの状態について、お聞きします。
 つぎのようなことが { あったら ○ } のいずれかを、□のなかにつけて下さい。
 { ない場合には × }

I	II	III
1 頭がおもい	11 考えがまとまらない	21 頭がいたい
2 全身がだるい	12 話をするのがいやになる	22 肩がこる
3 足がだるい	13 いらいらする	23 腰がいたい
4 あくびがでる	14 気が散る	24 いき苦しい
5 頭がぼんやりする	15 物事に熱心になれない	25 口がかわく
6 ねむい	16 ちょっとしたことが思い出せない	26 声がかすれる
7 目が疲れる	17 することに間違いが多くなる	27 めまいがする
8 動作がぎこちなくなる	18 物事が気にかかる	28 まぶたや筋がピクピクする
9 足もとがたよりない	19 きちんとしていられない	29 手足がふるえる
10 横になりたい	20 根気がなくなる	30 気分が悪い

各群の3日間の項目別訴え率の平均値を求めた。

フリッカー値の測定は、対象者の中から10名を抽出して、連続3日間、午前の授業開始前と午後の授業終了後の2回実施した。測定方法は上昇法と下降法をそれぞれ2回行い、平均値を求めた。フリッカー値測定器はヤガミ F V-20を使用した。

唾液pHの測定は、フリッカー値測定の対象

者の中から5名を抽出して、試験紙を用い、連続3日間、フリッカー値測定と平行して行った。

3. 結果

(1) 疲労自覚症状の訴え率

疲労自覚症状の3日間合計の項目別訴え率を図1および表3に示した。作業前においては、

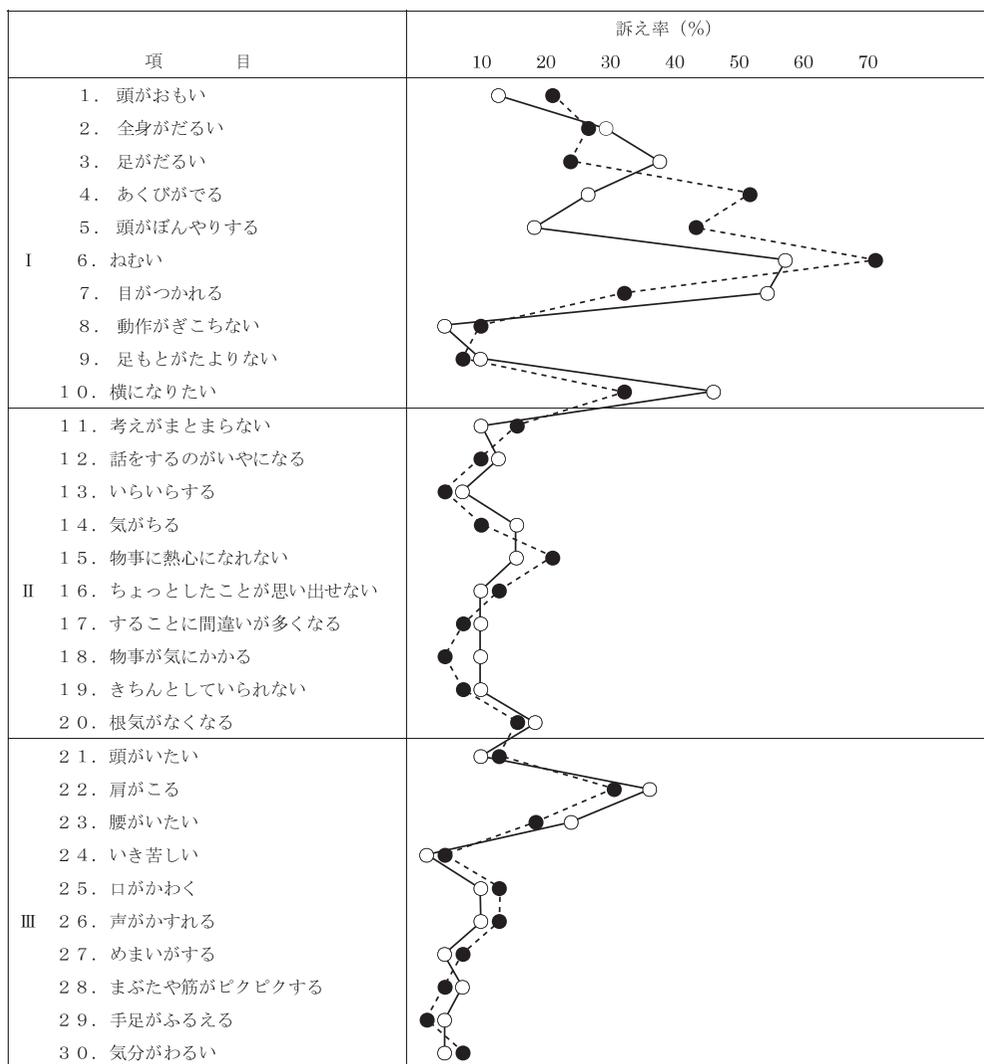


図1 項目別の訴え率

●-----● 作業前 のべ126名
○-----○ 作業後 のべ126名

表3 項目別の訴え率

項 目	作業前	作業後
1. 頭がおもい	19.0 %	10.3 %
2. 全身がだるい	34.9	29.4
3. 足がだるい	22.2	35.7
4. あくびがでる	46.0	25.4
5. 頭がぼんやりする	39.7	15.9
I 6. ねむい	65.5	55.6
7. 目がつかれる	29.4	52.4
8. 動作がぎこちない	5.6	4.0
9. 足もとがたよりない	4.0	8.7
10. 横になりたい	27.8	44.4
I の 平 均	29.6	28.2
11. 考えがまとまらない	11.1	9.5
12. 話をするのがいやになる	7.9	4.8
13. いらいらする	2.4	4.0
14. 気がちる	7.1	13.5
15. 物事に熱心になれない	17.5	15.9
II 16. ちょっとしたことが思い出せない	8.7	6.3
17. することに間違いが多くなる	4.8	4.8
18. 物事が気にかかる	4.0	7.1
19. きちんとしていられない	6.3	9.5
20. 根気がなくなる	13.5	16.7
II の 平 均	8.3	9.2
21. 頭がいたい	11.9	7.9
22. 肩がこる	34.9	36.5
23. 腰がいたい	15.1	17.5
24. いき苦しい	2.4	2.4
25. 口がかわく	14.3	11.1
III 26. 声がかすれる	12.7	10.3
27. めまいがする	4.8	4.0
28. まぶたや筋がピクピクする	4.8	4.8
29. 手足がふるえる	0.8	0.8
30. 気分がわるい	3.2	1.6
IIIの平均	10.5	9.7
T	16.1	15.7

I群で「あくびがでる」(46.0%)、「ねむい」(65.5%)、Ⅲ群で「肩がこる」(34.9%)の訴え率が高く、作業後においては、I群で「ねむい」(55.6%)、「目がつかれる」(52.4%)、Ⅲ群で「肩がこる」(36.5%)の訴え率が高かった。

作業前の全体の訴え率は、I (29.6%)、II (8.3%)、Ⅲ (10.5%)、T (16.1%)、I・II・Ⅲの訴え率のTに対する割合は、I/T (1.84)、II/T (0.52)、Ⅲ/T (0.65)であり、作業後の訴え率は、I (2.8%)、II (9.2%)、Ⅲ (9.7%)、T (15.7%)、I・II・Ⅲの訴え率のTに対する割合は、I/T (1.80)、II/T (0.59)、Ⅲ/T (0.62)であった。したがって、症状群の訴え率の順序関係は、作業前後とも「I>Ⅲ>II」である。この型はI-dominant型であり、「一般型」ともいわれ、最も多くみられるタイプである。

(2) フリッカー値の変動

対象者10名のフリッカー値(3日間の平均値)の変動をを図2に示した。フリッカー値の平均値は、1日目(午前37.3±2.3c/s、午後36.9±2.0c/s)、2日目(午前37.7±1.7c/s、午後37.5±1.8c/s)、3日目(午前38.1±1.2c/s、午後37.6±1.8c/s)であった。午前と午後および

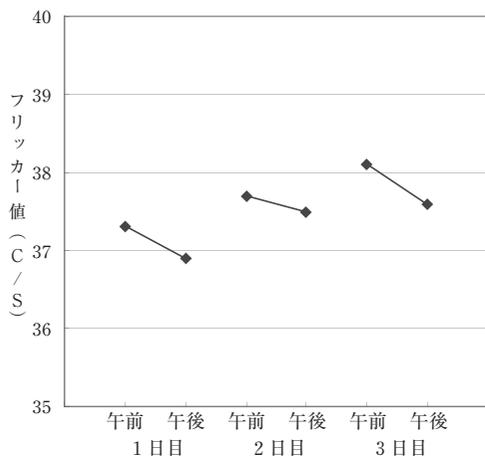


図3 フリッカー値の変動

3日間のフリッカー値の変動は少なかったが、午前よりも午後の方が低値であった。しかし、被験者によっては午前の測定値が午後の測定値よりも低い者がみられた。

(3) 唾液pH値の変動

1日目の唾液pHの平均値は午前6.4±0.3午後6.5±0.2、2日目は午前6.6±0.6、午後6.6±0.3、3日目は午前6.4±0.3、午後6.8±0.1であった。測定値はすべて弱酸性であるが、変動はほとんどみられなかった。

(4) VDT作業状況調査

VDT作業状況調査の結果を表4に示した。その内容は次のとおりである。

「あなたは普段、眼鏡かコンタクトレンズを使っていますか」という質問に対し、「はい」と答えた者は64.0%、「いいえ」と答えた者は36.0%であった。

「あなたは一週間に平均何日くらいVDTを使いますか」という質問に対して最も多い回答は、「3～4日未満」(46.0%)であった。

「あなたは1日に平均何時間くらい続けてVDTを使いますか」という質問で最も多い回答は、「1～4時間未満」(71.2%)であった。

「あなたは一つの作業で何時間くらい続けてVDTを使いますか」に対して最も多い回答は、「1～2時間未満」(52.0%)であった。「あなたのVDT作業の形態は次のうちどれですか」という質問に対しては、「毎日VDTを使わないが、毎日使っても1時間未満」が47.2%、「毎日1回あたり1時間以上VDTを使う」が34.1%であった。

「あなたは何年くらいVDTを使っていますか」という質問に対する回答は、「1～2年」が最も多く51.2%、「3～5年」が33.3%、「10年以上」は13.8%であった。

(5) 生活時間調査

生活時間調査表から求めた、対象者の睡眠時

表4 VDT作業状況調査結果

調査項目	結 果	
眼鏡・コンタクトレンズの使用の有無	あり	64.0%
	なし	36.0%
一週間内の平均VDT使用日数	1日未満	1.6%
	1 - 2日	20.2%
	3 - 4日	46.0%
	5日以上	32.2%
1日の平均VDT使用時間	1時間未満	20.8%
	1 - 4時間未満	71.2%
	4 - 7時間未満	8.0%
	7時間以上	0.0%
一作業での平均連続VDT使用時間	30分未満	3.2%
	30分 - 1時間未満	36.8%
	1 - 2時間未満	52.0%
	2時間以上	8.0%
VDT作業の形態	1日中連続的に使用	4.1%
	1日中断的に使用	14.6%
	毎日1回あたり1時間以上	34.1%
	毎日でなく1回1時間未満	47.2%

間の平均値は7時間47分±1時間48分であり、最も長い者は11時間30分、最も短い者は4時間10分であった。なお、フリッカー値測定を行った10名の睡眠時間の平均値は6時間44分±1時間12分であった。

疲労自覚症状調査で作業前に「ねむい」と訴えた対象者の睡眠時間を全員の平均値と比較したところ、睡眠時間が少ない傾向が認められた。

対象者の総VDT作業時間の平均値は2時間24分±1時間34分であり、最も多い者は5時間50分、最も少ない者は20分であった。しかし、自宅でパソコン（インターネットを含む）を行っている者は18.9%と少なく、その作業時間はの平均は1時間18分±49分であり、最も多い者で2時間、最も少ない者は30分であった。したがって、対象者はテレビやビデオ見ている時間が多く、その時間の平均値は2時間±17分であり、最も多い者は5時間50分、最も少ない者は20分であった。また、テレビゲームを行っている者は僅か2.7%であった。

4. 考察

VDT作業では視覚的負担が大きいことはいうまでもない。視覚負担としては、目の疲れ、ぼやけ感、視力低下感、結膜充血、乾燥感など多彩な症状があるが、最も多い訴えは、ぼやけ感である。この症状の原因の多くはグレアである。^{3) 4)}

グレアとは視野の中のまぶしいと感じる明るい光源のことであるが、VDT作業時のグレア源としては、画面の文字や絵の明るさ、視野の中に直接入る蛍光灯や窓からの光およびそれらの光の画面への映り込みなどがある。まぶしいと感じる時は勿論、まぶしいと感じるほどでなくても、目の入る光を調節する機能に負担がかかる。その結果、調節力の低下によって、目の疲れ感、ぼやけ感、視力低下感がでてくるといわれている。

今回の調査においても、作業後に「目が疲れる」という訴えが多かった。

これらの訴えの効果的な予防措置は、作業時

間が長時間にならないよう、適当な間隔で休憩をとることである。^{5) 6)}

また、作業者の視機能の状態でも視覚負担は増加する。VDT作業に最も適した目は軽い近視であるといわれている。遠視の場合は目の負担が増え、目の疲れだけでなく、ぼやけ感、頭痛、肩こりなどを訴えることもある。このことは、近視の人が過度の眼鏡あるいはコンタクトレンズの使用、すなわち過矯正の場合も同様であり、VDT作業時には目の負担は増加する。

今回の調査では、作業前に「あくびがでる」、「ねむい」、と訴えた者が多かった。このことは、生活習慣とくに睡眠とも関連するものと考えられ、睡眠時間が比較的少ないと思われるものに多くみられた。

今回の調査においては対象者の自覚症状の訴え率は比較的低かった。VDT作業者の自覚症状の訴え率は作業時間が4時間を超えると増加するといわれているが、⁷⁾ 今回の調査では作業時間が4時間未満の者が大部分であったので、このことが影響していると思われる。

また、VDT作業の経験年数が長くなればなるほど、自覚症状の訴え率は高くなるといわれている。⁸⁾ 本調査の対象者の経験年数は「1～2年」が最も多く、長い者は少なかった。

フリッカー値測定は、一定の光源から出る光が点滅を繰り返す装置によって、連続光に見えるか、ちらつき光に見えるかの閾値を測定し、視覚系を経た脳の興奮性から疲労を判定するものであり、作業後の測定値が低下することが予想される。本調査の測定結果においては作業後に低値を示したが、その変動は軽微であった。しかし、対象者の中には作業前の測定値が作業後よりも低い者がみられた。これも睡眠時間との関連が考えられる。

唾液のpHは、疲労時に酸性に傾くことが知られている。本調査では全員の測定値が弱酸性を示していたが、作業前後の変動はみられなかった。

本調査における生活時間調査では、主として

睡眠時間とVDT作業時間の調査を行ったのであるが、学生の疲労自覚症状は学校および家庭における生活意識・行動^{9) 10)}がかなりの度合いで関連しているという報告があるので、生活時間調査の内容をさらに検討する必要がある。

5. まとめ

短期大学女子学生126名を対象として、疲労自覚症状調査、VDT作業時間調査、生活時間調査、フリッカー値測定および唾液pHの測定を行い、次のような結果が得られた。

疲労自覚症状は、作業前では「ねむい」、「あくびがでる」が多く、作業後では「ねむい」、「目が疲れる」、「肩がこる」などの訴え率が高かった。

フリッカー値は、3日間とも作業後は作業前よりも低値を示したが、午前と午後および3日間内における変動は少なかった。

唾液pHの測定値は3日間の作業前後にほとんど変動はみられなかった。

VDT作業状況は、一週間に平均3～4日、1日に平均1～4時間未満、一作業での連続使用時間は平均1～2時間未満であった。

生活時間調査から得られた結果では、睡眠時間の平均は7時間47分、自宅でのテレビウォッチングなどを含めたVDT作業時間の平均は1時間58分であった。

今後、VDT機器の使用頻度は益々増加する傾向にあるので、観察を継続することが必要であると考えられる。

6. 謝辞

本調査にあたり、ご協力頂いた教務課指導助手神長亜紀氏に対し心から感謝の意を表します。

7. 参考文献

- (1) 吉竹 博：改訂産業疲労（自覚症状からのアプローチ）、労働科学研究所出版部、1993
- (2) 阿部真雄：VDTと腰痛の健康診断、東京都予防医学協会年報、115-117、1994
- (3) 相沢好治、巽 洋、高田 昂：VDT作業者の自覚症状と影響因子の検討、日本の眼科、60、792-798、1989
- (4) 相沢好治：VDT作業者の健康調査、日本眼科医会VDT研究班業績集、10-12、日本眼科医会、1990
- (5) 石川 哲：VDTと眼、VDT医学マニュアル、26-34、全日本病院出版協会、1989
- (6) 杉田 稔、箕輪尚子、石井 幹、衛藤鎌三郎：VDT作業者の自覚症状の訴えに影響を及ぼす因子、産業医学、28、405-419、1986
- (7) 佐々木則寛、西山恵子、中沢美浦、水川敦子、西村 翠、山本宗平、牧野茂徳、高田昂：最近のVDT作業におけるOA機器使用時間と自覚症状について、産業衛生雑誌、41、433、1999
- (8) 島井哲志、岩崎祥一、高橋 稔、成田滋、鈴木秀吉：VDT作業者の自覚症状と経験年数、産業医学、28、87-95、1986
- (9) 門田新一郎：高校生の疲労自覚症状と生活意識・行動との関連について、学校保健研究、32、239-247、1990
- (10) 松田芳子、安武 律、柴田邦子、城田知子、西川浩昭：大学生の疲労感と関連要因について、学校保健研究、39、243-259、1997

アクアミネラルの利用に関する研究

荒田 玲子*・田中 景子**

A preliminary study of Aquamineral on food precessing

ARATA Reiko*, TANAKA Keiko**

Summary

Looking at the food situation of the world today, there are nations and regions where people are suffering from starvation and at the same time there are other countries, such as advanced countries like Japan, where the excessive or unbalanced intake of nutrients is a matter great concern. Intake shortage and an imbalance of vitamins and minerals seem to be a common nutrient problem for various countries in the world. Probably because of this tendency, consumers today in advanced countries can find plenty of calcium reinforced foods, supplements or functional foods in supermarkets and pharmacies, making consumers extremely food-conscious. In Japan, calcium intake is still short of the standard. Osteoporosis, which has traditionally been a problem for the middle aged and elderly, is now spreading among youngsters. Bone disease is now surfacing as a serious problem among consumers.

Aquamin, tried by the authors of this article, is a natural mineral supply originating from the calcified red algae, *Lithothamnion corallioides* and *Phymatolithon calcareum*, grown on the sea bed off the southwestern coast of Ireland. When it is applied to food, people can take in a variety of minerals, such as magnesium, phosphorus, kalium, sulfur and zinc.

Calcium salts are generally characterized by low solubility; many of them have particular tastes, including bitterness and sourness. When used as additives, they therefore cause gustatory problems. On the other hand, Aquamin, a natural product made from plants, has no taste or smell, does not change the taste of food to which it is applied and can therefore be used as an additive to a variety of foods to increase the calcium content. It also provides magnesium that is another mineral required by the human body together with calcium.

A report was published in Ireland that praises the safety and ease-of-use of Aquamin

as a food additive and highly evaluates its effectiveness in providing the quality improvement of processed foods. Considering these situations, the authors carried out a test to confirm the applicability of Aquamin to some cooked and processed foods popular in Japan. Panellers were also convened to check factors that influence the human sense of taste. The following results were produced from these experiments:

1) When Aquamin is applied to solid food, some extra measures need to be taken, including use of a pH adjuster. When applied to gelatinous food, it can be added easily.

2) Aquamin can be suitably applied to types of food that contain a large amount of oil and fat due to its emulsifiability.

3) Aquamin shows alkalinity when dissolved and will therefore cause a conspicuous gustatory problem with the flavor of food that has an acidic taste, such as juice drinks or juice jelly.

4) When acid is used to completely dissolve Aquamin, it changes the quality of proteinic food, such as milk products or gelatin. Care is therefore needed with respect to this nature of Aquamin.

5) Aquamin facilitates the tempering of chocolate, makes it less subject to blooming and improves the quality of the chocolate taste (i.e. makes chocolate melt easily in the mouth).

6) Aquamin enhances the elasticity of flour dough.

7) Since flavonoid pigments contained in flour or polyphenol pigments in chocolate tend to change its color when mixed with alkali, Aquamin can provide a favorable color finish to the foods to which it is added by, for example, intensifying the mouth-watering yellow of pasta and the brownish color of chocolate.

8) Aquamin provides a crispy and light bite to the batter coating of tempura.

9) Aquamin slightly inhibits the fermentation of bread (by about 10%). It also changes the texture and flavor of bread (by giving it a more sticky consistency).

10) When used together with eggs, the mixture takes on a dark green color and therefore degrades the color of tempura coating or steamed cakes.

11) The addition of Aquamin to foods other than those listed above causes no major problem. Aquamin will not cause any problem to food conditioning or any deterioration in the taste of food. It is a new functional calcium food ingredient that can make great contributions to dietary life as a calcium enhancer.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

1. はじめに

現在の世界の食料状況を見ると、飢餓に苦しむ国や地域がある反面、日本をはじめとする先進諸国のように、過剰摂取や栄養の偏りが問題になっている国もある。特にビタミン、ミネラルの摂取不足、アンバランスは、世界各国共通の栄養問題であるようである。そのためか、近頃のスーパー、薬局の店頭には、カルシウムを強化した食品、栄養補助食品、機能性食品等が数多くみられ、消費者の関心は高いようである。しかし、わが国におけるカルシウム摂取はいまだ基準量に達しておらず、特に10~40歳代の不足が指摘されている¹⁾。そのため、骨粗鬆症などの発症は、中高年層だけでなく若年層にもみられ今後さらに問題化すると思われる。

今回試験を試みたアクアミネラル(石化海藻)は、アイルランド南西海岸の海底に自生している紅藻の一種Lithothamnion corallioidesとPhymatolithon calcareumが石化した植物由来の天然カルシウム供給源で、食品への添加によりマグネシウムやリン、カリウム、イオウ、亜鉛等の摂取も期待できる。

カルシウム塩は一般に、溶解度が低く苦味、酸味など特有の味を持つものが多く、添加に問題が起こる。しかし、アクアミネラルは無味無臭で、食品の味を変えることなくどのような食品にも添加でき、簡単にカルシウム強化が出来る

ようである。さらに、その規格によるとカルシウムと同時補給の必要なマグネシウムも補うことのできる植物由来の天然の素材であるとある(表1参照)。

表1 アクアミネラル規格書

製品規格書		
製品名:	アクアミネラルF	
一般名:	(食品用) 海藻粉末	
外観	アクアミネラルFは白色で不活性、吸湿性のない粉末で水にほとんど溶けず、弱い酸には溶けます。	
分析データ	水分	5%未満
	強熱残分	89%以上
	カルシウム	31-35%
	マグネシウム	3-4%
	鉛	2ppm以下
	重金属	10ppm以下
	ヒ素	2ppm以下
	一般生菌数	10,000個/g以下
	カビ・酵母	100個/g以下
	サルモネラ	陰性/25g
	大腸菌	陰性/g
粒子サイズ	平均 4	ミクロン (最大25ミクロン)
荷 姿	25kg/段ボール	
保 管	湿気をさけ、冷暗所に保管してください。	

このような、食品添加素材としての安全性、使いやすさとともに、その添加により品質改良効果が期待できるという報告もある^{2) 3) 4)}ので、わが国でよく作られる調理加工食品でその適用試験を行うことにした。また、パネラーを使い嗜好に及ぼす因子についても検討を行った。

2001年10月10日受付

* ARATA Reiko 生活科学科食物栄養専攻・専任講師
(調理学)

** TANAKA Keiko 日本バイオコン株式会社

2. 適用試験項目及び調製方法

本報告では、1. ズル食品へのアクアミネラルの溶解試験、2. 食パン、3. チョコレート、4. 豆腐、5. 果汁ゼリー、6. パスタ、7. クッキー、8. アイスクリーム、9. バター、10. てんぷら衣、11. マヨネーズ、12. 味噌、にアクアミネラルを添加し、適用試験を行ったので報告する。以下、アクアミネラルは、AMと略す。

2-1. ズル食品へのAMの溶解試験

実験方法 (1)

〔材料〕 水	50ml
サラダ油	50ml
AM	① 0 g ② 水に0.3g ③ 油に0.3g

水50mlと植物油50mlにAM0.3g (Ca強化食品想定値) を混ぜその溶解の状態を観察した。その際、②水にAMを混ぜてから植物油を少しずつ加えていく方法と、③植物油にAMを混ぜてから水を少しずつ加えていく方法で行った。

また、酸性域pHにおけるAMの溶解性を調べるため以下の方法を試みた。

実験方法 (2)

〔材料〕 酢酸溶液	pH 2、pH 3、 pH 4 の三種
100%オレンジジュース	(pH4.01)

上記4種の液体にアクアミネラルを0.1%、0.2%、0.3%、0.4%、0.5%添加して溶解の様子を観察した。

2-2. 食パンへの適用試験

実験方法

〔材料〕 強力粉	280g
シヨ糖	20g
スキムミルク	6g
バター	20g
塩	4g
ドライイースト	2.6g
水	190ml
AM	① 0 g ② 2.3g ③ 3.5g ④ 7.0g

本試験においては常に同一の条件下で試験が進行するように、家庭用パン焼器 (エムケー精工株式会社製HBS403) を用い、その標準製法に従った。

材料へのAM添加は、AM3.5g添加において、出来上がりの0.8%添加で、食パンの1食分 (6枚切1枚分) でAM由来のカルシウムが200mg摂取できる添加量とした。

2-3. チョコレートへの適用試験

実験方法

〔材料〕 製菓用チョコレート (カカオマス38%含有)	100g
AM	① 0 g ② 2 g (2%)
製菓用チョコレート (カカオマス64%含有)	100g
AM	③ 0 g ④ 2 g (2%)

チョコレートのテンパリング常法⁶⁾ に従い、2種類のチョコレート各100gに対し、AM 0 g、2 gを添加した後、50℃の湯煎上で溶かし、(1) 43℃10分 (2) 28℃10分 (3) 32℃5分で攪拌調製後、型に流して15℃に保ち固め、操作過程の状態、出来上がりの状態を観察した。

2-4. 豆腐への適用試験

実験方法

〔材料〕	大豆	150g
	水	300ml + 400ml + 750ml
	グルコノ-1,5-ラクトン (GDL)	2.5g
	湯	(70~80℃) 50ml
	AM	① 0g ② 2.8g

GDL使用の手作り豆腐の常法で調製を行った。また、AM添加のタイミングをGDL添加直前とGDLによる蛋白凝固開始直後の二方法で調製し比較した。

2-5. 果汁ゼリーへの適用試験

実験方法

〔材料〕	粉ゼラチン	7.5g
	水	45ml
	100%オレンジジュース	400ml
	レモン汁	7.5ml
	AM	① 0g ② 2.6g (0.6%)
		③ レモン汁 + 2.6g (0.6%)

①は手作り果汁ゼリーの常法にて、AM無添加で調製。②は、温めたジュースにAM 2.6g (0.6%添加)に攪拌した後ゼラチンとレモン汁を添加。③は、レモン汁にAM 2.6gを溶解させて温めたジュースに添加しゼラチン、AM入りレモン汁の順に加え、それぞれ型に流し固めた。

2-6. パスタへの適用試験

実験方法

〔材料〕	デュラムセモリナ粉	350g
	水	106g
	オリーブ油	30ml
	AM	① 0g ② 3.7g (0.8%添加)

Marigotのアプリケーションデータ4)に基づいて、ミキサーで20分練り合わせた後、2時間休ませ、パスタマシーンにて伸ばしてカットした。それを2%食塩添加の湯で4分間茹でた。

2-7. クッキーへの適用試験

実験方法

〔材料〕	薄力粉	100g
	バター	60g
	粉砂糖	40g
	卵	25g
	レモンの皮	少々
	AM	① 0g ② 5g

AMは薄力粉と混ぜ、常法で絞り出しタイプのクッキーを調製した。

2-8. アイスクリームへの適用試験

実験方法

〔材料〕	生クリーム	200ml
	牛乳	50ml
	卵	50g
	砂糖	20g
	V.E.	少々
	AM	① 0g ② 6.4g (2%)

調製には、家庭用簡易アイスクリームメーカーを使用しその常法で調整した。

2-9. バターへの適用試験

実験方法

〔材料〕	動物性生クリーム (乳脂肪40%)	200ml
	AM	① 0g ② 0.6g (0.6%)

容器に入れ攪拌し、固形分をバターとして採取した。

2-10. てんぷら衣への適用試験

実験方法

〔材料〕	薄力粉	100g
	AM	① 0 g
		② 5 g (薄力粉の5%)
	卵	50g
	冷水	150ml
	さつまいも	
	揚げ油	

常法によりてんぷら衣を調製し同時に両者を適温で揚げ、衣に関してその状態とテクスチャーを比較した。

2-11. マヨネーズへの適用試験

実験方法

〔材料〕	卵黄	17g
	サラダ油	180ml
	りんご酢	15ml
	食塩	2g
	洋辛子	2g
	胡椒	少々
	AM	① 0 g ② 1.1g (0.6%添加) ③ 市販マヨネーズ + 1.1g

常法により2種類の手作りマヨネーズを調製した。AM添加区は、AMをあらかじめサラダ油に混ぜておいて以下は常法で調製した。市販のマヨネーズにも同じくAMを1.1g加え、分散の状態や食味を比較した。

2-12. 味噌への適用試験

実験方法

〔材料〕	赤だし味噌	50g
	AM	① 0 g ② 270mg
	一番だし汁	500ml

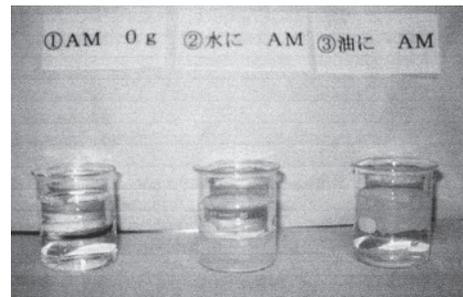
上記の味噌を500mlのだし汁に溶かし味噌汁を作り比較した。

3. 各種調理加工食品へのAMの適用試験の結果と考察

3-1. ゲル食品のAMの溶解試験

AMは、ゲル食品への適用も容易であるというアイルランドでの実用例があるが、身近な飲み物（ジュースや牛乳）に溶かすと沈殿を生じる。その為、家庭での飲食時の添加は可能と思われるが、食品工業製品として適用は困難と予測される。そこで、水と油という食品の基礎溶媒となるもので溶解実験を行った。結果は、②③共均一に解けることが無く、②は、白い沈殿物になり油の層の容積が約10%減少したことから、水の層に油がアクアミネラルと共に分散したものと考えられる。③のほうは、底への沈殿は無いが、水の層が均一に濁った。やはり油の層が約10%減少し水の層に均一にアクアミネラルと油の一部が分散した。(図1参照)

図1 AMの液体への分散(写真)



この事から、油脂に分散してAMを水に溶かすと沈殿を生ずることなく溶解させることが出来ることを確認した。これはアクアミネラルの多孔性によるものでありAMを水相に最初に加えれば水は孔の中に入り込み穴の中は極性をもつようになる。AMの外側も極性を持つためこれが油相に加えられればエマルジョンは不安定になる。しかし、最初に油相に加えればAMの穴の中には油が入り込み、その粘性により穴の中にとどまり疎水性となる。AMの外側は極性

を持つ親水性なので水中に加えられればエマルジョンとして安定化する。(図2参照)

また、酸性域におけるAMの溶解の状態は以下の通りである。(表2・図3参照)

図2 AMの多孔性を示す顕微鏡写真・炭酸カルシウムとの比較(写真)

アクアミネラル

炭酸カルシウム

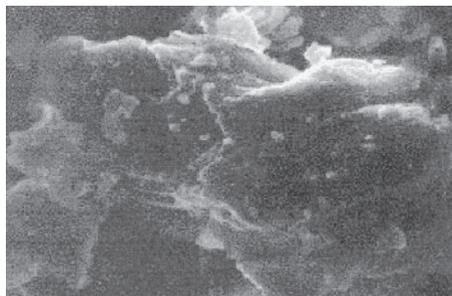
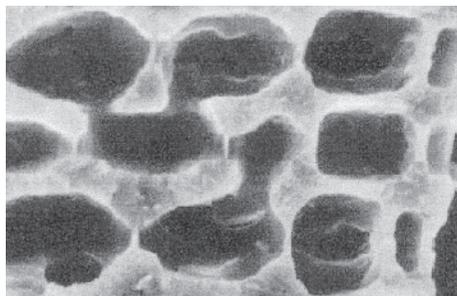
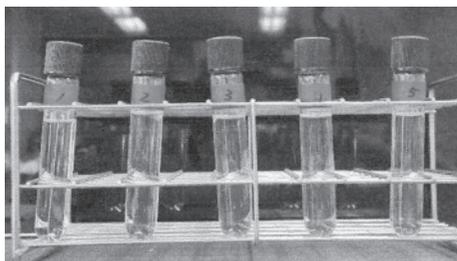


表2 酸性溶液におけるAMの溶解性

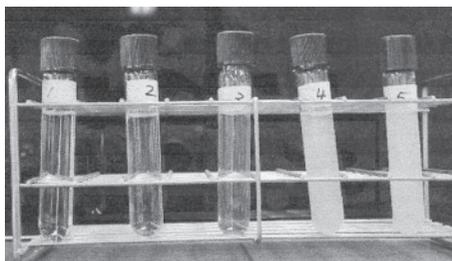
Caとして換算	3.4mg	6.8mg	10.2mg	13.6mg	17mg
pH 2	完全に溶解する 透明	完全に溶解する 透明	完全に溶解する 透明	完全に溶解する 透明	完全に溶解する 透明
pH 3	完全に溶解する 透明	完全に溶解する 透明	完全に溶解する 透明	沈殿 半透明	沈殿 半透明
pH 4	沈殿がある にごる	沈殿がある にごる	沈殿がある にごる	沈殿がある にごる	沈殿がある にごる
100%オレンジジュース 10ml (pH 4)	ほんの少しとろみがついている 沈殿はないようにみえる				

図3 酸性域におけるAMの溶解(写真)

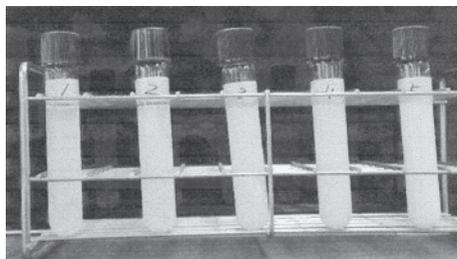
PH 2



PH 3



PH 4



pH 2 においては0.1%~0.5% AMまで完全に溶解したが、pH 4（オレンジジュースのpH相当）では、0.1% AMでも沈殿と濁りを生ずる。これと符合して、オレンジジュースにおいては、沈殿は生じないが少しとろみがついたような状態で、食味も酸味がほやけて、泡の発生が見られた。このことから、中和反応が起こって食味⁵⁾が変化したことがわかる。小早川らの研究でもカルシウム塩添加がオレンジ果汁の食味を著しく変え、オレンジ果汁へのカルシウム添加は不向きと結論づけていることとも符合する。

この結果から、AMを添加する際、油脂類と一緒に添加することがその後の分散に良い効果があることが判った。また、水媒体へのAMの直接の分散は難しく、オレンジジュースでは相性の良い乳酸⁶⁾などの酸で溶かしてから液体に混ぜることが必要である。ただし、その場合乳酸などの酸味によりAM無添加品の食味と異なる

製品となる。

3-2. 食パンへの適応試験

食パンの比容積は、AMの添加区は無添加区に比べ小さくなった。添加量による差はAM 0.5~1.5% (2.3g~7.0g) 添加の範囲ではほとんどなかった。(表3参照)

このことは、AM添加のため発酵またはグルテンの形成に影響があったと考えられる。しかし、焼き色に関しては差がなかった。(図4参照)

官能検査は、日本イースト工業会の品質採点法を参考に、外観、内相について検査した⁷⁾。添加区は、弾力のあるもっちりした感じがあり、香りも添加区と差があった。ただし評価はパネラーの好み⁷⁾が優先し、添加の有無による評価に差は無かった。(表4参照)

表3 AM添加と食パンの比容積

	A	B	C	D	E	平均
AM添加 0g	4	4.2	4	4.1	4.1	4.08
2.3g	3.8	3.9	3.8	3.7	3.7	3.78
3.5g	3.5	3.8	3.9	3.7	3.4	3.66
7.0g	3.5	3.6	3.8	3.5	3.5	3.58

図4 食パンにおけるAM添加の影響(写真)

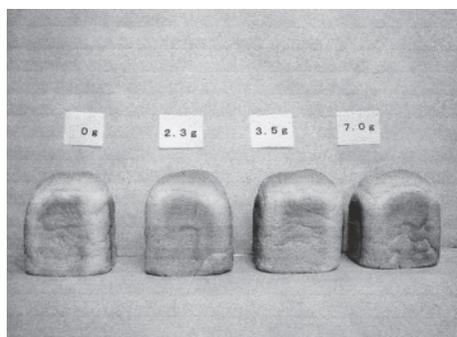


表4 AM添加食パンの品質評価

	標準(理想)品	AM0.5%添加パン	無添加パン
〔外観〕			
比容積	30	20	25
焼き色	10	10	10
形均等	5	5	5
表皮質	5	5	5
〔内相〕			
すだち	10	10	8
色相	5	5	5
触感	5	4	5
香り	15	12	15
味	15	15	12
合計	100	86	90

3-3. チョコレートへの適用試験

テンパリングの過程において、2種類のチョコレート共、添加区は無添加区より早くなめらかでつやのある状態に仕上がることを繰り返し試験で確認した。これは、AMの多孔性によるものとAM粒子が核となり容易に細かい結晶を作ってくれたと予想できる。その証明として、AM添加区は、無添加区よりブルーム現象が起りにくかった。(図5参照)

また、官能検査結果でもその口溶けの良さと舌触りの良さをおいしいと評価する者が多く、アクアミネラルを2%加えても食味を低下させる苦味などを感じなかった。また、色が深くなり高級感がでた。(図6参照)

図5 AM添加とブルーム現象の抑制 (写真)

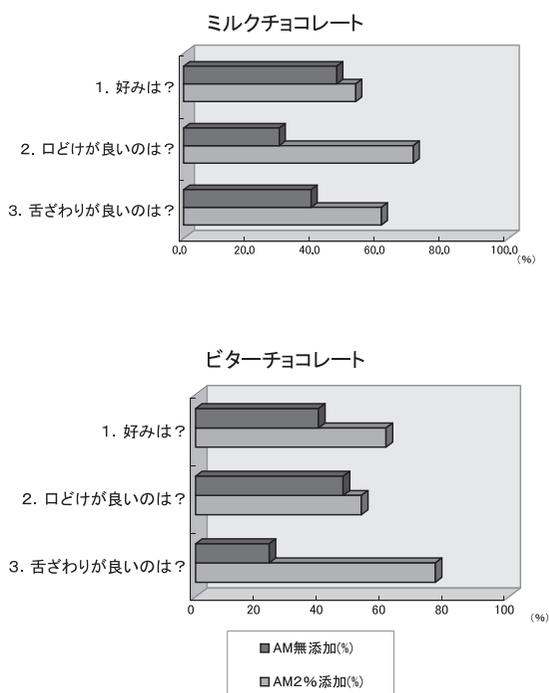


3-4. 豆腐への適用試験

添加区と無添加区同じく調製したが、AMを入れたものは固まりが悪かった。この時のpHは6.9であった。わずかに固まっている部分は滑らかでソフトなおいしい豆腐だった。AMはこのかたまりの中に分散しているか、離水した部分にあるのか判断できないが、大豆蛋白グロブリンの等電点は4.3~4.8なのでAM添加によりpHがアルカリ側になり凝固を妨げたと思われる。ちなみにAM無添加の豆腐のpHは5.9であった。

AMが、GDLによる酸凝固の働きを邪魔しているようなので、ある程度豆腐のかたまりが出来たところで、添加しミキサーでよく攪拌し

図6 AM添加チョコレートの官能検査結果



てみたが、豆腐の中に空気が入ったためかスポンジ状になりかたまらなかった。このときのpHは6.7であった。

結論としては、AM添加でGDLにより豆腐を調製することは困難である事がわかった。

3-5. 果汁ゼリーへの適用試験

外観は、無添加区に対し、②は、ゼリー型の底に白い沈殿層が出来た。③は、分散しているがややオレンジ色が濁ったゼリーとなった。

食味は、②は、分散していない部分が粉っぽく感じられる。②③とも酸味の減少、舌に泡っぽさを感じられ、酸が中和反応を起こしたことが判る。因みにpHは、材料のオレンジジュースが3.7、レモン汁が2.5であった。ゼリー調製後の①のpHが4.0、②が5.3、③が5.1になった。

3-6. パスタへの適用試験

添加区のほうが明らかに麺にコシがあり、通常のレシピだと好まれないし、調製も扱いやすく困難であった。色は添加区の方が黄色みをおびた。水の代わりに卵で練った卵麺では、AMが卵と反応して灰色がかかった黄色となった。出来上がったパスタをホモジナイザーにかけてpHを計ると無添加区はpH6.73、添加区はpH7.58であった。

3-7. クッキーへの適用試験

今回の添加は、小片60枚分量で1人4枚摂取の場合1食100mgのカルシウムが摂取できる添

加とした。レモンピールの香りと焼き菓子の香ばしさもあり、無添加区と添加区の差を感じることなく、おいしくカルシウム強化が可能ながわかった。色は添加区でやや白っぽく（くすんで）出来た。小片なので8枚分200mg分や12枚分300mg分摂取も可能である。

3-8. アイスクリームへの適用試験

クッキーと同じく、出来上がり、食味とも無添加区と添加区の差は無くおいしい。添加量も調節が可能である。卵を使っているので両者を比較すると若干黄色がくすんだ出来となるが、嗜好を左右するほどの問題はないと思われる。

3-9. バターへの適用試験

バターに関しては、AM添加区のほうが離水が無く安定性が高く、優れている。無添加区は、時間経過と共に離水が見られた。

食味は、①②に大きな差が見られなかった。ただし出来上がりの色は、若干②の方がくすんで色が悪い。(表5参照)。色の問題は、アナトーや天然βカロテンで補うことが可能である。

3-10. てんぷら衣への適用試験

明らかに衣のサクリ感が添加区が優れ、パネラー25名全員が好ましいと評価した。外観の色はやはり全員が無添加区を良しとした。

表5 AM添加バターの評価

	①無添加区	②添加区
見た目	よい 色が濃い	普通～よい 色が薄い(ややくすんでいる)
味	濃厚・牛乳臭い よい	ややさっぱり よい
ざらつき	なし	なし
におい	判別つかず(よい) 牛乳臭い	判別つかず(よい)
その他	比べるとなめらか 時間経過とともに離水してくる	一瞬甘く感じた しばらく置いた後でも離水が少ない

表6 AM添加てんぷら衣の評価

	①無添加区	②添加区
見た目	普通～よい 黄色くきれい	やや悪い 灰色がかってややくすんでいる
味	普通 よい	サクリして油切れが良い 非常によい
ざらつき	なし	なし
におい	判別つかず (よい)	判別つかず (よい)
その他	25名全員が無添加区の方が 色がよいと評価	25名全員が添加区の方が おいしいと評価

表7 AM添加味噌の評価

	①無添加区	②添加区
見た目	両者にまったく違いが無い	
味	八丁味噌独特の渋みと酸味があり よい	渋みと酸味が弱まる よい
ざらつき	なし	なし
におい	独特のにおい	やわらかいにおい
その他	八丁味噌が好きな人はこちらを評価	八丁味噌が嫌いな人はこちらを評価

3-1-1. マヨネーズへの適用試験

手作りマヨネーズは、その調製過程において、分散に問題がなくエマルジョンの形成にも差は見られなかった。市販マヨネーズへの添加も容易で、きれいに分散した。食味は、手作り、市販品共、無添加区と添加区の差が無かった。製品の色は、2種共、若干添加区が悪くなった。油性食品なので添加量もさらに増やすことが可能である。

3-1-2. 味噌への適用試験

水媒体への添加なので、沈殿を生じているはずであるが、味噌の沈殿もありAMの沈殿は、肉眼ではわからない。食味は、添加区の方が淡白で香りも弱く感じられる。癖のある豆味噌の渋み等が嫌いなものには添加区の方がおいしく、赤だしの好きなものには無添加区が好まれた。明らかに味噌とAMが反応して、味噌の特徴を和らげている。(表7参照)

4. まとめ

- 1) AMは、ゾル食品への添加には、pH調整等の工夫を要するが、ゲル食品への添加は容易である。
- 2) 油脂含有の多い食品への相性が良いのはAMの多孔性と乳化性による。
- 3) 溶解するとアルカリ性を示すため、酸味のある食品(果汁飲料や果汁ゼリー)の食味への影響がある。
- 4) AMを完全に溶解するために酸を用いた場合、タンパク質性食品を変性させるので注意を要する(乳製品やゼラチンへの適用)。
- 5) チョコレートのテンパリングを容易にし、ブルーム現象を起こしにくくし、食感の改良(口解けを良くする)効果がある。
- 6) 小麦粉ドウの粘弾性を高める。
- 7) 小麦粉の中に含まれるフラボノイド系色素やチョコレートに含まれるポリフェノール

色素はアルカリにより色が変わるので、AMの添加により、パスタはおいしそうな黄色い色を深め、チョコレートはその色を深くし、好ましい色に仕上げることができる。

- 8) てんぷら衣の食感をカリッと軽くする。
- 9) 食パンの発酵を若干阻害する(約1割減)。また、食感を変える(もちもち感が出る)食パンの風味を変える。
- 10) 卵と一緒に使うと暗緑色を呈し、てんぷら衣、蒸しケーキ等の色を悪くする。
- 11) 上記にあげた食品以外の食品に対するAMの添加は大きな問題が無く、添加によって食品調製に問題が起こったり、食味が低下したりすることが無いので、カルシウム補給に大いに寄与できる新しい機能性カルシウム食材であると言える。

5. 今後の課題

今回適用試験を行ったアクアミネラルは、植物由来のカルシウム供給源である。このことは、狂牛病の発生以来、動物由来の食原料に敏感になっている消費者にとって安心感があり、カルシウムと同時に摂取したいマグネシウム等の有用な微量ミネラルを共に含むことから、我々の健康に寄与する新しいカルシウム源ということがいえる。また、バイオアベイラビリティが高いので骨粗鬆症にも有用であり、無味無臭であるため食品への適用にも優れている。

今後は、更にその調理性の高さを検証していきたい。特にチョコレートの調製に高い調理性が期待できる。また、小麦粉等のグルテン網目構造への機能も究明できれば、パンや麺類等たくさんの小麦粉食品に応用が期待できる。また多くの加工食品に添加されれば、日本人の食生活の改善、健康への寄与にも繋がるものと考えられる。

なお、本研究は平成13年度荒田ゼミ履修生23名の協力を得た。ここに深く感謝する。

また、掲載した写真(図1~5)はデジタルカラー写真で投稿したが、印刷が白黒で行われたため、細かい色合い等が見づらくなったことを付記し、お詫びします。

参考文献

- 1) 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室編：国民栄養の状況 平成11年国民栄養調査結果(2001)
- 2) M.B.Assoumani：FOOD Style 21,4,8 p102-105(2000)
- 3) M.B.Assoumani：FOOD Style 21,4,7 p96-100(2000)
- 4) Marigot Limited：AQUAMIN APPLICATIONS(1997)
- 5) 小早川和也、柴田哲典：愛知県食品工業センター年報(38) p18-23(1997)
- 6) 河田昌子：お菓子「こつ」の科学(2000)
- 7) 高野博幸：栄養と健康のライフサイエンス Vol.2.No.4 p37-42(1997)

日常生活における化学物質の安全評価

古 賀 ノブ子*

Risk Assessment of Chemicals in Daily Life

KOGA Nobuko*

Environmental pollution and food contamination by exogeneous chemicals, such as PCB, bisphenol A, nonylphenol, and especially, dioxins is estimated to be a big threat to mankind in the global scale.

But, there exist many naturally occurring poisons and carcinogens, and cancer risks from natural pesticides in food are almost thousands of times greater than the hazards by synthetic pesticide residues.

Some risks by chemicals, for example, pesticides and food additives, compared with the other hazards of daily life seem negligible.

The weighing of risks and benefits calls for personal judgments, which can vary widely among individuals.

Minor risks of synthetic chemicals should be balanced against enormous benefits they offer for human life.

(Bulletin of Tokiwa Junior College, No.30)

1. はじめに

近頃、化学物質が話題にされる場合、発癌性とか、環境ホルモンの疑いが取り沙汰されることが多い。ダイオキシン、ビスフェノールA、ノニルフェノール、PCB、DDT、BHCなどである。これらのほかにも疑わしいものを含めて数百の化学物質が有害性、発癌性を持つと警戒

されている。20世紀後半に地球環境が、不適切に取り扱われた人工化学物質により汚染されたことは明らかであり、人類のみならず、すべての生物がその影響を受けていることは確かなことである。

しかし、人為的に合成された物質が現代の人間生活を豊かにしてきたこともまた、確かなことである。化学者は人類に有用な新化合物を合成し、化学工業はそれらを製品化して供給、今日の人類社会の豊かさを作り出したのである。これらの中には、疾病の予防や治療に役立つ医薬品、食料増産に貢献する農薬、食品の保存料、

2001年11月2日受付

*KOGA Nobuko 生活科学専攻・教授（食生活と衛生）

プラスチック、合成繊維、合金などさまざまな物質が現代の文明社会の生活に快適性と安全性を与えているのである。いくつかの人工化学物質の取扱いの誤りから地球環境や人類への危害がもたらされたことはあるが、現代社会における化学の貢献は、それにより起こされた危害によりはるかに大きい。それは、平均寿命の著しい伸びが物語っているのである。化学から得られた技術を安全に人間生活の向上に使えるよううまく制御し、利用してゆくのが科学者の務めであろう。

利益と危害、この相反する効果のバランスをとりながら、科学者は一般の人々にどのように対応すべきであろうか？現在の科学で確実に危険であるとか、安全であるとか言えることは一般市民が求めている危険に関する知識とは異質のものである。一般市民が抱いている化学物質の危険性についての疑問に科学的な正確さで答えようとするればたいへんな時間を要することであろう。不正確な知識をもっていたり、正しい知識が不足している場合には誤解やそれに伴う混乱が起るものである。科学者の客観的データが危険の可能性を予測するだけではっきり断定出来ない場合、環境関係の力や風評が主導権をもち、世の中を動かすことがある。ゴミ焼却場付近の野菜がダイオキシンに汚染されたという風評により経済的損害を被った例もそれである。

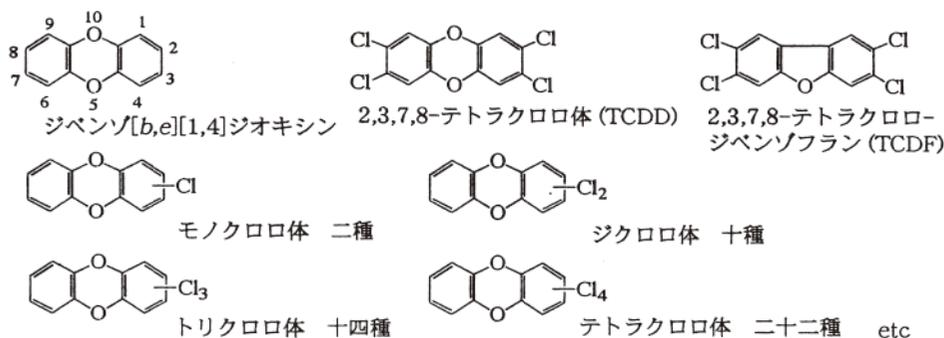
自然界にも存在する発癌性を含む有害物質と人的に合成された物質について毒性の強さと濃度から危険性の大きさを評価し、また、生活のなかに存在する化学物質以外の危害、すなわち、放射能、天災、事故などの危害評価をも考えてみることにする。

2. ダイオキシンについて

“ダイオキシン, dioxin”は酸素原子二個と炭素原子四個からなる六員環分子の一般類名であるが、社会で話題となっている“ダイオキシン”は、ジベンゾ [b, e] [1, 4] ジオキシンという正式名称をもつ物質の塩素化されたもの全75種のすべてを指している。その中では最も毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロ誘導体(TCDDと省略される)を指すことが多いが、無毒なものを含めた大部分の一般“ダイオキシン”(75種の内68種は無毒、またはほとんど無毒である)を区別せずに指すことも多い。

以下でダイオキシンと述べるときは、全75種の塩素化されたジベンゾジオキシンのすべてを包括して指すものとし、それらの中で最も強力な毒性をもつ2,3,7,8-テトラクロロジベンゾジオキシンを指すときはTCDDとよぶことにする。

また、環境物質としてのダイオキシンには常

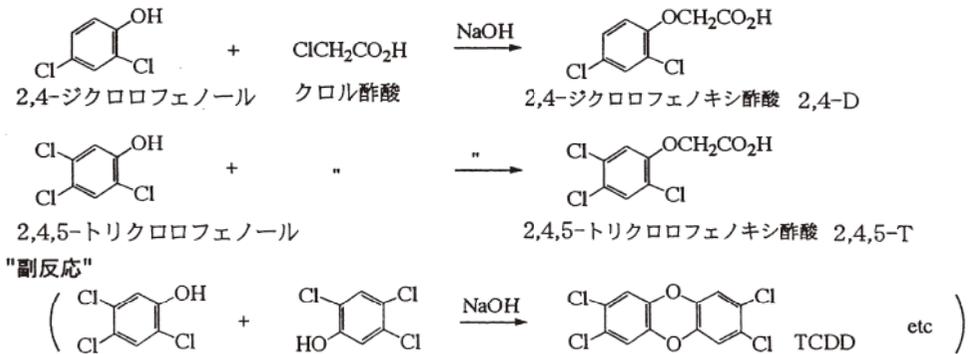


に酸素原子一個の“ジベンゾフラン”の塩素化誘導体135種が伴っており、同様に有害な公害物質としてこれらも一緒にまとめて扱われることが多い。(135種の内125種はほとんど無毒であり、TCDDと同様なテトラクロロ誘導体をTCDFと略称する。)

ダイオキシンの害に社会が注目するようになったのは、1962年から1969年にかけて、ベトナム戦争でアメリカ軍が総計50000トンの枯葉剤を撒布したときに始まった。

枯葉剤として使われた通称“Agent Orange”

には下式の2,4-Dと2,4,5-Tが含まれていたが、その中には製造に際して生成する不純物としておよそ2ppmのダイオキシンが含まれていた(実量にしておよそ100kgということになる)。2,4-Dと2,4,5-Tは双子葉植物を枯らす除草剤として1940年代に開発され、1950年代以降広く使われた。合成に当たっては対応するフェノールとクロル酢酸とを反応させるが、反応温度をおよそ150℃以下に保たなければ、副反応が起こりTCDDなどが生成することが知られていた。



この副反応事故は1949年(アメリカ)1953年(ドイツ)1963年(オランダ)1968年(イギリス)と各国で散発しており、初期にはダイオキシンの被害は追跡研究されてはいたが、“クロルアクネ”とよばれる面疱の発生以外にはあまり認識されていなかった。

エージェントオレンジを撒布された地区で異常な高率で奇形児が出生しているというニュースが世界に発信され、TCDDが急性毒性以外に

催奇性を持つことがわかったため、米政府は1970年以降、TCDDの主要な汚染源である2,4,5-Tの農業用および家庭用使用を規制した。TCDDの急性毒性(50%致死投与量、LD50)は実験動物の種類によって大きく異なり、モルモットに対する毒性が最も強く、ハムスターに対する毒性はその1/5000程度である。人間へのLD50はもちろん不明であるが、いくつかの工場事故での経験では、ハムスターに対する数

2,3,7,8-TCDDの急性毒性(経口) LD50 (μg/kg)

モルモット	1	ウサギ	115
ラット(オス)	22	マウス	284
(メス)	45	イヌ	>500
サル	50~70	ハムスター	5000

値より低いように思われる。

ダイオキシンの毒性は、急性毒性や催奇性の他に甲状腺や脾臓、睾丸の機能への障害、肝臓肥大などが報告されているが、はじめ人々の懸念はその慢性毒性の一つである発癌性に集中した。

このことに関しては、しかし、米国の環境保護局（EPA）の委託研究では、ラットなどに対してきわめて高い発癌性が明らかになっているが、ヨーロッパや米国での広範囲大量汚染例の調査では、チェルノブイリ原発事故による住民の発癌例のような、明確なTCDD発癌の例は非常に少ない。

たとえば、米国職業安全健康研究所の統計では、2,4,5-トリクロロフェノールの生産に従事したり2,4,5-Tの撒布に従事した十ヶ国18000人の労働者について、二十年間の癌での死亡例を調査した限り、比較的例の少ない癌である軟組織ザルコーマが正常統計値の二人に対して四人であったことを除いて、特に目立った正常値からのずれは見られなかったという。

慢性毒性に関して最近注目されていることは、1996年米国で出版された“*Our Stolen Future*”という書が、女性ホルモン類似作用をもつ多種の極微量環境汚染物質が生物の生殖機能異常をもたらしている可能性があることと警告していることであり、その中でダイオキシンがそのような疑惑物質の一つに挙げられていることである。それらの物質にはダイオキシン以外に、プラスチックの可塑剤など多種類のものが含まれているが、通常は全く害毒が考えられない極微量環境物質の生理作用に新たな視点の必要性が提案されたことはきわめて衝動的なことであり、早急な調査研究が必要である。

現在、ダイオキシンの分析技術はきわめて精細なレベルに達しており、1 pptの含量が測定できるまでに進んでいる。1 pptという量は1 g中の1 pgにあたり、言い換えると一兆円分の一円玉の山に対して一個の一円玉の過多を測定することに相当する。この分析レベルの測定に

よれば、英国の田園地帯の1840年代の土壌サンプルにも平均30pptのダイオキシンが含まれていることが明らかにされ、日本の8000年前の地層からも10ppt以上のダイオキシンの存在が検出されている。

これらの例からも明らかなように、ダイオキシンは人類の歴史以前から地球環境に含まれている化学物質の一つであるが、それらは木材中のリグニンやタンニンなどが塩素源の存在下で燃えることによって生成したとみられる。木材の燃焼は第三世界の熱エネルギー需要や、自然の森林火災などで年間50億トンに達し、そこから発生するダイオキシンは1 ppb量として年間5トンと見積もられる。しかし、高度に発達した化学産業を持ち、大量に燃料を燃やしごみを燃焼している現在、人類が排出しているダイオキシンは上記1840年代の数十倍になっているだろう。なお厚生省の推定によれば、日本全国の民生ごみ焼却によるダイオキシンの発生総量は97年で年間4.32kgと見積もられた（98年の排出量は1.34kg）。別の推定によれば、世界のダイオキシン排出の排出源別の割合は以下の通りである。

ごみ焼却	
（一般市民ごみ、業務ごみ）	42%
一般燃料の燃焼	
（一般加熱用、工業燃料用、発電用）	26%
自動車	7%
木材燃料	7%
森林火災	7%
下水処理	4%
パルプ生産	1%
その他	6%

最も多いのはごみ焼却によるものであるが、その大部分は古い焼却炉によるものであり、現在の新しい大型焼却炉で、最終燃焼温度を750

℃以上にコントロールされたものは発生したダイオキシンをほぼ完全に熱分解するため、きわめてわずかなダイオキシンしか排出しない。ダイオキシンは比較的自然的に分解され難く、中でも生体の脂肪組織に取り込まれたものはおよそ5年という長い半減期を持つが、自然環境の中で紫外線によっては分解され、ある種の微生物でダイオキシンを分解するものも知られている。ダイオキシンは脂肪中に蓄積されやすく、人間でも母乳中の脂肪に次のように包含されている。

3. そのほかの有毒物質

私たちは多くの有毒物質を知っており、ダイオキシン (TCDD) はその最も恐るべきものの一つとして認識されている。しかし、人を殺すという意味では、ほとんどあらゆる物質に毒性があり、アルコールはもちろん、食塩や砂糖にすら人を殺す能力がある。物質が毒物とみなされるか否かは、物質の毒性の有無にあるのではなくその毒性の強弱にある。

各国での母乳中のダイオキシン (単位pg/g乳脂肪), 日本は1994-95年, 他は1989-90年

日本	21 - 37,	オランダ	37 - 40,	ベルギー	34 - 39,	ドイツ	28 - 32,
スウェーデン	20 - 23,	イギリス	17 - 29,	ベトナム	7 - 32,	カナダ	16 - 23,
デンマーク	19,	米国	15 - 17,	南アフリカ	11,	インド	6

物質の対人急性毒性 (経口推定致死量)

ボツリヌス菌毒素	0.000005g	フェノール	1g
赤痢菌毒素	0.000005	カプサイシン	4
破傷風菌毒素	0.00005	バルビタール	5
VX	0.0001	バラコート	5
サリン	0.001	カフェイン	10
テトロドトキシン	0.001	ベンゼン	20
2,3,7,8-TCDD	0.001	エーテル	20
リシン	0.002	次亜塩素酸ナトリウム	30
ガラガラ蛇毒素	0.005	クロロホルム	30
コニイン	0.04	塩化マグネシウム	40
ニコチン	0.04	アスピリン	50
ストリキニーネ	0.05	エチレングリコール	100
ヘロイン	0.05	食塩	200
アコニチン	0.1	エチルアルコール	400
亜砒酸	0.2	グルタミン酸ナトリウム	900
青酸カリ	0.3	砂糖	2000

4. 自然界にもある発癌物質^{2) 3)}

たとえば天然の植物や野菜はそれ自身、みずからを守るための殺虫成分を含んでいる。それ

らの殺虫成分は殺虫能力を持っている以上、農薬として使われている合成殺虫剤より安全であるという保証ははたなく、実際に大部分は明確な毒性をもっている。しかも、その量は私たちの

一日の食品中に一人当たり総計1500mg含まれていると推定され、残留農薬の規制値 (0.09mg/day) の数千倍にあたる。これら天然の野菜類の天然の殺虫性毒物は、たとえばキャベツの中に49種含まれているが、それらの発癌性については、いくつかのものに存在が確認されている以外、ほとんど検査されていない。植物性の天然食品に含まれる発癌性殺虫成分のいくつかの例を下に示す。(数字はppm含有量)

5. 人為化学物質は天然化学物質より有害か？

人間が摂取する化学物質の圧倒的多数は自然のものであるにもかかわらず、それら天然化学物質に対する系統的な発癌性調査はきわめて少ない。人工化学物質に対しては、大量化学工業製品、合成殺虫剤、農薬、医薬品、食品添加物、染料などの350種について毒性検査（急性および慢性）が行われたが、天然化学物質について

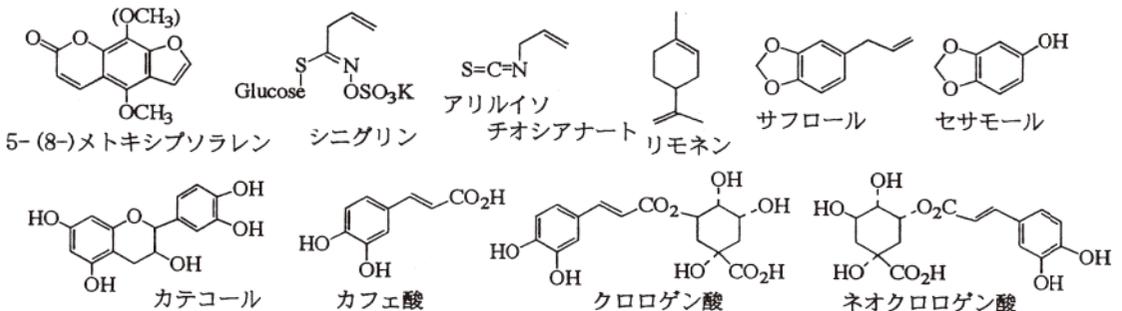
5-及び8-メトキシピソラレン
 シニグリン (アリルイソチオシアナート)

リモネン
 サフロール
 セサモール
 酢酸ベンジル
 カテコール
 カフェ酸

クロロゲン酸

ネオクロロゲン酸

バセリ (14)、セロリ (6.2)
 キャベツ (35-590)、カリフラワー (12-66)、
 芽キャベツ (110-1560)
 マスタード (16000-72000)、西洋わさび (4500)
 オレンジジュース (31)、ブラックペパー (8000)
 ナツメグ (3000)、ブラックペパー (100)
 ごま (75)
 ジャスミン茶 (230)、蜂蜜 (15)
 焙煎コーヒー豆 (100)
 焙煎コーヒー豆 (1800)
 りんご、人参、なす、セロリ、ぶどう、梨、
 馬鈴薯など (>1000)
 焙煎コーヒー豆 (21600)
 あんず、桃、プラム、チェリー (50-500)
 焙煎コーヒー豆 (11600)
 りんご、あんず、桃、プラム、チェリー、梨、
 キャベツ、芽キャベツ、ブロッコリ、など (50-500)



は、わずか77種について検査が終えているにすぎない。

これらの内、発癌性が認められたものは人工化学物質で350種中212種、自然化学物質で77種中37種であり、特に自然化学物質の方が安全ということはない。自然化学物質で危険性が指摘されるものの数が少ないのは、単に組織的に検討されたものの数が圧倒的に少ないためにすぎない。

アメリカのB.N.Ames博士は発癌物質のリスクの大きさを数値化して示す指数HERP値を提唱している。ある発癌性化学物質について、人間が通常の生活で一生の間に摂取し、または暴露される推定量 (単位はmg/Kg body wt.) のトータルが、齧歯類 (ラットやマウスなど) に対

する50%発癌投与量TD50 (mg/Kg body wt.) の何パーセントに当たるかを示す数値である。

このHERP値が大きいほど受けているリスクが大きく、値が小さい場合はその物質の発癌性の大小によらず現実のリスクは小さいことを意味する。算出されたHERP値の例を下に示す。

6. 人為化学物質と天然化学物質の違い

ヒトを含めた生物は、進化の過程で自然毒物への抵抗力はつけてきたが、人工の化学物質への抵抗はつけてこなかった、という理由で人工の化学物質の毒性は天然毒物より生物に対して悪質であるという説がある。しかし、生物が出合ってきた自然毒物はきわめて広範囲にわたっているため、それらへの防御システムは十分に

分類	発癌リスクと原因物質	HERP値 (%)
(環境要因)	井戸水1リットル (トリクレン300ppb)	0.0004
	水道水1リットル (トリハロメタン80ppb)	0.001
	プール水泳1時間 (トリハロメタン250mg)	0.008
	新築家屋内空気14時間 (ホルムアルデヒド600mg)	0.4
(食品残留農薬など)	BHC (一日摂取量0.03mg)	0.000001
	DDT, DDE (一日摂取量0.6mg)	0.00008
	PCB (一日摂取量0.2mg)	0.0002
	カルバリル (一日摂取量2.6mg)	0.0003
(天然食品中のリスク)	1,2-ジブプロモエタン (一日摂取量0.42mg)	0.0004
	調理ベーコン100mg (ニトロソアミン類0.4mg)	0.009
	じゃがいも1個 (クロロゲン酸4mg)	0.02
	ピーナツバター32g (アフラトキシン64ng)	0.03
	オレンジジュース180ml (リモネン5.5mg)	0.04
	コーヒー200ml (クロロゲン酸8mg他)	0.05
	焼するめ50g (ニトロソアミン類8mg)	0.06
	からし0.3g (アリルイソチオシアナート0.3mg)	0.07
	わさび1g (アリルイソチオシアナート0.4mg)	0.08
	りんご1個 (クロロゲン酸48mg)	0.2
	レタス1/8個 (クロロゲン酸66mg)	0.3
	ワイン250ml (エタノール30ml)	4.7
	ビール500ml (エタノール36ml)	5.6
	日本酒250ml (エタノール42ml)	6.6
(食品添加物)	ダイエットコーラ350ml (サッカリン95mg)	0.06

人工化学物質もカバーしている。

我々の防御システムは、たとえば次のようないくつかの段階をもっている。(1) 粘膜や皮膚などはたとえ被毒しても、それは数日ていどの寿命で常に新しく再生されているので影響は残らない。(2) 細胞は外界からの新しい毒物を分解する新しい酵素を作り出す能力を持っており、これらの新しい酵素系は自然毒、人工毒のいずれにも対応する。(3) DNA 修復能は自然化学物質によるか人工化学物質によるかに関係なく、すべてのDNA 損傷に対して有効である。

一方、動物は長い進化過程で様々な自然発癌物質に接してきているが、それらの発癌作用への免疫は現在に至るまで、まだ獲得できていないものも多い(たとえばアフラトキシンなどに対して)。また植物の側から見れば、毒成分はその植物が数百万年の進化過程で獲得した自己防御システムであり、動物が容易にその防御を越えられないことこそが、そのシステムが成り立つ条件であった。そして、ヒトはその歴史の中で様々な有毒植物を食習慣に取り入れてきている(たとえばマスタードやコーヒー、茶、わさび、にんにく、玉葱など)が、それらの自然毒への対抗形質を獲得するには、食生活の歴史はまだあまりにも短すぎると言える。

7. 癌のリスク

様々な疾病に罹患したとき、その原因はかな

り多くの場合説明可能であり、逆に言えばその疾病を回避するためには何をすべきか(あるいはすべきでないか)が、多かれ少なかれ明らかである場合が多い。

それに対して癌の発生は、きわめて長年月にわたる発癌原因の蓄積が原因であると考えられ、タバコと肺癌などの数少ない例を除いて因果関係はきわめて不明確な場合が多く、発癌物質の特定はきわめて困難である。タバコの場合についても、肺癌との因果関係がほぼ明らかにされるには50年以上の疫学研究の蓄積が必要であった。

因果関係の立証が困難であることはまた、ある物質の発癌との関係が疑われたときに、その疑いを消すこともまたきわめて困難であることを意味する。もともと疫学調査では、疑われる発癌原因の存在はある種の癌の発生率の変化と関連させて調査されるが、その癌が珍しいタイプのものであればともかく、ふつうに見られるタイプの癌である場合は、たとえ発生率の変化が見られても、それが自然に起こる単なるばらつきではない有意の変動であることを立証する必要がある。癌の発生があるグループやある地域で自然変動的に多く現れたりすることは決して珍しいことではないからである。

発癌要因に関するイギリスの疫学者R.DollとR.Peto⁴⁾の評価では、いくつかの発癌原因の重要度について、次のような変動誤差が組み込まれて報告されている。

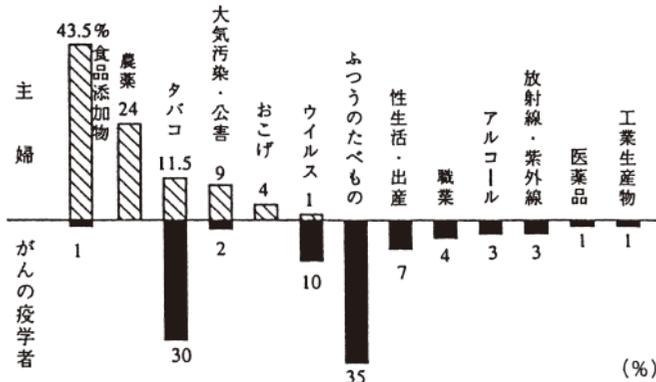
発癌原因とその重要度

(原因)	(重要度)	(原因)	(重要度)
食品	10~35~70%	アルコール	2 ~ 3~4%
タバコ	25~30~40	汚染	<1 ~ 2~5
感染症	1~10?~?	薬品及び医療	0.5~ 1~3
性的行動	1~7~13	工業製品	<1 ~<1~2
職業	2~4~8	食品添加物*	-5 ~<1~-2
地球環境	2~3~4	その他	?

*食品添加物でマイナスの数値となっているのは、たとえば抗酸化剤が食品中の過酸化物の生成を制御したり、保存剤の添加によって漬け物や燻製などの発癌リスクが回避できること、あるいは亜硝酸塩の添加によってポツリヌス菌などの発生が抑えられることなどが考慮されているためである。

癌の原因についての一般主婦と癌の疫学者の考え方の違いを示す次の図には、自然に反するものへの漠然とした恐れと、それを煽る一部の論評の影響を受けた主婦達の判断と、科学的デ

ータに立脚した疫学者たちの冷静な客観判断の違いの大きさが見事に表れている。(暮らしの手帳1990年4,5月号より)。



8. 日常生活におけるリスク

たとえば道路交通はHazard (危険、危険要因) の一つである。道路交通は人々にHarm (危害) を与える高いRisk (危険率) をもっている。日本では毎年100万人近くの負傷者と1万人前後の死者が道路交通から生じている。しかし私たちは明確な死者が一人も出ていない食品添加物や農薬やトリハロメタン、ダイオキシンなどに大きな恐れを抱いているが、これだけの具体的な危害を受けている道路交通にはその

10分の1の恐れも抱いていない。

結局、安全 (Safety) という概念はリスクが小さいということではなく、あるハザードが持つリスクが許容範囲以下の大きさであることを意味する概念である。あるハザードが内包するリスクの認識とその許容性は、人によって異なるため安全性の認識もまた人によって大きな差がある。そのような場合、安全性とリスクの認識に必要なものは、情緒的な恐れに基づく主観的判断ではなく、科学的なデータに基づく冷静な判断である。

日常生活におけるリスク・トップ30と人々の評価の違い (米国 1982)⁵⁾

実際のリスク順位 (年間死亡者数)	女性有権者の評価	大学生の評価	ビジネスマンの評価
1. 喫煙 (150,000)	原子力	原子力	拳銃
2. アルコール飲料 (100,000)	自動車利用	拳銃	オートバイ
3. 自動車利用 (50,000)	拳銃	喫煙	自動車利用
4. 拳銃 (17,000)	喫煙	農薬	喫煙
5. 感電 (14,000)	オートバイ	自動車利用	アルコール性飲料
6. オートバイ (3,000)	アルコール飲料	オートバイ	消防活動
7. 水泳 (3,000)	航空機一般	アルコール飲料	警察活動
8. 外科手術 (2,800)	警察活動	警察活動	原子力
9. 医療X線 (2,300)	農薬	避妊	外科手術
10. 鉄道事故 (1,950)	外科手術	消防活動	狩猟

11. 航空機一般 (1,300)	消防活動	外科手術	航空機一般
12. 大規模工事 (1,000)	大規模工事	食品保存料	登山
13. 自転車 (1,000)	狩猟	スプレー缶	大規模工事
14. 狩猟 (800)	スプレー缶	大規模工事	自転車
15. 家庭機械 (2009)	登山	航空機一般	農薬
16. 消防活動 (195)	自転車	商業航空機	スキー
17. 警察活動 (160)	商業航空機	医療用X線	水泳
18. 避妊 (150)	感電	狩猟	商業航空機
19. 商業航空機 (130)	水泳	感電	感電
20. 原子力 (100)	避妊	食用色素	鉄道事故
21. 登山 (30)	スキー	抗生物質	フットボール
22. 草刈り機 (24)	医療X線	登山	避妊
23. フットボール (23)	フットボール	鉄道事故	スプレー缶
24. スキー (18)	鉄道事故	自転車	医療用X線
25. ワクチン注射 (10)	食品保存料	スキー	草刈り機
26. 食用色素 ---	食用色素	フットボール	抗生物質
27. 食品保存料 ---	草刈り機	家庭機械	家庭機械
28. 農薬 ---	抗生物質	草刈り機	食品保存料
29. 抗生物質 ---	家庭機械	ワクチン注射	ワクチン注射
30. スプレー缶 ---	ワクチン注射	水泳	食用色素

日常生活や曝露による年間死亡リスク (10万人あたり)⁶⁾

モーターサイクリング	2000	警察活動 (事務以外)	22
すべての年齢、原因	1000	ボート	5
アクロバット飛行	500	ロデオ演技	3
喫煙 (全死亡)	300	狩猟	3
パラシュート	200	火災	2.8
喫煙 (癌)	120	ダイエット飲料 1杯/日	1.0
ハンググライダー	80	(サッカリン入)	
消防活動	80	ピーナッツバター 4 tbs	0.8
石炭採掘	63	(アフラトキシン)	
農作業	36	洪水	0.06
自動車	24	落雷	0.05
		大理石 (自然放射能)	0.000006

9. おわりに

日常生活全般のリスクから客観的に考えると、ダイオキシン類、その他の人為化学物質によるリスクははるかに小さいことがわかる。また、Amesらの例証によれば、食品中に含まれる天然有害物質のバックグラウンドは、合成化学物質のそれをはるかに凌ぐものである。合成化学物質の食品への混入（残留農薬、食品添加物）⁷⁾についての分析データはおおむね基準値以下である。

合成化学物質は農薬にしても、食品添加物にしても、それぞれ、人間生活に恩恵を与えるものであり、その使用を止めることによる損失は計り知れないものがある。リスクと効用を綿密に評価し、害のない安全な使用法を確立するには、さらなる研究が必要であろう。有害ならば絶対に許されないという感情的な結論でなく、人類が限られた地球の上で正割してゆくこと、また、ある程度の生活水準は維持したいこと、そして、何よりも大切なことは人類を含めた地球環境が保全されることを総合的に考えて行かなくてはならない。

本年度、ノーベル化学賞を受賞した野依良治教授の業績は不斉合成⁸⁾（立体異性体の一方を選択的に合成）であるが、この手法により、医薬品の分野では、有効で無害な一方の立体異性体のみを合成することが出来、副作用のない明るい治療の道が開かれつつある。

21世紀は化学者の英知と努力に期待したいものである。

References

- 1) 和田 攻 学士会会報 No 830,1 (2000)
- 2) B. N. Ames and L.S. Gold, *Angew. Chem.Int. Ed. Engl.* 29, 1197(1990)
- 3) B. N. Ames, R. Magaw and L. S. Gold, *Science*, 236, 271(1987)
- 4) R. Doll and R. Poto, *J. of the National*

Cancer Institute, 198(1981)

5) A. C. Upton, *Scientific American*, 246, 29 (1982)

6) E. Grouch and R. Wilson, *Risk Analysis* 6, 403 (1986)

7) R. Wilson, *Technology Review*, 81, (4) 41 (1979)

8) 野依 良治 学士会会報 No 833, 118 (2001)

平成12年度 課題研究（各個研究）報告

「現代におけるシェイクスピア（2）」

教養学科
助教授 村松 俊子

1998年度の研究助成の課題を継続し、現代ジャーナリズムにおけるシェイクスピアの引用、作品紹介、上演の現状の調査分析がねらいである。

前回英国紙 *The Times* における1988年以降10年間にわたる紙面での引用の実体を調査したのに引き続き、今回は「時代のオピニオン誌」といわれる、アメリカの週刊雑誌 *Time* を対象に、[シェイクスピア] をキーワードに絞り、Dialog検索の結果分析を行った。

1923年創刊のタイムズ誌の編集方針は、本来アメリカを中心にした視野に立っていたが、近年では英語圏以外の読書をも対象に入れるようになり、本誌はいわばグローバルな視点を持つ雑誌の代表といえる。

調査は1959年から1999年までの40年間に亘る紙面でのシェイクスピア関連記事を対象とした。1960年代、70年代、80年代、90年代と4つに大別すると、それぞれ34件、15件、46件、33件という結果が得られた。ところがそのほとんどはReview（映画や演劇評論）である。作品の引用の振りが使用される場合でも記事内容は劇評や映画の上映紹介に留まっている。しかも関連記事の多少とシェイクスピア作品映画化と密接な関係を持つという実体は、週刊誌としての役割と映像文化との相関関係を表すものと考えられる。

シェイクスピア作品からの直接的引用の実体は、膨大な数の印刷物を対象に行わなければつかみきれない。「シェイクスピア」の文字が同時に使用された場合と、台詞の引用や振りとして利用される場合とを、さらに分類してみる必要があるだろう。

また時代背景がどのように作用しているかが、今後の課題として残る。

すなわち英国の日刊紙タイムズにおけるシェイクスピアの引用がビジネス、国内外のニュース、教育など多岐に亘り、しかも内容はかなり高度な読者を対象にしているのに対して、タイム誌におけるシェイクスピアは、依然として演劇人に留まっているといえる。

「現代におけるシェイクスピア」というテーマで、まずメディアにおけるシェイクスピアの登場を調査するこの研究の目的は、さらに多くの資料に当たることによって、英国とアメリカという英語圏大国における実体がより明確化されると考えられ、引き続き研究を行いたい。

平成12年度 課題研究（各個研究）報告

「高齢者の色彩嗜好」

生活科学科 生活科学専攻
助教授 伊藤 久美子

2色配色の色彩感情について、次に示す11の尺度を用いたSD法の因子分析結果を表に示す。2色配色は、40組。用いた形容詞対は、騒がしい－静かな、動的－静的、派手な－地味な、良い－悪い、好きな－嫌いな、美しい－汚い、軽い－重い、明るい－暗い、陽気な－陰気な、鋭い－鈍い、緊張した－ゆるんだ、以上の11尺度である。因子分析は、主因子法により因子抽出したが、その結果4因子解を適当と判断した。このとき4因子による累積寄与率は、69.68%であった。バリマックス回転後の因子負荷量を下表に示す（表中太字は、0.6%以上の負荷量）。

表. バリマックス回転後の因子負荷量

	因子 I	因子 II	因子 III	因子 IV	共通性
騒がしい－静かな	0.812	-0.116	0.072	0.375	0.819
動的－静的	0.735	-0.123	0.363	0.239	0.614
派手な－地味な	0.608	0.140	0.384	0.394	0.691
陽気な－陰気な	0.564	0.401	0.465	0.148	0.717
好きな－嫌いな	-0.116	0.815	0.087	-0.011	0.685
美しい－汚い	0.147	0.772	0.360	0.068	0.752
良い－悪い	-0.059	0.751	0.357	-0.031	0.696
軽い－重い	0.010	0.335	0.729	-0.080	0.651
明るい－暗い	0.396	0.340	0.700	0.095	0.772
緊張した－ゆるんだ	0.254	-0.070	-0.105	0.725	0.606
鋭い－鈍い	0.382	0.115	0.134	0.697	0.662
寄与率	20.84	20.72	15.32	12.80	69.68

表の通り、第1因子が活動性因子（寄与率20.84%）、第2因子が価値因子（同20.72%）、第3因子が軽明性因子（同15.32%）、第4因子が鋭さの因子（同12.80%）以上の4因子が抽出された。これらは、音楽、音、色、形、象徴語、映像とその音楽という全6領域の刺激全体を総合した先行研究因子分析結果とも同様の4因子となった。

平成12年度 課題研究（各個研究）報告

「小・中学校におけるスクールカウンセラーの活動の追跡調査」

教養学科
教授 濱崎 武子

教育現場に多発する「いじめ」、不登校等不適應問題への対策の一つとして、文部省は平成7年度よりスクールカウンセラー活用調査研究委託事業を開始して、心の問題の専門家として臨床心理士を小学校・中学校・高等学校に派遣して複雑になってきた児童生徒の問題を教師と協力・連携して関わっていくことを試み始めた。調査研究の主たる内容は①児童生徒のいじめや校内暴力等の問題行動、登校拒否や高等学校中途退学等の学校不適應、その他生徒指導上の諸問題に対する取り組みの在り方、②児童生徒の問題行動等を未然に防止し、その健全な育成を図るための活動の在り方などである。スクールカウンセラーに委ねられた役割は①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、④その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるものである。

研究目的

本研究は平成7年度から12年度までの上記のスクールカウンセラー活用調査研究で筆者が関わったスクールカウンセラー活動の追跡調査を行ない、いじめ、不登校等に対する対応を評価し、臨床心理士が学校社会に参加した意義を検討し、将来のカウンセリングの学校臨床の在り方を展望するための2年継続の研究の前年度分である。本年度の研究は平成7年度から10年度までに終了した2つの中学校での活動をその対象として進められたものである。

研究方法

平成7年度から2年間及び平成9年度から2年間に筆者がスクールカウンセラーとして関わってきた2つの中学校での活動を対象に評価するために、①教師に対しては意識調査を実施し、②面接やコンサルテーションを通して関わってきたケースに対して本人及び関係者に対して主として聞き取り調査を実施した。教師に対する意識調査の質問内容は①現在、心の問題を抱えている生徒で個別に、積極的に関わる必要が感じられる生徒の有無、②生徒指導についてスクールカウンセラーとの協力、連携を必要とするか等を中心に構成されている。聞き取り調査に関しては11ケースが協力を約束してくれた。

結果と分析

詳細については2年目の調査結果とあわせて分析する。全体的傾向を見ると、ほとんどの教師は問題を抱えた生徒をクラスに持ち、教育現場はますます厳しくなっている。スクールカウンセラーとの協力、連携については必要性が高く、スクールカウンセラーの活動が肯定的に受けとめられた結果であると言えよう。11ケースについては1ケースの非行傾向を除いて、他は不登校ケースである。

平成13年度 課題研究（各個研究）報告

「青少年期における危険行動関連要因の検討」

生活科学科 食物栄養専攻
助教授 市村 國夫

青少年期の健康問題は、身体上の問題に加え自我の形成や社会の変動を反映して特殊な問題行動に繋がることが懸念され、結果として健康阻害へと結びついてゆく危険性が考えられている。喫煙をはじめとして飲酒や薬物乱用、暴力などを含む危険行動は、そのきっかけが精神的な要因によるところが大きいことは多くの研究で明らかにされているところである。筆者らも青少年期における喫煙・飲酒・薬物乱用といった行動と社会規範の間には関連が見られることを報告してきた。また、加えて最近における青少年期の危険行動の研究では危険行動に関連する要因として Self Esteem の程度や Social Support の大きさ、そして Sensation Seeking の程度などが重要な関連要因となることを指摘している。しかし、そこでは各要因ごと個別に危険行動との関係を検討したのみに止まっている。

そこで、本研究では喫煙・飲酒・薬物乱用に加えて暴力、武器の携帯、安全行動の実践状況といった各種危険行動と、それらと関連ありとされている4種類の態度尺度を含む調査票を作成し、各々の危険行動と態度尺度により、その関連性を検討すると同時に危険行動間、態度尺度間相互の関連性の検討も視野に入れ準備を進めた。以下に危険行動として取り上げた項目と4種類の態度尺度の出典を挙げておく。

危険行動 喫煙経験、飲酒経験、薬物（シンナー、大麻、覚せい剤）の経験、暴力による加害、被害の経験、ナイフ携帯の経験、無断外泊、怠学行為、自転車の安全走行など

Self Esteem 尺度	M.Rosenberg による10項目
Social Support 尺度	Aseets 調査からの引用
Sensation Seeking 尺度	R.Jessor, M.Zuckerman らによる調査からの引用
Social Norm 尺度	久世敏雄らによる

業 績 一 覧

以下に掲載するものは、2000年4月から2001年3月までに本誌以外に発表した論文および著書である。

教 授 濱 崎 武 子

小学校の生活に適応するために（高木和子編著，小学一年生の心理，大日本図書，2000）p.149-173
適応に苦悩する子どもたち（高木和子編著，小学二年生の心理，大日本図書，2000）p.159-176

教 授 日 高 秀 昌

糖質の新しい機能とその展開（食品工業2000年5月30日号，光琳，2000）p.18-24
Development and Beneficial Effects of Fructo-oligosaccharides (Neosugar)
（Barry,V.M.& Leon,P., Advanced Dietary Fiber Technology, Blackwell Science, 2001）
ヤーコンの健康機能性（大地からの健康学 — 地域特産と生活習慣病予防 —，（財）農林統計協会）
p.192-197

助 教 授 市 村 國 夫

Assessment of Smoking related Risks for Respiratory Symptoms among Elderly People
（Ichimura, K.他, Environmental Health and Preventive Medicine, 日本衛生学会，2001）p.173-179

助 教 授 大 武 茂 樹

新・現代教育要論（松島鈞他，日本文化科学社，2000年）p.161-182

助 教 授 三 宅 光 一

ニーチェの解釈学（読書科学，日本読書学会，2000）p.139-149
童話の世界 — 大人と子どもを結ぶもの —（芸林書房，2000）
ニーチェのヨーロッパ近代批判 — ルターとルソーの場合 —（東海大学文明研究所紀要，東海大学
文明研究所，2001）p.23-36, p.41-43
西欧文学の中の両性具有と性差（Rhodus Zeitschrift für Germanistik Nr.17, 筑波ドイツ文学会，
2001）p.49-66

助 教 授 紙 透 雅 子

プロ・スポーツに審判員がいなくなる？（上）（自由第42巻8号，自由社，2000）p.121-128
プロ・スポーツに審判員がいなくなる？（中）（自由第42巻9号，自由社，2000）p.114-120
プロ・スポーツに審判員がいなくなる？（下）（自由第42巻10号，自由社，2000）p.115-122

専任講師 富 田 教 代

集団給食用語辞典（鈴木久乃他編，第一出版，2000）
短大生の栄養士業務に関する意識の変化（第47回日本栄養改善学会講演集，2000）p.315
チーズの文化史（家庭科教育第75巻1号，家政教育社，2001）p.63-67

専任講師 荒田 玲子

日本の食生活における梅干しの役割・位置づけに関する研究（日本食生活文化調査研究報告書17,
（財）日本食生活文化財団, 2000）

専任講師 橋本 安司

Finite model property for some intuitionistic model logics (Bulletin of the Section of Logic Vol30/2,
2001) p.87-97

Bulletin of Tokiwa Junior College

No.30

Contents

Articles

- MIYAKE Mitsukazu : Nietzsche und der christliche Glaube 1
- ENAMI Junko : A Support Program For Toddlers And Parents By Junior College
Course 25
- MORI Nagahide : A Study of the Public Ombudsmen 45
- KANEKO Yuji : The Information Disclosure of Non-Profit Corporations 57
- MUROHUSHI Takeshi : The Information Ethics in the Internet Society 68
- TOMITA Noriyo : Effect of Umeshu on Serum Cholesterol Levels 76

Review

- NAKAGAWA Atsusi : A Prospect of Emerging Stock Markets 82

Report

- FUJIE Zenichiro : Fatigue on the Students due to VDT Works 89

Notes

- ARATA Reiko, TANAKA Keiko : A Preliminary Study Aquaminal on Food
Preprocessing 98

Material

- KOGA Nobuko : Risk Assessment of Chemicals in Daily Life110
-

Tokiwa Junior College
December 2001